

名古屋市政資料

2009年11月定例会

2009年12月臨時会

No.165

2009年12月28日

発行 日本共産党名古屋市議員団

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所内

052(972)2071 fax 052(972)4190

e-mail : dan@n-jcp.jp

ホームページ http://www.n-jcp.jp/

名古屋市11月定例会(2009年11月20日～12月9日)

11月定例会について	1
個人質問	
田口かずと議員 住民税の年金天引きはやめ、本丸御殿復元工事の着工中止を	2
さとう典生議員 市民税減税は「金持ちゼロ」の約束を守れ。こうすればできる	8
梅原紀美子議員 国保料引き下げと中小業者への効果的な支援を	12
くれまつ順子議員 職と住まいを失った人への支援と年末年始対策を	15
各常任委員会の概要	19
主な議案への各会派の態度と議案修正案の提案について	20
反対討論(かとう典子議員) 給与の大幅削減は民間にも影響、官製ワーキングプアへ	24
反対討論(わしの恵子議員) 定数削減などの市政改革条例は民主主義破壊です	25
減税条例修正案の提案説明(江上博之議員) 金持ち・大企業は減税から除外します	26
補正予算案修正案の提案説明(江上博之議員) 市長秘書や地域委員会は予算から削除	27
請願・陳情について	
請願に対する態度	28
反対討論(山口清明議員) 陽子線がん治療施設は市が単独でやることではない	35
受理された新規請願・陳情	38
意見書・決議	39

名古屋市12月臨時会(12月18日～28日)

12月臨時会について	43
主な議案への各会派の態度	43
個人質疑	
田口一登議員 庶民の生活支援より富裕層や大企業を支援するのか	44
くれまつ順子議員 談合が疑われるのに契約を行った責任を感じないのか	46
反対討論(さとう典生議員) 修正案も原案も金持ち・大企業優遇に変わりない	48
反対討論(わしの恵子議員) 公約違反の市長、原案賛成の民自公、市民を裏切るのか	49

名古屋港管理組合議会11月定例会(11月10日)

一般質問	
わしの恵子議員 アメリカ軍艦の入港をやめさせ、平和な商業港として発展を	50
山口きよあき議員 高潮時のコンテナ流出対策/ガーデンふ頭と金城ふ頭/貨物の増加策	53

その他

閉会中の委員会審査について	60
声明・申し入れ	62
資料	65

11月定例会について

一、11月定例会は11月20日から12月9日の会期で行われました。
市長提案50件、議員提出議案20件（うち意見書12件）が審議されました。

一、日本共産党市議団は、市職員の給与を年間5.05%と過去最大、他都市と比較しても異常な大幅引き下げとなる条例案と関連予算7件に反対しました。

一、河村市長の「市民税減税」条例案が提出され、6月議会に出され継続審査になっていた基本条例は撤回されました。審議の中で金持ち大企業優遇の正確が明らかになり、低所得者対策も示されないままの減税案であることが明らかになり、日本共産党は修正案を提出し、真の庶民減税を目指しましたが、本質は変わらない自公修正案が可決されました。市長は「暴挙だ」といって再議にかけることを表明しました。

一、市長は減税に反対する議員への圧力をかけるため「市政改革ナゴヤ基本条例」なるものを提案しました。減税と地域委員会を実施し、議会を改革するというものですが、実態は市長の特異な政治観に基づき、議員はボランティアで、定数は半減、報酬も半減、政調費は不要などと民主主義を破壊しようとするものでした。市長の意を受けたサポーターらが次々と「議会解散請求」をする団体をつくり、議会に圧力をかけました。民自公のオール与党会派はあわてて議会改革のポーズをつくり、共産党も巻き込んで密室議論をしようとした。日本共産党は公開での議論を求め、「議会基本条例制定研究会」をたちあげ、公開での議論が実現し、条例も継続審査となりました。

一、市長の特別職の秘書設置条例と関連予算、及び地域委員会モデル実施の予算に対し、原案には反対し該当部分を削除する修正案を提出しましたが、否決されました。その他市施設を民間営利企業に指定管理者とする条例など11件に反対、市政改革ナゴヤ基本条例の継続審査にも議論は尽くされているとして反対しました。

一、個人質問では、田口一登議員が政治のボランティア化と地域委員会について、さとう典生議員が市民税減税の正確について、梅原紀美子議員が国保料の引き下げや中小業者への支援策について、くれまつ順子議員が貧困ビジネスと生活困難者体策について、それぞれ市の対応をただしました。

一、意見書は、各会派から提出された12の意見書案が議会運営委員会理事会で協議され7件が可決されました。日本共産党提出の「労働者派遣法の抜本改正に関する意見書」と「保育所最低基準に関する意見書」の2件が協議修正のうえ可決されました。

一、給与条例の個人質疑では、かとう典子議員が反対討論を行いました。「市政改革ナゴヤ基本条例」の継続審査に対し、わしの恵子議員が民主主義破壊の暴挙だ、直ちに否決を、と討論を行いました。

一、請願審査では、「改正貸金業法の早期完全実施」と「料行く施設での小児整形外科医の欠員補充」に関する請願が採択され、「陽子線がん治療施設建設促進」の採択については異議申し立てを行い、山口きよあき議員が反対討論を行いました。新たに「障害児保育の充実を求める」などの8件の請願に紹介議員になりました。

一、名古屋市議会基本条例制定研究会の委員は、議長、副議長及び各会派三人です。共産党からは、江上博之、わしの恵子、山口清明が参加しています。

2009年11月議会日程

月日	曜	時間	会議	備考
11/20	金	11:00	本会議	開会 給与条例の提案提案 個人質疑 その他議案の説明
11/24	火		精読	議案説明会
11/25 ~ 26	水 ~ 木	10:30	委員会	給与条例の質疑 意思決定
11/27 ~ 12/1	金 ~ 火	10:00	本会議	給与条例の 委員長報告、採決 個人質問
12/2 ~ 12/8	水 ~ 火	10:30	委員会	質疑 所管事務調査 意思決定
12/9	木	13:00	本会議	委員長報告、採決

議案質疑(11月27日)

憲法理念にも反する政治ボランティア化、福祉の行政責任投げ捨て地域で見ればいい、というのは市民の願いではない
田口かずと 議員



「政治ボランティア化」について

政治の職業化が、住民の政治参画を阻んでいるのか

【田口議員】「住民分権を確立するための市政改革ナゴヤ基本条例」、いわゆる「政治ボランティア条例」のキーワードとなっている「政治ボランティア化」について質問します。

この条例では基本理念として、「政治の職業化による集権化が進展」し、「住民の政治や行政への参画の意欲や機会を阻んでいる状況」があるので、「政治ボランティア化」と称する改革によって、「住民への分権を推進し、住民を主体とする真の住民自治の形成を図」と規定されています。しかし、「政治の職業化」とは何を意味するのか、だれにどういう権限が「集権化」されているのか、どのように「住民の政治や行政への参画の意欲や機会を阻んでいる」のか、市長の提案理由説明を聞いても、さっぱり理解できません。

市長は、先ほどの説明で、「本来議員とは、自発的で見返りを求めないボランティア精神に基づき、自らの信条により、いわゆるパブリックサーバントとして市民に奉仕する存在であらねばならない」と述べられました。その通りであります。私たち日本共産党の議員は、住民の切実な利益の実現のために、見返りを求めず、自らの信条によって献身的に活動しているという自負を持ちつつ、努力しています。私たちは、議員を職業としても、ボランティア精神、つまり自発性・無償性の精神にもとづいて活動しています。むしろ、議員活動に専念しているからこそ、議会開会中のみならず日常不断に地域住民と結びつき、住民の実態と声を市政に届け、政策についての調査研究にも励むことができていると思っています。

そこで市長にお尋ねします。「政治の職業化」が、いわゆる職業議員の存在にあるとするならば、そのことが、どうして住民の政治や行政への参画の意欲や機会を阻んでいるのか、お答えください。

同じ人しか出てこない、在職が長すぎる(市長)

【河村市長】これ(議場)をみればあきらかでないですか。全員とは言わないが、過半数の議席が重要です。決まった人しかおらへんじゃないですか。本当に草の根の人がもっと選挙に出れる制度だとはとても思えません。もう一つは在職が海外に比べると長すぎる。ロスは12年です。議員とが議会は早く変わっていくものらしいですよ。議会は最高権力者ですから。

住民の多様な民意を切り捨てる定数削減

【田口議員】この条例には、「政治ボランティア化」を実現するためと称して、議会改革が盛り込まれています。

日本共産党市議団は、議会改革は必要だと考えています。これまでも、議員報酬の削減や政務調査費の全面公開と減額を要求し、費用弁償の廃止を求めるなど、いわゆる議員特権の廃止を提案してきました。政務調査費は1円からの領収書を自主的に公開し、費用弁償も受け取りを拒否するなど、自ら実行できるものは実行してきました。議会経費の無駄づかいにメスを入れ、多様な市民の声が議会に反映できるように、さらに改革を進めなければなりません。庶民と比べて高額な議員報酬を適正な金額に削減することも当然であります。こうした議会改革については、議会が自律的に取り組むべき課題であり、わが党は、市民に開かれた公開の場で議論を尽くすことを求めているところであります。

条例に盛り込まれた議会改革の方向は重大な問

題をはらんでいます。その一つが、議員定数の半減をメドとする大幅削減です。私は、議員定数の大幅削減は、この条例の基本理念に反するのではないのかという疑問を抱いています。それは、住民の多様な民意を市政に反映させる道を狭めることになるからです。仮に議員定数を半減させ場合、定数1の選挙区も出現するでしょう。市長は、小選挙区制の導入まで口にされたようですが、小選挙区制は、民意を集約する選挙制度であり、少数意見は排除されます。住民の多様な民意を切り捨てておいて、どうして条例の基本理念である「真の住民自治の形成を図」ることができるのでしょうか。

議員定数の半減は、住民の多様な民意を切り捨てることによって、「集権化」をむしろ助長するものではありませんか。住民の政治や行政への参画の意欲や機会をむしろ阻むことになるのでしょうか。市長の答弁を求めます。

議員が変わったほうが多様な民意だ(市長)

【市長】なるべく早く変わっていかないと多様な意見を代表するといえんじゃないですか。多ければいいというものじゃない。ボランティアに党議拘束しても従いません。みんな自分で賛成とか反対とか必ず言う。こういう仕組みが市民の多様な意見を吸い上げるのであって、ただ数が多いとか少ないとかいうだけではない。今多すぎる。口スは15名。

市長が優位に立つ政治体制づくりだ

【田口議員】「政治ボランティア化」に込めた市長の狙いはどこにあるのでしょうか。市長は、天白区役所で開かれた「地域委員会」の説明会の場で、市長と議会の関係について、「そもそも対等ではない。議会の方が上なんです」と公言されました。しかし、憲法は、首長と議会がそれぞれ住民の直接選挙で選ばれることを定めており、首長と議会の関係は、対等平等であって、相互の干渉を排除しつつ、適当なチェック・アンド・バランスをはかることによって、双方の公正な権限行使が保障されているのです。

市長はまた、「議会で否決されて、市長は何も



できない」という趣旨の発言をされていますが、河村市長のもとで開かれた2回の定例議会での議決状況をみれば、それは事実ではありません。市長の公約の一つである「市長給与の削減」条例をはじめ94%の議案が原案通り可決されており、否決された議案はたった2件にすぎません。

そこで市長にお尋ねします。「議会の方が上」「市長は何もできない」などと、憲法や地方自治法の立場にも、事実にも反する発言を繰り返しながら、「政治ボランティア化」なるものを進めようとする市長の狙いは、議会の権限を縮小し、市長が優位に立つ政治体制をつくり上げようとするところにあるのではないのですか。お答えください。

議会で否決されたら何も出来ん(市長)

【市長】議会で否決されたら何もできません。この議場こそが最高の決定機関です。アメリカの地方議会は党議拘束はしてはいけない、一人1人が



きちっと賛成・反対を決めなさいという規定になっています。その場合、ある日ある時何人かが集まればさっと切り捨てられることはなくなる。

「地域委員会」構想について

「地域委員会」は福祉、市役所は天守閣作りか

【田口議員】私は、住民が地域のことを自ら決定する仕組みというのは、住民のかかわり方と活用次第では、住民自治を発展させるものであると考えています。委員を公募も含めて選出し、十分に地域住民の要望をくみとって民主的な議論が行われ、地域の問題解決のための予算を決定する権限が地域に与えられるなら、住民本位の自治体と住みよい地域をきづく草の根の力となるでしょう。もちろん、どの学区に住んでいても、福祉・医療や保育などの基本的な公共サービスを平等に享受できることは市民の権利ですから、名古屋市がその権利保障に責任を果たすことが大前提であります。

それでは、河村市長が構想している「地域委員会」なるものが、真に住民自治を発展させるものとなるのか、2つの角度から問いたいと思います。第1は、「地域委員会」と行政、議会との関係という角度からです。

市長は、近著『名古屋から革命を起こす！』の中で、次のように語っておられます。

「ワシは『地域委員会』と名づけてますけど、要するに小学校か中学校の学区域ぐらいの地域をそれぞれの政府にしてしまうのだがね。ほんで、これらの地域に議会を作り、選挙でボランティア議員を選ぶ。市からは予算も与えるので、その使い道も自ら決めやと。こうなれば名古屋はアメリカ合衆国のような、つまり『ユナイテッド・ステイツ・オブ・名古屋』とでも呼ぶべき独立行政の集合体になるがや」

「地域委員会をつくってユナイテッド・ステイツ・オブ・名古屋をめざす」というのが市長のお考えのようですが、それでは、「地域委員会」という近隣政府とその集合体となった名古屋市の関係はどうなるのでしょうか。市長の政策のベース

になっている『河村ビジョン』の中では、市町村は、「広域的な事務、窓口事務など、最小限の事務を担い、介護、医療、教育など本来、市町村が責任を持って行うべき仕事は、「新しいマチ」が担うとされています。この「新しいマチ」が、市長の思い描く「地域委員会」の姿なのでしょうが。

市長は、名古屋城の天守閣を推計で約500億円もかけて木造で再建すると本気で言い出しています。そうすると、「地域委員会」と行政との関係は、「福祉は地域委員会にやらせよう。市役所は地域委員会がやれない名古屋城づくりなど大型事業をやる」ということなのですか。そうだとするならば、名古屋市は「住民の福祉の増進を図る」という地方自治体の役割を放棄することになるのではありませんか。市長の答弁を求めます。

両方あいまって市の福祉を進める(市長)

【市長】市は市でやります。子育てをするとか、児童虐待のことだとか、非常に大変です。ケースワーカーとかセラピストとかいろんな方に入ってもらってみんなで考えていかんと。やっぱり地域の人が見たほうがいいことが絶対的にある。両方あいまって市の福祉を進めていく。

市議会の発展的解消は憲法違反

【田口議員】「地域委員会」と市議会との関係はどうなるのでしょうか。『河村ビジョン』の中では、市町村議会について、「事務量に見合った議会を設置するが、『マチ』の成長とともに、発展的に解消」と書かれています。

市長は、「地域委員会」が市内全域に広がり、その活動が充実していったあかつきには、名古屋市議会も、発展的に解消するという考えを持っているのですか。そうだとするならば、地方自治体には議事機関として議会を設置すると定めている憲法の立場に真っ向から反するのではありませんか。お答えください。

役割が分化し、半減で十分(市長)

【市長】地域委員会が非常にうまく機能してボランティア議会が登場したら、地域のことは地域が

決めることになると思う。たとえば防犯灯つけるとか、どっかに器具庫をつけるとか、どっかのグラウンド、公園をどうするか、そういった地域の福祉とか。市会議員は全市的な問題がありますね。それと地域委員会とつなぐ仕事が大変ではないかと思っている。役割がそれぞれに分かれていくと考えているので、半数くらいでいいと考えている。

地域予算の使い途

保育所の待機児童解消を例に

アパートの空き部屋で子どもを預かる施設を 保育園と呼べるのか

【田口議員】第2は、保育所の待機児童解消を例に、地域予算の使い途という角度からです。

市長は、「地域委員会」の市民説明会の場で、「待機児童の解消も地域委員会でやって」という発言をされています。この点についても、著書の中で語っておられますので、紹介したいと思いません。

「たとえ保育園をつくったとしても、市町村には監督責任があることになつとる。けれども、よう考えてみれば市町村の役人が監督するよりも地域の人が見た方が効率がええに決まるとるが。保育園施設が足りない問題は、その地域で空いているアパートの部屋でも利用してこじんまりやればええ。あとは地域委員会という格好で、みんなが見ていくというシステムをつくれば、十分に園を運営していくことは可能だがね」

これは本当に暴論だと思えます。児童福祉法第24条で「市町村は...児童を保育所において保育しなければならない」と定められているように、保育に欠ける子どもを保育する責任は、地方自治体である名古屋市にあります。「地域委員会でやればええ」という考えは、保育にたいする行政の責任を放棄するものです。

名古屋市には、児童福祉法の規程により市長が認可している保育所の他にも乳幼児を預かり、保育している施設があります。家庭保育室、託児所、認可外保育施設ですが、家庭保育室や託児所については基準を満たした施設を市が指定しており、認可外保育施設についてさえ、市が施設・運営・

保育の基準を定め、立ち入り調査を実施するなど、名古屋市が監督責任を負っているのです。

そこで、子ども青少年局長にお尋ねします。

一つ、名古屋市が立ち入り調査などの監督責任をいっさい持たず、アパートの空き部屋で子どもを預かる施設を保育園と呼べるのでしょうか。呼べないならその理由もお聞かせください。

認可外の保育施設、継続的に実施する場合は、 届出義務がある(局長)

【子ども青少年局長】児童福祉法上の「保育所」には、保育室や遊戯室、屋外遊技場、調理室などに関する施設基準や、児童数に応じた保育士の配置基準がある他、保育所保育指針に基づく保育の実施が義務づけられている。

地域委員会が地域のニーズに応じて地域予算の使い途として決定し、地域団体やNPO法人等が行う、アパートの空き部屋などを利用した子どもの預かりは、児童福祉法上の「保育所」ではなく認可外の保育施設にあたり、継続的に実施する場合は、原則として法律上本市への届出義務が生じます。また子どもの安全面や衛生面などへの配慮が必要となり、国の定める「指導監督基準」に基づいて市が現地調査を行い、保育士等有資格者の配置などについて、必要な指導を行うことになる。

待機児童解消のためにアパートの空き部屋で 子どもを預かる施設をつくるのか

【田口議員】二つ、待機児童の解消のための施策として、市が監督責任をいっさい持たず、アパートの空き部屋で子どもを預かる施設をつくっていくという考えをもっていますか。

きめこまやかなニーズに対応できる施策にも 取り組んでいる(局長)

【子ども青少年局長】本市の待機児童595人の50%は、緑、守山の2区で占められており、また、3歳以下の児童が99%であるなど、地域や年齢に大きな偏りがある。

そのため、市としては、待機児童の多い地域を中心に、認可保育所の新設や改築時にあわせての3歳未満児の定員増などを行うほか、平成20年度

からは、保育所実施型家庭保育室の設置を進めるなど、きめこまやかなニーズに対応できる施策にも取り組んでいる。

地域委員会が地域予算の使い途として決定し、地域団体やNPO法人等が設置する認可外の保育施設は、地域のニーズに応じて、自主的、主体的に設置される施設であると認識しており、本市が、全市的な施策として実施するものではない。

待機児童の解消のための保育施策は地域予算の対象か

【田口議員】三つ、待機児童の解消のための保育施策は、「全市的な施策、計画、基準に沿って決定すべきもの」であり、モデル実施される「地域委員会」が決める地域予算の対象とはならないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

認可保育所新設や家庭保育室設置などは地域予算の対象外(局長)

【子ども青少年局長】待機児童対策として進めている、認可保育所の新設や家庭保育室の設置などの保育施策は、児童福祉法に基づき全市的な観点から実施している施策であり、地域予算の対象から除外される。

一方、地域団体やNPO法人等が自主的、主体的にアパートの空き部屋などを利用して、子どもの預かりを行うことは、地域予算の使い途の一つとして想定されている「福祉、子育て等の地域ぐるみの展開」に該当するものと認識しており、こうした取り組みが結果として保育所待機児童解消の一助になりうるものと考えている。

なお、子どもの預かりを継続的に行う場合には、法律上、本市への届出義務が生じ、また、子どもの安全面などへの配慮が必要となるので、国の「指導監督基準」に基づいて市が現地調査や必要な指導を行うこととなる。

全市的な施策の中に福祉・介護・医療・教育が含まれるのか。議員定数の半減は、10%削減という自らの公約に違反しないか(再質問)

【田口議員】政治ボランティア化の議論ですが、市長の任期が長いとかの意見で条例の問題をそんなことでかたづけたいのかと思うが今回は議論

はしない。議員定数削減と地域委員会について、市長は地域委員会で防犯灯などやってもらう、今でもやっているが、市議会は全市的なことをやってもらうというが、全市的な施策の中に福祉・介護・医療・教育が含まれるのか、確認したい。市長のビジョンには、介護や医療・介護は「新しいマチ」すなわち地域委員会でやるとされているので確認する。

定数削減の問題はなにより市民の参政権の問題であり、新しい議員が出るかどうかではない。市民は1票を投じることで議員を選び、それぞれの声を市政に反映させます。議員定数の削減は、市民の参政権を狭め、市民と市政のパイプを狭めます。分権化どころか、民意の集権化であることは明らかだ。市長は、4月の市長選挙のマニフェストでは、議員定数は10%削減すると書いています。10%削減でも問題があると考えますが、今回の条例では半減をメドとする削減ですから、これはマニフェストに掲げた市長の公約に違反するものではありませんか。市長、議員定数の半減は、10%削減という自らの公約に違反するということをお認めですか。端的にお答えください。

市が何もしないことはない。

10%削減の趣旨を進めたものだ(市長)

【市長】市のほうが福祉とか、医療、介護とか当然行いますし、いわゆる待機児童も含めまして一定の監督権も持っていますし、当然、地域委員会ができたので全部市が何もしないということはありません。

定数削減ですが、10%削減の趣旨を進めた。

財政福祉委員会の、(市長が)説明するには委員会の承諾を得ないかんという文書にはびっくりこいた。驚愕した。他のことはそれなりにいろんなことが起こる事は承知していたがびっくりした。議員に嫌われても、市民に愛されればいい。ほんとうのことを言えばいいと思った。

二重三重に民主主義を壊す「議会改革」案だ

【田口議員】聞いたことに答えなさい。財政福祉委員会の正副委員長の件は、共産党は預かり知らないことだ。

市長がマニフェストで10%削減を掲げたことには根拠があります。マニフェストでは、「議会が現下の社会経済情勢を熟慮して決断した『議員報酬及び政務調査費』10%削減と同様に、定数を10%削減する」。10%削減の根拠は、議会が社会経済情勢を熟慮して決断した議員報酬と政務調査費の10%削減なんです。ところが、今回の条例の半減の根拠は、「政治ボランティア化」の実現ですから、根拠が違うのです。10%か半減かという点でも、削減の根拠という点でも、明らかに公約違反ではありませんか。マニフェストだからといって上から押し付けるやり方も、民主主義のプロセスを欠いていて問題です。しかし、公約違反を押し付けることはもっと問題です。しかも、その押し付け方が、市長が条例で義務付けるという議会の自律権を侵害しかねないやり方ですので、二重三重に民主主義を壊すものだということを申し上げておきます。

(参考)議事進行発言(公明党・財政福祉委員長)

【江口議員】売られたケンカは買う気はないが一度も私に問いかけがなかった。その文を書いたのは私だ。情報提供云々と書いたのは当局だ。当局の資料に情報提供するとある。決まってないことを情報提供するべきはない。市長が政治家として10%減税するでまっとうってよというのは止めたことはない。なぜ情報提供と言ったのかは当局が情報提供といったからだ。目的であって手段は広報にきまっている。広報というのは決まったことを書くのが広報だ。現在審議中のものを書くのなら双方書くべき。一つの物事をねじまげて、一方的な言い方はだめだ。牽強付会だ。

個人質問(11月27日)

市民税減税は、公約通り庶民減税にせよ。市民税に限った特別控除で可能なのになぜやらないのか

さとう典生 議員



市民税減税について

減税の内容と市長の公約

【さとう議員】「名古屋市市民税減税条例」案について、順次、河村市長に質問し、真に市民の期待しているものなのかどうかを検証したいと思います。あわせて本当の庶民減税の方法を提案したいと思います。

市長の2大公約の一つ、市民税10%減税については、この条例提案がなされ、はじめて、その内容が明らかになりました。個人市民税、法人市民税とも一律10%減税をおこなうというものです。

そこで、この減税がどのような内容と規模になるのか、これまでの市のデータから明らかになったことを整理します。

まず、名古屋市民はおよそ225万人、そのうち扶養家族などで税の控除対象者は73万6000人、非課税や生活保護世帯などが39万7000人と減税の対象にならない市民が113万人です。ようは市民の半分は河村市長の減税の対象にはならないということです。



そして、市長が「減税が一人15,000円」とあちこちで言っていますが、実際に15,000円減税になるのは「4人家族で、年収635万円」くらいの方です。

そうしますと、減税の対象となる人の中で77万人。70%くらいの方は「15,000円」以下となります。残りの30%が「15000円」以上ということなのです。

河村市長が「一人15000円」というので、市民のみなさんが「15000円」還ってくると思っておられるかもしれませんが、実際には大きく違います。

この分布の中で市民税を「500万円以上」払っている方は630人。第1位は2億1500万円とのことです。この方は10%で2150万円減税になります。第2位は1億1300万円、第1位の方の半分ですが、それでも減税は1130万円です。第10位は5500万円なので10%で550万円の減税です。

一方、庶民の方は均等割りだけの人は3000円の10%でわずか「300円」となります。このように一律の減税を行えば、たくさん所得があって税金をたくさん納めた人はたくさん減税になります。当然の結果だと言うこともできますが、金持ち優遇減税というそしりは免れません。

そこで市長にお尋ねします。このように「金持ち優遇の減税」で、市長のマニフェストの「庶民が主役で創る、日本一税金が安い名古屋ナゴヤ」と言えるのでしょうか？

市民税6%は金持ち優遇といわない(市長)

【河村市長】これが金持ち優遇減税だったら今の市民税6%は金持ち優遇かね。それとも共産党は反対されたかね。昔は累進課税だった。それが一律課税に変わった。金持ちとそうでない方と同じ税率です。

「金持ちはゼロ」の公約違反だ

【さとう議員】市長のマニフェストには「減税の姿として定率減税(金持ちはゼロ)、定額減税、子育て減税、勤労者減税、社会保障減税、それらのミックスもあり」と書いています。これを読めば、経済的弱者・庶民に減税と受け取れます。ところが、今回の市長の提案ではいま述べたように金持ちに大きな減税がおこなわれるわけです。そこで、市長にお尋ねします。市長の提案は「金持ちはゼロ」といった公約に違反するのではないですか。お答えください。

金持ち優遇減税ではありません(市長)

【市長】金持ち優遇減税ではありません。そもそも今は単一の税率で累進課税していない。ぎょうさん戻ってくる人はちょこっとでも還元してもらえんか。

庶民減税では金持ちを除外せよ

【さとう議員】減税に関し、日本共産党市議団は「庶民減税」には賛成の立場です。また、市長に「減税は10%にこだわらずに」と9月に要望しました。

今回のこの条例の提案理由として市長は「市民生活の支援及び地域経済の活性化を図るとともに将来の地域経済の発展に資するよう」と述べられました。おおむね一致できるわけです。ただし、後段部分について「法人減税で企業を呼び込む」という点には同意できません。この点は後で触れます。

市民生活の支援について、日本共産党は、減税は個人市民税だけ 低所得層への減税を厚くする 高額所得者を減税対象からはずす 減税の恩恵のない非課税世帯への援助 中小企業支援の充実、を提案しています。

そこで、私は市長に以下提案をします。減税は一定の所得以下の庶民に限定すべきです。

地方税法の規定で、税率は一の率となつていますが、一方で不均一課税はできる、という規定があります。この隙間に着目すれば、税率は一定で計算した後、すなわち課税した後で、その税額か

ら特別控除という形で減税することもできると考えられます。従って、たとえば、市長の言うところの庶民、年収800万円以下に限って、定率もしくは定額で控除を行うという方法で減税の対象を限定することもできるわけです。

そこで、市長にお聞きします。なぜ、このような形(税額から特別控除する)で所得制限をおこなわなかったのか、お尋ねします。

ほんとにやるなら本則を変えたほうがいい(市長)

【河村市長】累進課税でないから減税のほうも均一減税にした。悩ましいところです。総務省に聞いた。変えて行かんことはないけど、18年か19年から単一税率にしたので、まあここは、という返事でした。ほんとにやるんだったら本則を変えたほうがいいんです。

均等割を100円にしてはどうか

【さとう議員】庶民に手厚く減税をするべきと考えれば、均等割3000円について10%の300円の減税でなく、思い切って2900円、97%を減税して、均等割りを100円にするという方法もあります。金額は少ないけれども多くの庶民は助かります。所得が減って生活がたいへんな庶民の懐をささやかですが暖めることにつながります。一律10%にこだわらず、均等割りを100円にしてはいかがでしょうか。市長のお考えをうかがいます。

税制は簡素がいい(市長)

【河村市長】税制は簡素がいい。均等割のところを多くしたところもありますけど、そこは1年ごとにやっている。名古屋は恒久減税です。納税されてない方についてはもうちょっとまっとうでちょう。作業しとる最中ですので。お願いします。

法人市民税の減税はやめて、別の振興策を

【さとう議員】次に法人市民税についてです。今回提案の一律減税では法人市民税の減税額でも企業間で大きな差があります。

9万社あまりの法人のうち約50%は法人市民税

が5万円以下です。税額が5000万円を超えるのは約200社で第1位は24億2400万円、第2位は21億1700万円の納税額で、減税額は2億以上になります。一方で半数の法人はわずか5000円で大きな開きができます。ここでもやはり大企業有利の減税になるわけです。

ところで、この10年で大企業の内部留保が倍になったそうです。どのようにして、儲けたのか。派遣労働を拡げるなど、働くものの賃金を引き下げてきた結果です。また、自民党政府の新自由主義政策で企業有利の政策が進められ、法人税の税率もずいぶん下げられてきました。こうした経過を考えれば、本市が法人市民税の減税をするは必要ありません。

また、先ほど紹介した市長のマニフェストを読む限りでは「法人市民税を減税する」とは書いてないわけです。

河村市長は「10%減税で企業を呼び込む」ことが本市の活性化につながると言いますが、わたしは市民の所得を増やし、消費を活性化することが、企業の進出を促すのだと考えています。この際、中小企業には直接に別の支援を行うこととし、法人市民税減税は見送るべきだと、考えますがいかがでしょうか？市長の答弁を求めます。

名古屋に1つでも工場や商店が来てほしい(市長)

【河村市長】マニフェストには法人税書いてないですが、市民税2500億には法人税も入っていますので、法人も入っています。とにかく商売やっている人にもちょっとでも喜んでもらうなり、一つの会社でも多く名古屋の一部に工場なり店を作っていたらという風に、大事だと思います。強力にやりたい。

減税財源として福祉を削るのか

【さとう議員】河村市長の発言を聞いていると、「減税をてこに行政改革を行う」ということです。「財源がなければ、それに合わせて、行政が仕事をやる」結果、行財政改革が行えるというのですが、これまでの、オール与党相乗りの松原市長の下で「財源配分型の行政改革」でたとえば学校の標準運営費が毎年10%カットされてきて、64%

になって現場では大変になっていることなど、くらしや福祉や教育の予算を削ってきたこととどこが違うのか。疑問を抱きます。そこへもってきて、さらに、というわけですから、非常にきつことになると思います。

しかも、国の補助事業などは聖域になっていて、しわ寄せは、結局、本市独自の福祉施策などにおおきな影響を与えることになります。この8月には、扶助費・補助費の一律カットが指示され、多くの市民が福祉が削られるのではないかと心配して、市長に必死に陳情を繰り返しています。この市民の心配に市長がどのように答えるのかが、いま問われています。

たとえば、障害者福祉では「ガイドヘルパー」という制度があります。当局は決算で生じた不用額分を削る、と考えているようです。しかし、なぜ不要額になったのか、背景を忘れてはならないと思います。「ヘルパーの報酬が低くて、なり手がないので、頼みたくても頼めない」という実態です。それを無視して、不用額になったからその分減らせばいいと、福祉予算を削られてはたまりません。河村市長の減税によって、このように福祉にしわ寄せがくる、と不安が広がっているわけです。

市長はこれまでもこの問題を問われると「福祉は削らない」とか「福祉はやります」と答え、さらには「減税をした分、地域委員会に寄付をしてもらいそれで福祉をやってもらう」とも答えています。また、「減税分は230億円余なので小学校は263なので、1学区あたり約9000万円戻る」と減税した分が地域の財源になる、というような話もしています。しかし、減税分を全部寄付させて、そのお金で地域委員会が福祉をやるというそんな馬鹿な話はありません。

このような、市長の「減税と寄付論」は市民を惑わすもので止めるべきです。「福祉は寄付で」という市長の議論は結局、福祉を憲法で保証された権利ではなく、個人の善意に頼るものとして、地方自治体の責任を放棄するものです。資本主義の市場経済社会では、ほっておけばどんどん格差と貧困が広がります。特にこの10数年の新自由主義政策のなかで、このことが顕著に現れました。

その格差を拡がらないようにする手段の一つが「累進課税」の考え方だと思います。累進課税でお金持ち、また利益の上がった企業に応分の負担を求め、その財源で「格差の広がり」を補正することが政治に求められていると私は考えます。

この点を指摘した上で、市長にお尋ねします。福祉を削らない、というなら、扶助費・補助費の一律削減方針を撤回すべきです。いかがでしょうか。

福祉だからと言って聖域にはしない(市長)

【河村市長】今も仕訳をやってますけど、4~5年前によう似たことをやったらしいけど、いちばんよう知ってござるのはここにござる局長さんなんだわ、実は。どこにムダ使いがあるかどうかは。だで、目標定めてみんなで知恵だいてきてちょう、が一番だと思いますね。その時に減税があればどうにもやらないかん。福祉だけはじめから目標を下げますとね、聖域化してそう多くはできん。当然福祉には配慮しながら、査定作業は進めている。

金持ちゼロでないことは認めるか(再質問)

【さとう議員】法人税減税やるとは書いてないと言ったら2500億円と書いてあったんで入る、と言いますが、市民はどう思うのでしょうか。これを見て、ミックスもあり金持ちゼロと書いてある。金持ちゼロについてはなんかぼやかして答えている。しかし金持ちゼロでないことは間違いないと思えますがどうか。

ゼロという気持ちで、ということ(市長)

【市長】金持ちゼロというのは、まあ、そういう気持ちでやっていこうということです。そんなら減税やらんほうがええというんですか。金持ちの皆さんにも寄付していただいて。

減税は金持ちゼロに、法人税減税をやめ、福祉に

【さとう議員】市長が、金持ちゼロ、市民減税をするというように取れるのでそれに沿った提案をしたのだ。しかし市長は累進課税じゃないから、それはできないという。私も地方税法を読んだ。やっぱり矛盾はある。一方で不均一課税できる、

一方で均一税率でと言っている。しかしその隙間を突いて庶民減税をすることができる。庶民には特別控除するという形で、グレーゾーンを生かしてできる。庶民減税ができて金持ちゼロもできる。金持ち減税でないというが、300円と2000万では雲泥の差だ。これが公平だと言われて市民は納得しない。一律でやるからそうなるので、私の提案に沿ってやればできるのでやってほしい。これまで自民党政府が毎年2200億円福祉予算をカットしてきたのが間違いと市長は言ったが私もその通りだと思う。そういう流れを変えようということで河村市長を市民は選んだのですよ。ところが予算の圧縮が結果として減税で福祉にしわ寄せが来たら同じことになってしまう。同じ過ちを繰り返すことによって信頼を裏切ることになる。減税は金持ちゼロにして法人税減税をやめて福祉に回すべきではないですか。

減税してはいかんのか(市長)

【市長】さとうさんが庶民を愛する気持ちはわかるし、私も庶民にようけいこうようにということで、まあ考えてみますわ。だで、まっとうってちょうとひとつるがね。そっちは。

税率を下げるのはいかんのか。税率を下げるんですよ、これは。これはやらないかんですよ、庶民のためにも。喜んでくれる人はよおけおると思いますよ。2200億円の話は自民党の大失政ですよ。これはカットだったが、今度は減税です。全然性格が違う。

開き直るな、公約を守れ

【さとう議員】だから庶民に限るべきだと言っているんです。減税しなくていいと言っているのではない。均等割を300円減税するより100円にすることはぜひ検討していただきたい。

個人質問(11月30日)

大幅値上げを繰り返す国保料の引き下げを / 仕事がない中小業者への生活費を含めた支援を
梅原紀美子 議員



非課税世帯に対する支援策としての国民健康保険料の引き下げについて

国民健康保険料の引き下げを

【梅原議員】非課税世帯に対する支援策としての国民健康保険料の引き下げについて質問します。

河村市長が提案している10%減税は、大企業や大金持には減税がどっさりあり、その一方で減税の恩恵に浴さない人は40万人にもなります。「減税の恩恵に浴さない」人たちは、生活保護を受けている2万9千人の方や、非課税世帯で生活に悲鳴をあげている方です。税金を払いたくても払えない方々であり、大半が国民健康保険加入者の方です。この方たちこそ、最初に手を差し伸べなくてはならない人です。

こうした「減税の恩恵に浴さない」低所得者の方への施策について、10月13日の財政福祉委員会で、住田副市長は次のように答弁されました。「恩恵から漏れた人に対する支援はやはり福祉施策として必要、市長もそう答えている」 また、

「詳細は別として議論できるような資料を11月に出せるようにしたい」と答弁されました。ところがこの11月議会には、提案がありません。

国民健康保険料は毎年のように上がり、最近2年間で名古屋市保険料は、平均1万円以上値上がりし、政令市で値上額が2番目になりました。一般会計からの独自繰り入れが本年度は前年度比11億円減少し、4年前と比較すると70億円も減少しました。市民のなかには、大幅値上げの国民健康保険料が払えなくなる方が出てきました。国民健康保険料が払えずに資格証明書となった方が、昨年度は前年度に比べて2倍も増えています。市長はこの実態に目を向け、市民の暮らしに寄り添う施策を行うべきと考えます。

国民健康保険料の引き下げは、非課税世帯の実態に寄り添う支援策として大変重要です。金持ち減税をやめて、国民健康保険料の軽減に回す考えはないのでしょうか。

そこで住田副市長に伺います。いまこそ国民健康保険料を引き下げ、市民が払える保険料にすべきではありませんか。また、11月定例会に提案されると言われていた非課税世帯の施策はどうなったのでしょうか。副市長お答え下さい。

福祉施策の公表は市長の命でとめている。国保はすでに繰り入れも多く、回答できない(副市長)

【住田副市長】できるだけ早い時期に資料なりをお見せできるよう努力するという事で、私が市長を飛び越えて上程するとか申し上げたわけではない。私どもは市長にはそういった面も意見具申してきたというところで、もう少し待っておいといてくれという市長の命がございましたので、また指示がいただければと思っています。

国保会計には21年度予算でも219億円を超える繰入金を計上していて、さらに繰入金の投入が必



要となり、現時点ではそれについてのご回答はご容赦いただきたい。

約束違反は重大だ(意見)

【梅原議員】国保の件ですが、市長からも「ちょっと待ってくれ」とあったということで、11月定例会には資料を出していくといった言葉は、重いんです。ところが出していない。これは答弁を捻じ曲げているものと感じます。市長が国保料を引き下げることを求めて運動していきます。

中小業者の営業を守る施策について

製造業に対する認識を聞く

【梅原議員】10%減税は企業を呼び込むためのことですが、地域経済の活性化のためには中小業者を救うことを第1に考えなくてはなりません。名古屋の経済を支えている中小業者は、懸命の努力の中で名古屋の産業と社会を支え、世界最先端の技術をも生み出してきました。しかし、トヨタショックを受けて、深刻な危機に陥っています。中小業者を守るための施策を、名古屋市が行うよう求めるものです。特に落ち込みのひどいのは製造業の現場です。私は、市内の不況に喘ぐ工場に伺いました。鉄工業を営む〇さんは次のように語っています。

トヨタ系企業から製品を受注しているが、最近では、月2~3万円の仕事しかない。何もしなくても家賃や電気代や電話料で15万円から20万円が必要



河村市長は企業誘致には熱心ですが、地元企業の対策への全企業調査も行っておりません。名古屋市の中小企業の実態調査をする梅原議員

だ。生活の維持には月70万円くらいの仕事がないとやっていけない。旋盤の手仕事で技術は高く、他にまわすと3000円になるのに、400円から700円で受けている。工賃は10年間で3割は下がった。妻のパートと年金収入で生活している。仕事がないが、来たらいつでもやれるように機械を磨いている。このままでは回復の見込みが立たず長い間続けた仕事をたたむしかない。

このような、事業と生活が成り立っていない実情をお聞きしました。加えて、仕事をたためば受け継がれてきたすばらしい技術の伝承もできなくなります。名古屋のものづくりの基盤が崩れれば、名古屋の産業的発展も危機に直面します。そこで市民経済局長に伺います。

中小業者がおかれている実態に関する認識をどのようにお持ちでしょうか。答弁を求めます。

先行きが見えない状況にある(局長)

【市民経済局長】これまでは順調に推移してきましたが昨年秋のリーマンショック以降世界的な景気後退の影響を受け、現在の鉱工業生産指数が平成17年の約8割程度にまで落ち込み、かつ全国的に見てもこの地域が下回る傾向が続いており、直近の急激な円高などを考えると、先行きが見えない状況にある。

中小企業の実態把握をせよ

【梅原議員】また、いま不況にあえぐ製造業を実際に訪問する実態調査が必要と考えます。調査を行なうことを求めます。いかがでしょうか。お答



えください。

年2回の景況調査や相談窓口の場などで聞く(局長)

【市民経済局長】年2回の景況調査を実施し、各種の中小企業振興施策を展開する中で、企業や中小企業団体との意見交換を行うとともに、相談窓口の場などを通じ、生の声を伺っている。

特に製造業は、工業研究所が、職員が直接、工場を訪問し企業の技術相談に応じる「出向きます技術相談」などを実施し、様々な機会をとらえ、中小企業の現状の把握に努めている。

今後とも、こうした取り組みをひきつづき行いたい。

電気代など固定費への助成を

【梅原議員】不況を乗り越え、工場をたたまず食いつないでいける対策が、いま緊急に求められています。当面の運転資金の確保、休業補償の創設などが対策として考えられます。緊急に必要な固定費の補助の創設をとの声が大きく広がっています。

家賃、固定資産税、電気代、水道代、電話代など、固定費を補助する制度を創設し業者を救うことです。電気代は、機械すべてを動かした時の最大電力での契約です。仕事が少ない中でわずかしが電気を使わなくても基本料金を払わなくてはなりません。そこで伺います。

名古屋市が中電への減免を申し出、業者を救うことはできないものか。また、家賃など固定費の補助制度の創設についての考えをお尋ねします。

電気料金などの営業費用を含めた融資制度などを実施している(局長)

【市民経済局長】中小企業者の家賃や電気料金などの営業費用を含めた資金繰りの円滑化のため、低利な名古屋市信用保証協会の保証付き融資制度や財団法人名古屋市小規模事業金融公社の貸付制度を実施しております。これらの融資制度の運営にあたっては、返済期間や据置期間の延長などの措置を講じております。

また、セーフティネット保証に必要な市長の認定の迅速な対応、返済軽減のための借換相談等を

実施しており、引続き、中小企業者の資金繰りを支援してまいります。

個人質問(11月30日)

仕事や住まいを失った人への支援、年末年始対策の強化を。貧困ビジネスまかせでいいのか

くれまつ順子 議員



仕事や住まいを失った人への支援を

年末年始にかけて、相談体制や宿泊所の提供の強化を

【くれまつ議員】仕事と住まいをなくされた方への援護施策について質問をします。

昨年来の大不況により、東京では派遣村ができ、名古屋においても、中村区役所に失業者が殺到しました。このような方たちは、減税の対象にならず、最も支援が必要な方です。

この年末にかけては、失業給付が切れた方々など、昨年にも増して相談者が増えることが予想されます。こうした事態に備えるため、私ども日本共産党は、11月4日に年末年始の援護施策について、臨時相談所の開設日数の拡大や「旧船見寮」の開設延長などを要望しました。

年末年始にかけて、相談体制や宿泊所の提供など生活困窮者への援護対策について万全を期す必要があります。市はどうするつもりなのか、健康福祉局長に伺います。

昨年度や本年1月以降の状況、国の情報に留意しながら検討（局長）

【健康福祉局長】昨年度の年末年始援護対策は、中村区役所玄関口ビーに開設した臨時相談所に12月29日・30日の2日間で、前年比26%増の計435名の方が相談に来所し、そのうち無料宿泊所に392名、保護施設に5名など、必要な対応を行なった。

年明け以降、年越し派遣村の影響もあり、派遣切り雇い止め等により仕事と住まいをなくした方が、連日100人以上、中村区役所へ相談に来所したため、緊急に15区の協力も得ながら対応に努めた。

今年度の年末年始援護対策は、昨年度の実施結果や本年1月以降の相談状況、さらには、国の「緊急雇用対策」に関する情報にも留意しながら、検討を進めている。

貧困ビジネスへの認識はどうか

【くれまつ議員】こうした中、生活困窮者の弱みに付け入り、生活保護が受けられるとして、宿泊所に入所させ、生活保護費から不当な利益を得ている、いわゆる貧困ビジネスが社会問題となっています。

最近マスコミ等で報道されている無料低額宿泊所は、社会福祉法にもとづき第2種社会福祉事業として「生計困難者のために、無料または低額な料金で提供される宿泊所」ですが、無届で運営されている所も少なくありません。施設基準等はなく、指導指針があるだけ、届けを出せば事業は行えます。全国の場合では、実際の利用料は無料や低額でもなく、生活保護費から、様々な名目の「経費」が差し引かれ、手元に残るのは、僅か2、3万円程。アパートさがしや十分な就職活動ができず、長期入所が続きます。施設は、一人に2畳ぐらいで、床に布団を敷いただけでプライバシーもないなど、劣悪な住環境です。運営業者は、生活保護受給者に劣悪な住まいを提供しながら、安定的に利益を得られるところが問題となっています。

厚生労働省は無料低額宿泊所の実態調査を今年6月に実施しました。それによれば、名古屋市内にある12施設は、施設等の基準は満たしているが、生活保護費から差し引かれた後、手元に残る金額が、2万円以上、3万円未満が9施設あるという状況でした。

本来、無料低額宿泊所は、生活保護をうけて、住み続けるところではありません。国の運営指針には、「生活の相談に応じるなど利用者の自立支

援に努める」とあるように、仕事やアパートをさがして自立していく施設です。手元に残ったお金が2・3万円では、自立のための費用としては不十分です。むしろ自立できない状態にとどめていることが貧困ビジネスといわれる由縁です。

そこで、局長に伺います。

無料低額宿泊所はどのような施設として位置付けているのか、また、無料低額宿泊所において、手元に2・3万円しかお金が残らないような状況について、どのような認識をもつのか、お答えください。

退所者149人のうち59人が自立。国の議論の動向を注視している(局長)

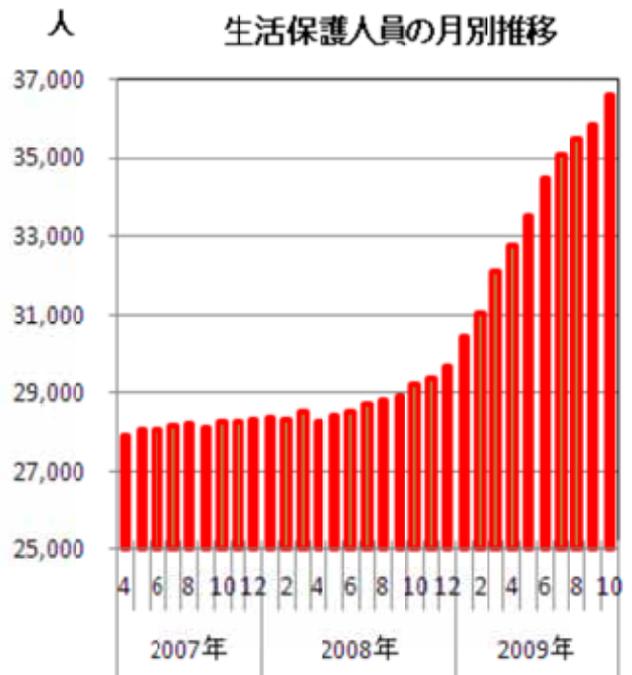
【健康福祉局長】無料低額宿泊所は、社会福祉法に規定された、生計困難者のための施設ですが、一時的に入居した後、就労可能な方は、就労により自立を図っていくものと位置づけており、入居後、施設職員やケースワーカーが就労指導を行っております。

なお、入居者は、生活保護で支給される生活費約8万円の中から、食費、光熱水費等として約5万円を支払い、残りを就職活動等の費用に充てることとなります。

大変厳しい雇用情勢の中ですが、ハローワーク等での就職活動の結果、現在入所されている402人のうち101の方が就労されています。また、今年度の退所者149人のうち59の方が就労等により自立され、施設は一定の役割を果たしている。

しかし、無料低額宿泊所の運営に関して、国は「設備・運営等に関する指針」で居室の最低面積を示していますが、居室面積に応じた使用料やサービス内容に見合った利用料などについて、具体的な基準が定められていないことなどが課題であります。

現在、国において検討チームを設置し、無料低額宿泊所や社会福祉各法に法的位置付けのない施設について、法規制のあり方や、収支の透明性確保などを検討していると聞いており、その議論の動向を注視していきたい。



就職活動とともにまずアパート探しをするように指導を

【くれまつ議員】名古屋市は、その日に泊まるところがないと福祉事務所に相談にきた方に対しては、一時保護所を提供しており、施設不足を補うために、緊急宿泊援護施設として、名古屋駅西の旅館と契約して対応してきました。ところが今年に入ってからは、従来のホームレスのかたに加え派遣ざりで、仕事と住まいをなくした人が殺到してきたため、従来の宿泊所では対応できず、民間の社員寮などを紹介しています。名古屋市は特例福祉アパートと呼んでいますが、要は、無料低額宿泊所に類似した法的位置づけのない無届施設です。

名古屋市が、住所のない方でも生活保護申請を受け付け、その日から泊まるところを提供してきたことは、生活保護法の趣旨を踏まえた大変先進的な取り組みです。特に、仕事とすまいを失った人たちを1人も路頭にまよわせないという姿勢で、職員の方が昼夜を分かつた奮闘されていることに、本当に敬意を表するものです。

しかし、生活保護申請をしたすまいのない相談者に対して、法的位置づけのない特例福祉アパートを活用するのは、緊急避難的な措置であるはずで、アパート生活ができる人は、一刻も早くアパー

トをみつけて、生活保護による転宅資金で転居すべきです。

ところが、特例福祉アパートの入所期間が長期化する傾向がでています。

私が入所者から聞き取り調査をしたところ、「ケースワーカーからアパート入居より就職活動が先だといわれた」、「まだアパートをみつけるのは早いといわれ、3回目に相談してようやく許可された」などの実態があるようです。

ケースワーカーの対応がまちまちになっているのは問題です。

ここで、健康福祉局長に伺います。生活保護申請をし、特例福祉アパートに入居された方で、アパート生活が可能な人には、ケースワーカーは、求職活動とともにまずアパート探しをするように指導をし、一刻も早くアパートに移れるようにすべきと考えますが、いかがですか。

本人の状況を総合的に勘案しながら相談・指導している(局長)

【健康福祉局長】仕事と住まいを失った方が、直ちにアパートに入ることが難しいために、一時的に元社員寮などに入居し、生活保護を受給される場合がございます。その後、ケースワーカーが、ご本人との面談を通し、就労自立やアパートへの転居に向けた指導を行うわけですが、具体的には、求職活動により早期の就職が可能かどうか、あるいは、就労先の近くでアパートの確保が可能かどうかを見極めながら進めているといった実情もあるため、ご本人の状況を総合的に勘案しながら、相談・指導を行っている。

ケースワーカーを増員を

【くれまつ議員】また、特例福祉アパートの入所期間を長期化させないために、正規のケースワーカーを増員することが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

職員体制の強化を図っていく必要はある(局長)

【健康福祉局長】厳しい雇用情勢の影響を受け、特に本年1月以降、生活保護申請が急増している中、今年度当初には、ケースワーカー11名、嘱託

職員6名を増員した。

また、6月の補正予算において、嘱託職員29名を追加して配置したところですが、今後も、保護世帯の個々の状況を適宜把握し、適切な指導を行っていくためには、職員体制の強化を図っていく必要がある。

市の事業として民間の社員寮などの借り上げを

【くれまつ議員】仕事と住まいをなくした人に名古屋市は緊急宿泊援護事業をとりくんできましたが、今活用している特例福祉アパートの対応を改善しながら、抜本的に不足している一時保護所の機能をもった宿泊施設の増設が必要ではないでしょうか。

そこで、最後に局長に伺います。

市の事業として、選定基準を明確にし、民間の社員寮などを借り上げて、一時保護所の機能をもった宿泊施設を増設すべきと考えますが、いかがでしょうか。

区分	生活保護世帯数	ケースワーカー				(参考) 嘱託職員等数
		配置人数	1人当たり担当世帯数	国標準数	不足数	
千種	1,606	14	115	20	6	6
東	554	5	111	7	2	5
北	2,021	18	112	25	7	7
西	1,586	12	132	20	8	5
中村	4,503	39	115	56	17	38
中	1,244	13	96	16	3	15
昭和	951	8	119	12	4	7
瑞穂	910	7	130	11	4	7
熱田	821	7	117	10	3	8
中川	2,835	23	123	35	12	7
港	2,117	18	118	26	12	8
南	3,191	25	128	40	15	8
守山	1,419	12	118	18	6	6
緑	1,064	9	118	13	4	5
名東	1,226	10	123	15	5	6
天白	820	7	117	10	3	5
全市	26,870	227	118	336	109	143

注1: 被保護世帯数は平成21年4月から10月までの月平均
 注2: 配置数は平成21年4月1日現在
 注3: 国標準数は被保護世帯数を80で除したもの
 注4: 嘱託職員等数は平成21年12月1日現在
 注5: 嘱託職員等数は事務軽減を目的に各区に配置している嘱託職員等の総数

一時保護所や名城シェルター、借り上げた民間 旅館などを活用して指導援助(局長)

【健康福祉局長】現在、住居のない方からの相談に適切に対応するために、一時保護所を活用している他、名城シェルターでも、一時保護を行なうため一定数の枠を設けている。さらに、緊急宿泊援護事業として本市が借り上げた民間旅館において、相談員が定期的に巡回して、利用者の指導援助にあたっている。

今後とも、これらの施設を有効に活用することで、相談者の支援に努める所存です。

職員体制の強化を(要望)

【くれまつ議員】答弁をいただきました。3点要望をします。

1点目は、年末年始援護対策です。検討中ということですが、もう明日は師走です。今年1月の状況を上回ることはまちがいありません。ひとりも寒空に放りだすことのないよう、至急万全の対策を講ずるように強く要望するものです。

2点目、ケースワーカーの増員です。「職員体制の強化を図っていく必要がある」との答弁でした。来年度をまたず、増員を具体化してください。ケースワーカー数は、国標準数から大きく不足し、今年9月の被保護世帯数で計算すると119人も不足しています。ケースワーカーを増員して、特例福祉アパートの方の面接をきめこまかく行えるように要望します。

3点目は無料低額宿泊所です。課題があるとの答弁でした。今年の退所者149人のうち59人しか自立できていないという事実は、逆に90人は自立できずに退所されたということで、そこには様々な問題があるのではないかと思います。無料低額宿泊所については、国の検討をまたず、名古屋市が積極的に、社会福祉事業として生活に困った人たちを支援できるようなガイドラインもつくって指導すべきことを要望して質問を終わります。

各常任委員会の概要(条例改正案等の質疑)

2008年11月議会 委員会日程

月日		委員会					
		総務環境	財政福祉	教育子ども	土木交通	経済水道	都市消防
11月25日	水	説明・質疑	説明・質疑	説明・質疑	説明・質疑	説明・質疑	説明・質疑
11月26日	木	意思決定	意思決定	意思決定	意思決定	意思決定	意思決定
12月2日	水	所管事務調査 (国際交流施設)	質疑 (病院・健康福祉)	質疑 (子ども)	質疑 (土木)	/	質疑 (住宅都市)
12月3日	木	/	質疑 (財政)	総括質疑 (子ども) 所管事務調査 (放課後子どもプランモデル事業実施計画)	総括質疑 (土木)	所管事務調査 (国際展示場第1展示館改築の基本設計)	質疑 (消防)
12月4日	金	所管事務調査 (COP10の取り組み)	総括質疑 (健康福祉・病院)	所管事務調査 (歴史の里整備)	/	/	総括質疑 (住宅都市)
12月7日	月	所管事務調査 (モノづくり文化交流拠点)	総括質疑 (財政) 所管事務調査 (税務事務集約化)	所管事務調査 (配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画)	/	所管事務調査 (貯留槽水道の管理)	総括質疑 (消防)
12月8日	火	/	意思決定	意思決定	意思決定	/	意志決定
議案内容		総務(給与条例と関連補正予算。特別職秘書、情報あんしん条例、国際センターの指定管理、交通局外部監査。市政改革ナゴヤ条例)	財政(減税条例、補正予算、神丘中建築の工事契約、宝くじ)健康福祉(鯨城学園・松が島の指定管理者の指定)	教育(コンピューターの購入、体育館や運動場、プールなどの指定管理者指定)	緑政土木(農業文化園や公園施設などの指定管理者指定)	市民経済(公会堂や文化小劇場などの施設の指定管理者の指定)	住宅都市(バスターミナルや市営住宅などの指定管理者の指定)消防(防災センターの指定管理者の指定)

給与改定以外の補正予算の主な内容

区分	事項	金額	財源	説明
一般会計	市長秘書の設置	215万円	一般財源 215万円	特別職の市長秘書で政治活動などを行う
	地域委員会のモデル実施	5744万円	一般財源 5744万円	各区1地域でのモデル実施
	市民減税に伴うシステム改修	3900万円	一般財源 3900万円	減税のために税務総合情報システムを改修し広報を行う
	生活保護費	105億4868万円	国庫 79億1151万円 一般財源 26億3717万円	受給者増と母子加算復活等
	三人乗り自転車貸出事業	6000万円	県費 5882万円 諸収入 117万円	満1歳以上6歳未満の幼児が2人以上の人に貸出
	地震等の瞬時警報システムの改修	331万円	県費 331万円	
一般財源の主な歳入	繰越金	1億9968万円		前年度繰越金
	基金特別会計	25億3610万円		財政調整基金積戻金
一般会計債務負担行為	事項	期間	限度額	説明
	三人乗り自転車貸出事業	22年度	1400万円	事業が2年にわたるため
	市ウェブサイトのシステム改修・保守	22～26年度	8100万円	委託が6年にわたるため

主な議案に対する会派別態度

1、当局提案 58件 (人件費関係 条例案1件、補正予算案7件、
 その他 条例案7件、補正予算案2件、一般案件39件、人事案件2件)

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
職員の給与に関する条例の一部改正		○	○	○				可決	市人事委員会の勧告で、市職員の給与を引き下げ。民間との給与較差2.99%を解消するため、給料表の水準を2.99%、ボーナス0.35月、住居手当を引下げ(09年12月1日実施)。平均年間35.5万円(5.05%)減。総額60億円。岡地議員も反対
2009年度名古屋市一般会計補正予算(第6号)		○	○	○	○		○	可決	補正なし 分5,770,835千円は財調基金へ(以下の補正予算はすべて人件費のみ)
2009年度名古屋市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)		○	○	○	○		○	可決	補正額 106,531千円(人件費のみの補正)
2009年度名古屋市介護保険特別会計補正予算(第1号)		○	○	○	○		○	可決	補正額 39,281千円(人件費のみの補正)
2009年度名古屋市農業共済事業特別会計補正予算(第1号)							○	可決	補正額 1,236千円(人件費のみの補正)
2009年度名古屋市市場及びと畜場特別会計補正予算(第2号)								可決	補正額 62,799千円(人件費のみの補正)
2009年度名古屋市市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)							○	可決	補正額 3,744千円(人件費のみの補正)
2009年度名古屋市基金特別会計補正予算(第2号)							○	可決	補正額 5,770,835千円 財調へ
特別職の秘書の職の指定等に関する条例の制定		○						否決	市長秘書を特別職とし、定数並びに給与及び旅費を決める。1月1日から。7級相当待遇。
名古屋市情報あんしん条例の一部改正								可決	市の事務処理に従事する派遣労働者の守秘義務を明確化する
名古屋市市民税減税条例の制定 継続審査中の減税基本条例案は撤回							○	修正可決	基本条例を撤回。現下の経済状況に対応し、市民生活の支援及び地域経済の活性化を図るとともに、将来の地域経済の発展に資するよう、市民税を10%減税する。個人：平成22年度分から。法人：平成22年4月1日以後に終了する事業年度分から。修正案参照
名古屋市個人情報保護条例の一部改正					○		○	可決	個人情報の取扱いにおける義務及び罰則の適用対象者に派遣労働者等を加える
名古屋市中小企業振興会館条例の一部改正					○		○	可決	中小企業振興会館の駐車場料金を指定料金制にする。路外駐車場に合わせる。
名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正		○	○	○	○	○	○	可決	扇町2丁目地区計画の決定で名古屋市名東区扇町2丁目を対象区域に加え、建築物の建ぺい率の最高限度、壁面の位置の制限及び建築物の緑化率の最低限度を規定
2009年度名古屋市一般会計補正予算(第7号)		○	○	○			○	可決	補正額 107億1,059万3千円。105億円は生活保護費。市長秘書、地域委員会、10%減税など
2009年度名古屋市基金特別会計補正予算(第3号)		○	○	○			○	可決	補正額 25億3,610万5千円。財調から一般会計へ。市長秘書や地域委員会の経費も含む。
契約の締結(神丘中学校改築工事)		○	○	○	○	○	○	可決	11億5,258万5,000円で銭高組・大和システム・タイガ-ハウス工業特別JVに、2011年8月19日までに
財産の取得(コンピュータ)		○	○	○	○	○	○	可決	小学校教員用。コンピュータ3,533台を西日本電信電話株式会社名古屋支店から2億1,866万2,500円で

○ = 賛成 = 修正 = 継続 = 反対 / 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党 社：社民党・ローカルパーティ 気：新会派気魄 ク：民主党クラブ

つづき

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
財産の取得(コンピュータ)		○	○	○	○			可決	中学校・高等学校及び特別支援学校の教員用にコンピュータ2,694台を1億6,670万8,500円で西日本電信電話株式会社名古屋支店から
指定管理者の指定(名古屋国際センター)	○	○	○	○	○			可決	指定管理者に財団法人名古屋国際センターを指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(名古屋市男女平等参画推進センター)		○	○	○	○			可決	指定管理者に特定非営利活動法人参画プラネットを指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島)		○	○	○	○			可決	指定管理者に株式会社トヨタエンタプライズを指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(名古屋市鯉城学園)		○	○	○	○			可決	指定管理者に社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会を指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(名古屋市枇杷島スポーツセンター始め体育館6館)		○	○	○	○			可決	「枇杷島、中村、名東、中」の指定管理者に財団法人名古屋市教育スポーツ振興事業団、「緑」は株式会社JPN、「昭和」は株式会社愛知スイミングにと営利企業にも指定。2014年3月31日まで。
指定管理者の指定(名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター)	○	○	○	○	○			可決	指定管理者に名古屋市教育スポーツ振興事業団を指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(名古屋市瑞穂運動場)	○	○	○	○	○			可決	指定管理者に名古屋市教育スポーツ振興事業団を指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター)		○	○	○	○			可決	志段味スポーツランドの指定管理者に株式会社JPNを指定し、2012年3月31日まで。武豊野外活動センターを財団法人名古屋教育スポーツ振興事業団に指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(鳴海プール始め5プール)		○	○	○	○			可決	鳴海プールの指定管理者にシンコースポーツ株式会社を、香流橋は株式会社JPNに、南陽、山田西、富田北は財団法人名古屋市教育スポーツ振興事業団に指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(名城庭球場)	○	○	○	○	○			可決	指定管理者に名古屋市教育スポーツ振興事業団を指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(東谷山フルーツパーク)	○	○	○	○	○			可決	指定管理者に財団法人名古屋市みどりの協会を指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(農業文化園)	○	○	○	○	○			可決	指定管理者に財団法人名古屋市みどりの協会を指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(有料公園施設等)		○	○	○	○			可決	瑞穂公園の公園施設の指定管理者に財団法人名古屋市教育スポーツ振興事業団に、名城公園フラワープラザ、久屋大通公園ランの館、鶴舞公園・荒子川公園・庄内緑地・戸田川緑地・徳川園の各公園施設を財団法人名古屋市みどりの協会に、東山公園展望塔をサンエイ株式会社に、東山公園テニスコートを財団法人東山公園協会に、久屋大通公園の公園施設を栄公園振興株式会社に、白鳥公園の公園施設を岩間造園・トーエネックグループに、稲永公園野鳥観察館を東海・稲永ネットワークに、日光川公園の公園施設をPMIサンビーチ日光川に指定。2014年3月31日まで(東山公園テニス2012年3月31日まで)

○ = 賛成 = 反対 / 共: 日本共産党 民: 民主党 自: 自民党 公: 公明党
社: 社民党・ローカルパーティ 気: 新会派気魄 ク: 民主党クラブ

つづき

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
指定管理者の指定(緑化センター)		○	○	○	○			可決	指定管理者に財団法人名古屋市みどりの協会を指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(公会堂)		○	○	○	○			可決	指定管理者に愛知県舞台運営事業協同組合を指定。2014年3月31日まで。自主事業ほぼ廃止
指定管理者の指定(名古屋市青少年文化センター)		○	○	○	○			可決	指定管理者に財団法人名古屋市文化振興事業団を指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(文化小劇場)	○	○	○	○	○			可決	「中村、南、天白、守山、千種、中川」の指定管理者に財団法人名古屋市文化振興事業団を指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(音楽プラザ)	○	○	○	○	○			可決	指定管理者に財団法人名古屋市文化振興事業団を指定。2012年3月31日まで
指定管理者の指定(演劇練習館)	○	○	○	○	○			可決	指定管理者に財団法人名古屋市文化振興事業団を指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(市民ギャラリー栄)	○	○	○	○	○			可決	指定管理者に財団法人名古屋市文化振興事業団を指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(短歌会館)	○	○	○	○	○			可決	指定管理者に財団法人名古屋市文化振興事業団を指定。2012年3月31日まで
指定管理者の指定(東山荘)	○	○	○	○	○			可決	指定管理者に財団法人名古屋市文化振興事業団を指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(御岳休暇村)	○	○	○	○	○			可決	指定管理者に財団法人名古屋市民休暇村管理公社を指定。2011年3月31日まで
指定管理者の指定(地区会館)		○	○	○	○			可決	楠地区会館の指定管理者に味鋤学区福祉推進協議会を、山田、富田、南陽、志段味の地区会館を中部互光・コスモコンサルタント運営共同体に指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(コミュニティセンター)		○	○	○	○			可決	上野コミュニティセンター始め208館の指定管理者を各学区連絡協議会等に指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(国際展示場)		○	○	○	○			可決	指定管理者に財団法人名古屋都市産業振興公社を指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(中小企業振興会館)		○	○	○	○			可決	指定管理者に財団法人名古屋都市産業振興公社を指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(国際会議場)		○	○	○	○			可決	指定管理者に株式会社コングレを指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(能楽堂)		○	○	○	○			可決	指定管理者に財団法人名古屋市文化振興事業団を指定。2012年3月31日まで
指定管理者の指定(市営路外駐車場)		○	○	○	○			可決	久屋駐車場と古沢公園駐車場の指定管理者に財団法人名古屋都市整備公社、大須駐車場は名鉄協商株式会社に指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(栄バスターミナル)		○	○	○	○			可決	指定管理者に栄公園振興株式会社を指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(改良住宅、コミュニティ住宅及び更新住宅)		○	○	○	○			可決	指定管理者に名古屋市住宅供給公社を指定。2012年3月31日まで
指定管理者の指定(定住促進住宅)		○	○	○	○			可決	指定管理者に名古屋市住宅供給公社を指定。2014年3月31日まで
指定管理者の指定(港防災センター)		○	○	○	○			可決	指定管理者に財団法人名古屋市防災管理公社を指定。2011年3月31日まで
個別外部監査契約の締結		○	○	○	○			可決	自動車運送事業の平成21年度個別外部監査を川口明浩(公認会計士)に358万1,000円以内で

= 提案者 ○ = 賛成

= 反対 / 共: 日本共産党 民: 民主党 自: 自民党 公: 公明党
社: 社民党・ローカルパーティ 気: 新会派気魄 ク: 民主党クラブ

つづき

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
当せん金付証票の発売		○	○	○	○			可決	平成22年度に発売する市が関係する宝くじの発売総額を330億円以内とする
住民分権を確立するための市政改革ナゴヤ基本条例の制定								継続審査	政治をボランティア化するため、1 地域委員会を創設、2 住民税を減税、3 市長に逆らう議会を無力化(定数半減、報酬半減、3期まで、政務調査費廃止、費用弁償は実費など) *継続に共、社、気、クが反対

追加議案

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
監査委員の選任		○	○	○	○			可決	久野峯一(1942年生、千種区。名古屋税理士会会長)、税理士会推薦枠。
人権擁護委員の推薦		○	○	○	○			可決	河野豊子(1958年生、北区、保護司、県薬物乱用防止指導員、新)和田秀子(1947年生、熱田区、教諭から保護司、新)矢神史子(1947年生、東区、民生・児童委員、再々々々任)栗木智法(1944年生、北区、守山区福祉部長、なごやかハウス岳見施設長、再任)

2 議員提出議案 8件

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
名古屋市会会議規則の一部改正					○			可決	本会議での質問を1問1答が可能にする
地域環境審議会委員の推薦					○			可決	大野勝正(中村区の補欠委員。1949年生、中村区、歯科技工士、新)
2009年度名古屋市一般会計補正予算(第7号)の修正(共の提案)								否決	特別秘書人件費と地域委員会モデル実施の削除、減税に伴うシステム改修費の減額。
2009年度名古屋市一般会計補正予算(第7号)の付帯決議								可決	地域委員会モデル実施は地域の理解を。選挙にこだわらない。拙速な実施をしない。
2009年度名古屋市基金特別会計補正予算(第3号)の修正(共の提案)								否決	特別秘書人件費と地域委員会モデル実施の削除、減税に伴うシステム改修費の減額。
名古屋市市民税減税条例の修正(自公社の提案)								可決	個人市民税の均等割(現行3000円)を2700円から100円にし、所得割(現行6%)を5.4%から5.55%に変更する。法人税は変えず。
名古屋市市民税減税条例の修正(共の提案)								否決	人市民税の均等割を2700円から100円にし、所得割に税額控除式で減税対象者を標準家庭で800万円以下の所得層以下に限定。法人市民税は減税しない
名古屋市市民税減税条例の付帯決議								可決	財源は行革で、福祉等の後退をしない。市民合意で。起債は慎重に。

= 提案者 ○ = 賛成 = 継続

= 反対 / 共: 日本共産党 民: 民主党 自: 自民党 公: 公明党
社: 社民党・ローカルパーティ 気: 新会派気魄 ク: 民主党クラブ

職員の給与引き下げに反対する討論(11月27日)

景気を冷え込ませる異常で大幅な職員給与の引き下げは許されない



かとう典子 議員

【かとう議員】第141号議案 補正予算案すなわち職員の給与引き下げについて、反対の立場で討論します。3点にわたって反対の理由を述べます。

内需拡大に逆行、経済を冷え込ます

まず第1の理由は、今回の国や他都市に比べて、異常で大幅な賃下げが、公務員だけでなく、民間の給与と景気にも深刻な影響を及ぼし、消費拡大による内需拡大に逆行するものだからです。11月20日、日本共産党の塩川議員の衆議院総務委員会の質問で、原口総務大臣が「民間で働く人たちが苦しいから、給与を減らすべきだ」という単純な議論は危険だと述べています。民間の給与が低いから、公務員賃金を下げ、低いほうへ競争させることは、ますます経済を冷え込ませることにつながるものです。

民間保育園などの労働者にも影響

第2の理由は、この人事委員会勧告は、市職員のみならず、民間保育園や児童福祉施設、社会福祉施設などで働く労働者3,000人以上に影響が及ぶからです。民調費で公務員と同じ給与が支給されているために、賃下げの影響を被ることは問題です。

仕事に対する意欲に影響

第3の理由は、市職員の仕事に対する意欲に影響を与えるということです。保育園では保育士が枠拡大で定員を超えて受け入れ、子どもたちの成長のために献身的に仕事をしています。市民病院では医師も、看護師も欠員がありながら、身をすり減らして患者さんのために働いているなど、それぞれ現場の職員は献身的に頑張っています。区役所には、仕事も住まいも失った人々が今でも行列を作っている中、「一人も路頭に迷わせない」

として、頑張っています。その努力を激励して、市民のために働く喜びを感じられるよう励ますことが市の務めではないですか。永年にわたって職員が削減され、過重労働でからだを壊す職員が増える中、それに耐えて必死で頑張ってきた拳句、大幅賃下げです。さすがの市職員も仕事に対する意欲を低下させ、今後の行政に大きな影響を及ぼしかねません。

以上の反対理由を申し上げ、討論を終わります。

【市職員の給与を引き下げの市人事委員会の勧告】
 民間との給与較差2.99%を解消する
 ・給料表の水準を2.99%減
 ・ボーナス0.35ヶ月減
 ・住居手当を引下げ
 ・2009年12月1日実施
 ・平均年間35.5万円(5.05%)減。総額60億円。

名古屋市人事委員会の報告

	07年度	08年度	09年度
民間給与	431,653円	432,929円	413,537円
職員給与	431,745円	435,602円	426,277円
較差	92円 0.02%	2,672円 0.6%	12,740円 2.99%

愛知県人事委員会の報告

	07年度	08年度	09年度
民間給与	443,029円	435,267円	4420,942円
職員給与	440,798円	435,195円	421,846円
較差	2,231円 0.51%	72円 0.02%	904円 0.21%

横浜市人事委員会の報告

	07年度	08年度	09年度
民間給与	417,209円	411,845円	415,279円
職員給与	418,606円	411,931円	417,321円
較差			2,092円 0.5%

市民税減税条例の修正案の提案説明(12月9日)

**市民税減税条に対する修正案を提案
金持ち・大企業減税をやめ、庶民減税に集中した修正はこうすればできます**
江上博之 議員



河村市長の提案した条例では金持ち・大企業優遇。福祉大幅削減に

【江上議員】私たちは、国政における自公政治の増税路線に反対し、名古屋市における庶民減税実現を求めてまいりました。

ところが、原案は、河村市長がマニフェストで、定率減税（金持ちはゼロ）と公約したにもかかわらず、一律10%減税であり、大企業・金持ち減税案になっています。

また、減税の財源づくりのために、福祉費を含め予算一律削減方針を掲げ、今なお撤回せず、福祉・市民サービス削減を進めようとしています。

自公修正案でも本質はおんなじ

委員会では、修正案が可決されましたが、所得割は一律10%減税で、大企業・金持ち減税、また、減税総額は基本的に変えておらず、福祉削減となるという案であり、原案と変わりありません。

金持ちゼロの減税に修正できます

そこで、減税と福祉を両立できる提案をします。第1に、低所得者、中堅層に厚い減税となるよう個人市民税の均等割を2700円から100円に減税し

ます。第2に、個人市民税の所得割に所得制限を設けます。年収800万円の標準世帯をモデルに、課税総所得で376万円以下の納税者に10%減税とします。これによって、8割を超える納税者が対象となります。第3に、法人市民税は減税を行いません。第4に、景気動向を見て、1年ごとの施行とします。

減税と福祉が両立する修正案です

以上によって、金持ちゼロを実現し、減税総額を原案より大幅に減額することによって、福祉・市民サービスの削減を行わない庶民減税を実現するものです。

市民税の税額による区分 (2008年度)



市民税の河村減税と各党の修正案

	河村市長の「金持ち減税」案	自民・公明の修正案	日本共産党の庶民減税案
特徴	金持ち・大企業にはドッサリ・庶民にはチョッピリ。	低所得者に少し配慮。大企業・金持ち優遇の本質はそのまま。	低所得者を重視した減税、法人税は対象にしない。
個人市民税	均等割3000円 2700円 所得割 6% 5.4%	均等割3000円 100円 所得割 6% 5.55%	均等割3000円 100円 所得割 6% 5.4% *標準世帯で収入800万円以下に限定
法人市民税	一律10%減税	一律10%減税	なし 別途、中小企業振興策を行う
総額(億円) 上段 初年度 下段2011年度	161 219	153 209	初年度のみ 109 (1年ごと見直し)

市民税減税の比較



補正予算修正案の提案説明(12月9日)

一般会計補正予算に対する修正案 特別職の市長秘書設置や地域委員会モデル実施は削除すべきもの
江上博之 議員



住民不在の市政をすすめる予算をカット

【江上議員】今回の補正中、地域委員会（仮称）のモデル実施に反対であり、また、特別職の市長秘書の設置に反対です。そこで、各事項を削除するものです。また、市民税減税に伴うシステム改修等は、先の修正案に基づき減額するものです。以下、理由を申し上げます。

ない権限行使をしています。しかし、市民の期待は、弱い者いじめのオール与党政治を変えてほしいというものであり、市長の行動に全面的に賛成しているわけではありません。私たちは、市民の期待に沿った市政実現に全力を尽くしています。ですから、強引な政治を進める動きには断固反対し、秘書設置にも反対するものです。

地元の理解も得られない地域委員会

第1に、地域委員会モデル実施は、地元の理解も得られず、上からの押し付けで民主主義にも反するものであり、反対です。市長は、地域委員会を、減税分を市民に寄付してもらい、市が行うべき福祉の受け皿の組織として利用しようとすることを明らかにしています。市の行政を放棄し、地域住民に責任を押し付ける構造改革そのものです。

市民税減税は庶民減税に

第3に、市民税減税システムの改修等は、先の修正案に伴うものです。以上3点による修正を行います。

以上で、趣旨説明とします。

強引な河村市長の市政運営を支える、特別職の秘書設置は不要

第2に、市長秘書の設置は、強引な河村市長の行政運営を補佐するものであり反対です。市長は、自らは、市民の後押しがあるからと有無を言わせ

一般会計補正予算の主な内容（網かけ部分を削除・減額）

事 項	金 額	財 源	説 明
市長秘書の設置	215万円	一般財源 215万円	特別職の市長秘書。政治活動などを行う。3か月分。年間1200万円
地域委員会のモデル実施	5744万円	一般財源 5744万円	各区1地域でのモデル実施
市民減税に伴うシステム改修	3900万円	一般財源 3900万円	減税のために税務総合情報システムを改修し広報を行う
生活保護費	105億4868万円	国庫 79億1151万円 一般財源 26億3717万円	受給者増と母子加算復活等
三人乗り自転車貸出事業	6000万円	県費 5882万円 諸収入 117万円	満1歳以上6歳未満の幼児が2人以上の人に貸出
地震等の瞬時警報システムの改修	331万円	県費 331万円	

「市政改革ナゴヤ基本条例」継続審査への反対討論(12月9日)

市長の特異な政治観にもとづいた、議会の権限を縮小し、いっそう市長優位の体制に変えることは認められない
わしの恵子 議員



継続に値しない。キッパリ否決を

【わしの議員】ただいま「市政改革ナゴヤ基本条例」案について、継続審査とすべきとの報告がありました。その理由は、二代表制のもと、提案そのものに疑義がある、基本理念の具体例など明確な考え方が示されていない、議会が「議会基本条例制定研究会」を立ち上げ独自で取り組み始めた、説明されましたが、これらは、日本共産党市議団も指摘してきたとおりですが、そうであればむしろきっぱり否決すべきです。

いっそう市長優位の体制に変える

第1に、首長と議会は対等平等で、議会の役割は市政をチェックすることです。ところがこの条例は、議会の権限を縮小し、いっそう市長優位の体制に変えるものです。河村市長の言いなりの「翼賛議会」をつくる、まさに民主主義破壊の暴挙です。

職業化による弊害の事実すら示さず

第2に、「政治の職業化」とは何か、誰にどんな権限が「集権化」しているのか、どのように「住民の行政や政治への参画の意欲や機会を阻んでいる」のか、市長は、事実で示すことができませんでした。

条例は市政と市民にたいし拘束力をもつものであり、その「基本理念」に、市長の特異な政治観を盛り込むのは極めて危険です。

自律立的に取り組むべき課題。率先して議会改革に取り組んできた日本共産党

第3に、議会改革は、議会が自律的に取り組むべき課題です。日本共産党はこれまでも、議員報酬の削減や政務調査費の全面公開、費用弁償の廃

止を求めるなど、いわゆる議員特権の廃止を提案し、実践してきました。そして、議会改革は、市民に開かれた公開の場で行うことを一貫して求めつづけ、「議会基本条例制定研究会」は、原則公開となったものです。

すでに審議は尽くされた

以上のことから、「市政改革ナゴヤ基本条例」案について、すでに審議は尽くされており、わが党は採択に付して、否決すべきと主張して討論を終わります。

「市政改革ナゴヤ基本条例」案の概要

第2条(基本理念)
政治の職業化による集権化の進展が、住民の政治や行政への参画の意欲や機会を阻んでいる状況にかんがみ、自発性・無償性に基づく政治を実現するための改革(「政治ボランティア化」)により住民への分権を推進し、住民を主体とする真の住民自治の形成を図る。
第4条(地域委員会制度の創設)
第5条(市民税の減税)
第6条(議会の改革)
市民を代表する職として、またパブリックサーバントとして政治ボランティア化を実現するため、以下の改革に取り組む。 議員定数 概ね半減 連続3期を超えた在職の自粛 議員報酬 概ね半減 政務調査費 廃止 費用弁償 実費支給 市民による本会議場における意見表明機会の創設 議員の自由な意思に基づく議会活動の実現 議員年金制度の廃止に向けた活動 2 議員による条例案の提出等を充実させるための人員配置等の措置。
第7条(市長の多選禁止)
第8条(実施時期・平成21年度末までに制度化を図る)

請願・陳情

11月議会に受理されたもの

11月定例会には下記の請願・陳情が受理されました。審議は12～2月の閉会中委員会で行われます。

請願

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成21年 第20号	平成21年 11月17日	地域委員会モデル地域公募 に関する請願	東区住民 (155名)	のりたけ勅仁(民ク)
<p>地域委員会モデル地域の公募に関して、一部の区政協力委員の方々より、「同議長協議会の理解なくしては行わない」旨の意見があるように聞き及ぶが、先般開催された地域委員会の説明会においても、学識経験者より「地域委員会は既存の区政協力委員とは全く別の組織である」という説明にあるとおり、全く新しい概念の組織であると我々も考える。</p> <p>従って、地域委員会のモデル地域の公募については、名古屋市による選定のしかるべき条件を満たす地域に対して、名古屋市が決めるべきものであると認識する。また名古屋市民がもとめる地域委員会の委員は、大切な市民の税金の使いみちを決めるといふ、極めて重要な役割を担う事からも、厳選なる公選制によって選ばれる事が望ましいと考える。</p> <p>私ども名古屋市民は「市民による草の根レベル的な住民活動」を「その地域に生活する住民の手によって、予算とともに必要な政策課題を決めるような地域自治の確立」に求めたい。役所に依存しない本当の地域自治こそ、新しい民主主義がめざすあり方でもあり、市民のための地域委員会であると考えている。</p> <p>以上のことから、私どもは次の事項を請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 モデル地域の公募の選定は、名古屋市において決められること。 2 地域委員の選定は、公選制によって決められること。 				
請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成21年 第21号	平成21年 11月25日	障害児保育の充実を求める 請願	名古屋市公立保育 園父母の会	梅原紀美子 わしの恵子 さとう典生 江 上博之 山口清明 くれまつ順子 かとう 典子 田口一登(以上共産) のりたけ勅 仁(民ク)
<p>1974年に公立保育所における障害児保育が制度化されて以来、保育所への入所を希望する障害児は増え続けている。2009年4月1日現在、123の公立保育所中119の保育所で434名、161の民間保育所中109の保育所で317名の障害児が入所している。</p> <p>近年、乳児期から保育所に通っていて障害を認定される入所児童の数が年々増加する傾向にある。発達障害の早期発見・早期診断の必要性が叫ばれるようになったため、3歳児未満で発達障害と診断される場合も少なくない。幼児期の発達障害の子どもたちは、極端に注意を維持できる時間が短く、しばしば多動で、言葉の理解が困難であるなどの特徴を持っているため、より多くの介助が必要となる。しかし、名古屋市では、統合保育の対象は3歳児からという制度的な制約があるため、3歳児未満の障害児の場合、保育補助がない状態で、十分な保育が実施されていない。</p> <p>私たちは、障害を持つ子どもも持たない子どもも共に保育所で生活する仲間として、互いに認め合い、尊重し合って、豊かに成長していくことを切に願っている。</p> <p>ついては、市の保育を充実させ、障害児保育をより一層豊かなものにするために、次の事項の実現をお願いする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現在、統合保育の対象となっていない入所中の3歳児未満の障害児すべてが、十分な体制の下で保育を受けられるようにすること。 2 集団保育になじむ障害児は、年齢にかかわらず発達援助のみの資格で入所できるようにすること。 				
請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成21年 第22号	平成21年 12月7日	公的保育制度の堅持を求め る請願	天白区住民	梅原紀美子 わしの恵子 さとう典生 江 上博之 山口清明 くれまつ順子 かとう 典子 田口一登(以上共産)
<p>天白区の保育所では、延長保育、障害児保育、休日・年末保育、一時保育、病児・病後児保育等子育てに関する様々な要望が次々に出されてきている。また、学童保育所は、親の就労を支援するとともに子どもに適切な遊びと生活の場を与えるところであり、なくてはならないところである。しかし現在、公的な責任、財政保障は著しく後退し、子育ての要ともなる保育所・学童保育所の現在の水準を守ることが困難になっている実態がある。</p>				

ついては、未来を担う子どもたちが安全で健やかに育つ環境、地域づくりのため、次の事項の実現をお願いする。

- 1 公立保育所の廃止・民営化を絶対にやめること。また、営利企業の参入を絶対に認めないこと。
- 2 現在のより良い保育の質を保つための公私間格差是正制度を守ること。
- 3 保育料を値下げすること。
- 4 給食は子どもたちの心身の成長にとって欠かすことができないものであることから、離乳食、アレルギー食をつくるなど、子どもたち一人一人の発達に責任をもって対応するために、正規職員がつくる給食を守ること。
- 5 安全な保育環境の維持のために予算を充実させること。
 - (1) 待機児童の解消のために定員を超えて入所させるのではなく、新しい保育所を設立して対応すること。
 - (2) 子どもたちの安全のために送迎用の車が停められる駐車場を確保すること。
 - (3) 園舎のトイレを改修し、園庭の水はけが良くなるように老朽化対策をすること。
- 6 学童保育所を守り、発展させること。
 - (1) 学童保育とトワイライトスクール事業を統合しないこと。また放課後子どもプランモデル事業を実施する際には、必ず事前に地元の学童保育所の同意を得ること。
 - (2) 助成対象児童を小学校6年生まで拡大すること。
 - (3) すべての土曜日について、長期休業中と同様に、実態に即して1日分の補助をすること。
 - (4) 基準単価の対象時間を午後6時までとし、それ以降については時間延長手当てとして助成をすること。
 - (5) 障害児の受入れ人数に応じて補助金を交付すること。また、補助金について、国の基準に沿うように増額すること。
- 7 保護者の労働実態を把握し、安心して働くことができるように保育制度を充実させること。
 - (1) 一時保育実施園を増やすこと。
 - (2) 病後児保育を各園で実施できるように条件整備をすること。
 - (3) ニーズの高い地域に休日保育実施園を設置すること。
 - (4) 育休あけ・産休あけ入所予約の実施園を増やすこと。
 - (5) 公立保育所の早期保育時間を実態に即して午前7時30分からにすること。
 - (6) 障害児保育を充実させること。
 - ア 障害児の認定において年齢枠を撤廃し、希望者は入所できるように人的配置及び財政的支援をすること。
 - イ 入所を希望する障害児が入所できるように受入れ人数を増やし、必要な家庭については保育時間を延長すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成21年第23号	平成21年12月7日	中小企業零細業者救済のために、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願	愛知県商工団体連合会婦人部協議会	梅原紀美子 わしの恵子 さとう典生 江上博之 山口清明 くれまつ順子 かとう典子 田口一登(以上共産)

中小零細業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。その中小零細業者を支えている家族従事者の自家労賃は、税法上、所得税法第56条により、必要経費として認められていない。

事業主の所得から控除される働き分は、白色申告の場合、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で家族従事者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっている。さらに、家業と一緒にやりたくてもできないことが、後継者不足に拍車をかけているといえる。

税法上では青色申告にすれば、給料を経費にすることができるが、同じ労働に対して青色と白色で差をつける制度自体が矛盾している。

ドイツ、フランス、アメリカ等、世界の主要国では、自家労賃は必要経費として認められている。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 中小企業零細業者救済のために、所得税法第56条を廃止することを求める意見書を国に提出すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成21年第24号	平成21年12月7日	安心して子どもを産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育・学童保育施策の拡充を求める請願	愛知保育団体連絡協議会	梅原紀美子 わしの恵子 さとう典生 山口清明 くれまつ順子 かとう典子 田口一登(以上共産) とみた勝ぞう(社民)

子どもは未来の希望である。どの子どもにも無条件に愛され、より良い保育を受け、幸せに生きる権利がある。子どもの基本的人権を国際的に保障するた柵こ定められた子どもの権利条約が国連総会で採択されてから20年、日本が批准して

から15年になる。そして、なごや子ども条例が施行されて1年がたった。

今、格差と貧困の広がりの中で子どもの貧困が大きな社会問題となっている。2008年秋、アメリカの金融危機から始まった世界不況は日本を直撃した。愛知県は、失業した派遣労働者数が全国の中でも突出しているなど、大きな影響を受けている。人々は不安の中、日々の暮らしを営み重ねている。

保育所に入所したいのに入所できない待機児童は急増している。7月に発表された名古屋市の待機児童数は595人と昨年同時期と比べて40%増加している。もともと子育てをしながら働く女性の増加に対して保育所の整備が追いついていない上に、生活苦や生活不安から働きたい保護者が増加しているからである。就労保障と経済的安定は暮らしの土台であり、待機児童の解消は急務である。

公立と私立の保育所が共に力を合わせてその内容を充実・発展させてきたことは、名古屋の保育の誇るべき歴史である。どの子どもにも等しく保育が保障されるための公私間格差是正制度のもと、保育所は子どもたちに毎日の幸せな生活を保障し、保護者の暮らしを支えている。さらに保育所はそこに通う子どもたちとその保護者だけではなく、地域の子育ての不安に応えようと地域の子育て支援の中心的役割を担っている。

学童保育所は保護者の就労と児童の放課後の生活を保障する場として、大事な役割を果たしている。2008年2月の新待機児童ゼロ作戦では、2017年までの10年間で登録児童数について、現在68万人であるところを、さらに145万人の増加を目指している。しかし、名古屋市ではトワイライトスクールがほぼ全校で実施された影響で、学童保育所の小規模化や閉所などが進んでいる。名古屋市放課後子どもプランモデル事業の評価の終了を待つことなく、現行の学童保育所を守り増設していくことが求められている。

今進むべき道は公立保育所や学童保育所の廃止・縮小ではなく、現に大きな役割を果たしている保育・学童保育施策の拡充に関する公的支援の充実ではないだろうか。

については、安心して子どもを産み育てられるという基本的立場から、子どもたちの人権を尊重し、その健やかな育ちを最大限保障し得る保育・学童保育施策が速やかに実施されるよう、次の事項の実現をお願いする。

- 1 認可保育所を整備し、待機児童を解消すること。
- 2 公立保育所をなくさないこと。また、一時保育や休日保育など市民ニーズの高い事業を公立保育所でも実施すること。
- 3 営利企業の保育所への参入を認めないこと。
- 4 民間社会福祉施設運営費補給金制度を堅持・拡充すること。
- 5 地域の子育て支援の役割が果たせるよう、保育所の予算を増額すること。
- 6 学童保育所への補助金を増額し、より安定した運営ができるよう制度を拡充すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成21年 第25号	平成21年 12月7日	後期高齢者医療制度の廃止を求める国への意見書提出に関する請願	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める瑞穂区実行委員会	梅原紀美子 わしの恵子 さとう典生 江上博之 山口清明 くれまつ順子 かとう典子 田口一登(以上共産)とみた勝ぞう(社民)杉山ひとし(気魄)

年齢を重ねれば、誰でも病気にかかりやすくなる。高齢者に十分な医療を保障することは当然のことである。年齢で医療を差別するような制度は、世界中どこにもない。後期高齢者医療制度は、高齢者は早く死ねと言わんばかりの制度であり、憲法で保障している生存権や基本的人権、人間の尊厳を踏みにじる最悪の制度である。

先の衆議院議員総選挙では、後期高齢者医療制度を推進した政権が、新しい政権に変わった。この投票結果には後期高齢者医療制度を廃止せよとの国民の怒りが込められている。後期高齢者医療制度を廃止せずこのままにすれば、高齢者にとって差別と重い負担が続くことになる。

市長は、「名古屋市民の安全安心な暮らしを第一に確保する」、「福祉・医療の街ナゴヤを実現する」と公約した。名古屋市単独の高齢者医療の支援事業では限界がある。

については、後期高齢者医療制度を廃止させるために、貴議会が次の事項を内容とする意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に提出されるようお願いする。

- 1 後期高齢者医療制度を直ちに廃止すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成21年第26号	平成21年12月7日	子どもたちが健やかに育つために北区内の市立保育園の延長保育実施園、一時保育実施園及び子育て支援センター事業実施園の拡充を求める請願	北区住民	梅原紀美子(共産)
<p>現在、父母の実態から様々な保育サービスが求められている。</p> <p>2009年度に行った北区内の市立保育園の延長保育未実施園の父母へのアンケート結果からも、西味鏡保育園では回答中60%の方が、大野保育園では回答中77%の方が延長保育の利用を希望していることがわかった。「子どもを迎えに行ってもまた仕事に行ったりする」、「パートでも時間が遅くなる仕事が増えてきている」、「毎日困っている」など、延長保育実施の拡大要求はまだ強く、早急な実施が求められている。</p> <p>また、一時保育についても現在実施している保育園でもさらなる実施要求は多く、希望者を受け入れきれない状況である。子育て支援センターの役割は多岐に渡っており、早急な実施拡大が求められている。</p> <p>ついては、子どもたちが健やかに育つために、市の公的責任の名において、次の事項を実現されるようお願いする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 北区内の市立保育園の延長保育未実施園、特に西味鏡保育園と大野保育園での延長保育を早急に実施すること。 2 北区内の市立保育園で一時保育事業及び子育て支援センター事業を早急に実施すること。 				
請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成21年第27号	平成21年12月7日	議会改革を求める請願	市政研究プロジェクトチーム愛知	のりたけ勅仁(ク)
<p>市長及び議員は、市民を代表する職として、またパブリックサーバントとして政治ボランティア化を実現するために、改革が必要である。</p> <p>ついては、議会改革を推進するたついで、次の事項の実現をお願いする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議員の定数を現行の半分に減員すること。 2 市長及び議員は、4期以上の在職を自粛すること。 3 議員の報酬を現行の半分に減額すること。 4 政務調査費を廃止し、議員の費用弁償について実費を支給すること。 5 会派による行き過ぎた会派拘束をなくし、議員の自由な意思に基づく議会活動ができるようにすること。 6 議員の年金制度の廃止及び国の年金制度の一本化に向けて活動すること。 7 議員による条例案の提出、議員の調査研究及び行政の監視活動を充実させるために、市長は予め人員の配置、予算の計上その他の必要な措置を講じること。 				
請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成21年第28号	平成21年12月7日	市民税の10%減税を早期に実施することを求める請願	市政研究プロジェクトチーム愛知	のりたけ勅仁(ク)
<p>現在の経済状況で、市民生活が苦しくなっている。福祉・医療・教育の分野の予算を削ることなく市民税を10%減税することにより、市民生活の負担軽減につながるとともに、内需拡大につながるものである。</p> <p>ついては、次の事項の実現をお願いする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民税の10%減税について、福祉・医療・教育の分野の予算を削ることなく早期に実施すること。 				
請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成21年第29号	平成21年12月7日	各委員会や本会議の場において、市民が直接市に対して提案できる制度を条例で制定することを求める請願	市政研究プロジェクトチーム愛知	のりたけ勅仁(ク)
<p>価値観が多様化しており、市民の声を広く市政に反映させる必要がある。</p> <p>ついては、次の事項の実現をお願いする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各委員会や本会議の場において、市民が直接市に対して提案できる制度を条例で制定し、恒久的に保障すること。 2 提案者は18歳以上の市民及び外国人登録をし、かつ市内に1年以上在住している外国人とすること。 3 提案者は事前に市会事務局に申し出ることにより発言が認められ、発言時間はおおむね3分間とすること。 				

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成21年 第30号	平成21年 12月7日	公選制により選出された委員で構成する地域委員会の設置の早期実現を求める請願	市政研究プロジェクトチーム愛知	のりたけ勅仁(ク)
<p>地域の身近な問題を地域住民の手で自ら解決することにより、行政任せではない住民による地域自治を確立することができる。</p> <p>ついては、次の事項の実現をお願いする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公選制により選出された委員で構成する地域委員会の設置のための条例の制定を早期に実現すること。 2 地域委員会の委員の選出のための選挙権・被選挙権については、該当地域に住む18歳以上の日本人と日本に帰化した18歳以上の外国人に与えること。 3 地域委員会の委員の立候補者が定員に満たない場合は、定員が充足されるまで補充選挙を行うこと。 				
請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成21年 第31号	平成21年 12月7日	汐見が丘保育園を公立で建て替えることと緑区の待機児童をなくすことを求める請願	汐見が丘保育園を守る会	梅原紀美子 わしの恵子 さとう典生 江上博之 山口清明 くれまつ順子 かとう典子 田口一登(以上共産)
<p>緑区では、保育所に入りたくても入れない待機児童が2009年4月に161名いた。待機児童の解消は緑区住民の悲願、急務の課題となっている。現在、緑区内の保育所全体で、待機児童解消のため定員を超えて子どもが入所している。また10月には公立保育所6か所で入所枠の拡大を再度行った。保育室に柵なども必要に応じて増設したので、狭い部屋で子どもたちが過ごしている実態がある。また、緑区内では11月に1か所につき乳児3名定員の家庭保育室を2か所開設したが、すべての待機児童を解消することはできない。</p> <p>2010年度の入所申請を迎える時期にあたり、保育所に入れるか、どこに相談すればよいか、遠い保育所になってしまうと車が必要になるから困るといった切実な声が寄せられている。</p> <p>このような実態にもかかわらず、名古屋市はコスト削減を理由に汐見が丘保育園を廃止し、民間に移管する計画を発表した。市内で最も待機児童が多い緑区でどうして保育所を廃止するのか。住民の願いは汐見が丘保育園を廃止・民間移管するのではなく、公立保育園として残し、必要な地域に新しく保育所をつくってほしいというものである。</p> <p>公立保育園を民間移管することは、生活環境の変化、保育士が全員変わってしまうこと、保育内容が変わってしまうこと等により、子どもや保護者に大きな不安と動揺が生まれる。幼い子どもたちにそのような思いをさせたくはない。汐見が丘保育園は公立保育所のまま建て替えるべきである。</p> <p>また、緑区には就学前児童数が500名を超える小学校区が4つある。小坂学区、桶狭間学区、大清水学区、熊の前学区である。保育・子育て要求が高いにもかかわらず、認可保育所が1つもない。早急に保育所の新設をしてほしい。</p> <p>緑区の地域住民が望む保育施策が、公的責任によって速やかに実施されることを願い、次の事項の実現をお願いする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緑区の待機児童を解消すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) そのためには、汐見が丘保育園を廃止・民間移管せず、公立のまま建て替えること。 (2) 保育要求の高い地域に、新設の保育所をつくること。 				
請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成21年 第32号	平成21年 12月7日	国民健康保険と高齢者医療の改善を求める請願	名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会	梅原紀美子 わしの恵子 さとう典生 江上博之 山口清明 くれまつ順子 かとう典子 田口一登(以上共産)
<p>深刻な経済危機が市民の雇用と暮らしを直撃している。</p> <p>市の国民健康保険制度は、市民の願いと運動、市議会と市の努力により、全国でも誇れる優れた制度となっていた。</p> <p>しかし、名古屋市は国民健康保険への一般会計繰入を減らすために、2008年度からは、保険料の未納分の一部と、葬祭費や出産育児一時金、特定健診などの費用を保険料に上乘せし、保険料を大幅に引き上げた。保険料は2009年度もさらに引き上げがおこなわれ、2年で1万円以上保険料が上がった世帯もあり、市民負担増となっている。</p> <p>国民健康保険は、自営業者、高齢者に加え、若者の加入が増えている状況の下で、保険料が払えないために期限付きのいわゆる短期保険証や窓口で10割負担となる資格証明書を渡され、受診が遅れて病気を悪化させる被保険者が増えている。</p>				

ついては、誰でも払える保険料にしてほしい、病気になったら安心して医者にかかれるようにしてほしいという願いを込め、次の事項の実現をお願いします。

- 1 国民健康保険料を誰でも払える金額に引き下げること。
- 2 国民健康保険の資格証明書、短期保険証の発行を止めること。
- 3 国民健康保険料減免制度及び一部負担金減免制度を拡充すること。
- 4 70歳以上の高齢者の医療費自己負担をなくすこと。
- 5 国民健康保険への国庫負担を引き上げるよう国に要望すること。

陳情

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成21年 第4号	平成21年 11月17日	簡易保険の融資施設であることを示す融資標識板を学校施設に設置しないことを求める陳情	太白区住民

商法には、簡易保険の融資施設はその旨を明示することといった規定はない。融資標識板は街の景観上不要であり、返済の間長期間風雨にさらされ汚くなり、危険である。株式会社かんぼ生命保険名古屋支店は、融資標識板の設置について協力を要請しているだけであり、契約に基づいて設置を要請しているわけではない。

ついては、次の事項の実現をお願いします。

- 1 簡易保険の融資施設であることを示す融資標識板を、学校のリモートから取り外すこと。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成21年 第5号	平成21年 12月7日	細菌性髄膜炎の予防接種に関する陳情	愛知県保険医協会

日本での細菌性髄膜炎の子どもの患者数は、毎年約1000人にのぼると推定されている。その約6割強がヒブによるもの、約2割強が肺炎球菌によるもので、この2つの起因菌によるものが全体の約9割を占めている。

細菌性髄膜炎は非常に予後の悪い疾患であり、迅速な治療が施されても、ヒブの場合で3～5%、肺炎球菌の場合で10～15%の患児が死亡している。生存した場合でも10～20%に脳と神経に重大な損傷が生じ、水頭症、難聴、脳性まひ、精神遅滞等の後遺症を引き起こしている。

細菌性髄膜炎は早期診断が大変難しい疾病である。ヒブと肺炎球菌による細菌性髄膜炎は、ワクチン接種で予防することができる。

肺炎球菌については、7価ワクチンが世界80か国以上で承認され、米国やオーストラリア等で定期予防接種されている。その効果は高く、定期予防接種化した国々では発症率が大幅に減少している。日本では乳幼児に使用できる7価ワクチンは、ようやく2009年10月16日に承認された。ヒブワクチンと併せて7価ワクチンを定期予防接種化することにより、国内の細菌性髄膜炎の多くを防ぐことができる。また、定期予防接種化されるまでの当面は、接種率を高めるためにも予防接種費用の公費助成が求められる。

ついては、次の事項の実現をお願いします。

- 1 国に対し、細菌性髄膜炎の予防に関する肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化と安定供給を求める意見書を提出すること。
- 2 国が7価ワクチンを定期予防接種として位置付けるまでの間、ヒブワクチン及び7価ワクチンの任意予防接種に関して、その費用を助成する制度を創設すること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成21年 第6号	平成21年 12月7日	平成7年3月に可決、提出した定住外国人の地方参政権に関する意見書の破棄決議を求める陳情	外国人参政権に反対する愛知県民の会

在日本大韓国民団及びその賛同勢力が永住等外国人地方参政権付与を日本政府に求める意見書を全国の地方公共団体の議会において提出するよう働きかけていたが、名古屋市会もその趣旨の意見書を提出している。しかし、地方といえども参政権を永住外国人に付与するのは憲法違反である。直ちに同意意見書の破棄決議を求める。

日本国憲法では、第15条第1項で参政権を国民固有の権利としているが、地方に係る参政権も第93条第2項によりその地方公共団体の住民が選挙することになっている。平成7年2月28日の最高裁判決では「住民とは日本国民を意味する」としている。同判決の「憲法上禁止するものではないと解するのが相当である」との部分は傍論であり、主文ではない。判決では原告である在日本大韓国民団の訴えは棄却されている。

韓国では平成17年、在韓外国人の一部に地方参政権を認めた。相互互恵主義に則って日本でも認めるよう働きかけがなされているが、昨年の韓国地方選挙で選挙権を得た日本人はわずかに51人である。現在日本には永住外国人が約70万人住んでおり、全く互恵相互とはいえない。諸外国で認めているのは北欧を中心にEU等20か国程度であり、日本に当てはめることは妥当ではない。普通選挙制度が成立してから80年以上たった今、納税も人権も、参政権とは直接関係がない。地方政治といえども国政に密接に関係しており、教育・治安・安全保障等重要な役割を担っている。永住等外国人地方参政権付与を日本政府に求める意見書は、日本の国政をおびやかすものである。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 平成7年3月に可決、提出した定住外国人の地方参政権に関する意見書の破棄決議をすること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成21年第7号	平成21年12月7日	私立高等学校に通う高校生に対する授業料助成の堅持・拡充を求める陳情	愛知私学助成をすすめる会

子どもと教育の危機が叫ばれて久しくなる。それだけに大人社会の役割、とりわけ学校教育と教育行政の責務は重大である。

愛知県の私学では、学校、家庭、地域・市民が連携しながら、各学園が独自性を活かして多彩な教育をすすめてきた。愛知サマーセミナーや、ドーム祭典に象徴されるように、愛知県の教育は、全国各界からも教育改革の先進として注目されている。

しかし、私学内部の努力だけでは解決できない学費の公私格差問題がある。現在愛知県では高校生の3人に1人が、名古屋市では高校生の約50%である3万3000人が私学に学んでおり、私学は、公立とともに公教育の重要な役割を担っている。それにもかかわらず、学費の公私格差はまだ極めて大きく、平成20年度の初年度納付金を見ても私学は約63万円で、公立のおよそ5.2倍にもなっている。こうした中で新政権は、高校教育の無償化を打ち出し、公立高校の授業料を無償化するとともに、私立高校生には一律11万8800円、年収500万円以下の家庭には23万7600円の就学支援金を交付し、年収350万円以下には無償化を図るとしている。公立高校の授業料が無償化される一方で、私立高校生には最大50万円の学費負担が残ることになる。国の支援金とは別に、現行の授業料助成制度を堅持し、補助単価を県の乙IIランクに近づけることをめざすとともに、所得制限の撤廃を検討していただきたい。

ついては、名古屋市政がこれまでと同じように、教育の機会均等の精神に基づいて、先導的な役割を果たすようお願い、次の事項の実現をお願いする。

- 1 平成22年度予算においては、教育の機会均等の理念を引き継ぎ、私立高等学校に通う高校生に対する市独自の授業料助成制度を堅持し、県の乙IIランクの額に近づけること。
- 2 所得制限の撤廃を検討すること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成21年第8号	平成21年12月7日	県外の陽子線がん治療施設で治療を行う名古屋市民に対して市が助成することを求める陳情	市政研究プロジェクトチーム愛知

陽子線がん治療施設の早期建設を求める請願は、すでに市議会で採択されている一方で、市長は建設計画の凍結を打ち出している。この現状を考えたとき、生命の危機にさらされているのは、がん患者である。陽子線がん治療施設が市内にできるまで待てないのがん患者である。県外の陽子線がん治療施設で治療するには、多額な費用がかかる。そこで、名古屋市民が県外の陽子線がん治療施設で治療する場合、市の助成が求められる。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 県外の陽子線がん治療施設を名古屋市民が利用する場合、市が助成をすること。

請願・陳情 12月臨時議会に受理されたもの

12月臨時かで受理された陳情は1件。12月の委員会で11月受理ぶんと一緒に審査されました。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成21年 第9号	平成21年 12月15日	憲法違反の外国人参政権による選挙を実施しないこと等を求める陳情	港区住民
<p>永住外国人に参政権を付与した選挙は、憲法で保障された国民固有の権利である参政権を侵害するため、憲法違反であり、これを実施しないことを求める。憲法に違反する法律によって選挙を実施すれば、国民主権が侵害され、民意を得ていない議員によって、日本人より外国人を重視した地方議会及び行政が運営される危険性がある。この弊害は、特に人口の少ない地方や永住外国人の多い地方での影響が著しく大きい。憲法違反の選挙が既成事実となれば、地方のみならず国の主権、安全保障等に外国からの干渉を受けることになり、国家の存立が重大な危機にさらされる。</p> <p>永住外国人に参政権が付与されると、地方公共団体によっては数千から数万の票が新たに発生することになる。地方選挙は100票、200票の差で当落が決まる繊細なものである。新たに選挙権を得た永住外国人による組織投票が行われると、単純に当落に多大な影響を与えるのはもちろんのこと、新規に複数名の議員を擁立することすら可能である。これまで地域の住民から信任・選出されてきた地方議員が、地方公共団体によっては2割から4割も落選し、外国人の支援を受けて当選した地方議員に入れ替わる可能性もある。地方議会に外国人の影響力が強まり、地方公共団体の教育や福祉、条例の制定、基地、原発、国との関係に支障が生じれば、地域住民の生活のみならず国にとっても深刻な問題となる。</p> <p>永住外国人への地方参政権付与は、日本国民にとって、また地域住民にとって何も利益がないため、国が永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう、議会が意見書を提出することを強く要望する。日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しており、さらに同項中の住民の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判決では、「住民とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」としている。</p> <p>したがって、地方公共団体の首長や議会の議員についても国民固有の権利として、日本国民しか選挙権を行使することはできない。参政権は、憲法で国民のみに保障された権利であり、最高裁判所判決は、参政権は権利の性質上日本国民のみをその対象とし、その保障は我が国に在留する外国人には及ばないと明言していることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与する法律の制定は、憲法に違反する。</p> <p>ついては、次の事項の実現をお願いする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 憲法及び最高裁判所の判例に基づき、永住外国人には参政権が無いことを確認すること。 2 永住外国人に参政権を付与する特例法が成立した場合でも、国の最高法規である憲法に違反した法律であるため、永住外国人に参政権を付与した選挙は実施しないこと。 3 永住外国人に参政権を付与する法案が成立した場合には、法律の廃止を国に強く要望すること。 4 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書を国に提出すること。 			

請願・陳情審査の結果（2009年10月～11月の委員会審査）

請願新規分（9月定例会で受理され、11月議会開会までの委員会で審議されたもの。11月議会で受理された請願は、11月議会で採決されます。ただし保留や打ち切りになったものは本会議での採決は行われません。）

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度							結果	備考(委員会)	
				共	民	自	公	社	気	ク			
平成21年第15号	地域委員会制度の検討を慎重に進めることを求める請願	名古屋市区政協力量員議長協議会	地域委員会制度は、地域団体等へ十分な説明を行い、名古屋市区政協力量員議長協議会及びその他の各種地域団体等の理解が得られるまでは、モデル地域の公募を始めない									保留	総環 2009.11.10
平成21年第16号	障害者（児）福祉の拡充を求める請願	愛知県障害者（児）の生活と権利を守る連絡協議会	1 新年度予算では、障害者（児）福祉関連予算を削減せずに拡充する 2 応益負担による地域生活支援事業の利用料を廃止する 3 障害者自立支援法を廃止し、障がい者総合福祉法を制定する意見書の提出を									保留	財福 2009.11.10
平成21年第17号	陽子線がん治療施設の整備の推進を求める請願	名古屋市区政協力量員議長協議会	陽子線がん治療施設は、建設を凍結せず計画どおり事業を進める									採択	財福 2009.11.10
平成21年第18号	改正貸金業法の早期完全施行等に関する意見書提出を求める請願	愛知県司法書士会	意見書を 1 改正貸金業法の早期に完全施行を 2 地方自治体での多重債務相談体制への支援を 3 個人及び中小企業者向けのセーフティネット貸付のさらなる充実を 4 ヤミ金融を徹底的に摘発する									採択	経水 2009.11.18
平成21年第19号	療育施設における小児整形外科医の欠員補充を求める請願	天白区 住民	1 西部地域療育センター、北部地域療育センター、児童福祉センターに、早急に後任の整形外科医を配置する 2 非常勤医師の報酬を増額する									採択	教子 2009.11.18

請願保留分（9月議会以前に保留となっていた請願。委員会の日付は最終審議日）

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度							結果	備考(委員会)	
				共	民	自	公	社	気	ク			
平成19年第8号	学童保育制度の拡充を求める請願	名古屋市学童保育連絡協議会	1(1)すべての土曜日にも実態に即して午前中から補助を (2)助成対象児童を小学校の4・5・6年生まで拡大を。4年生までは、早く拡大を									保留	教子 2009.9.7
平成19年第16号	アレルギー疾患、特にアトピー性皮膚炎を学校病に指定することを求める意見書提出に関する請願	新日本婦人の会 愛知県本部	アレルギー疾患、特にアトピー性皮膚炎を学校病に指定を									保留	教子 2009.8.31
平成19年第17号	子どもの医療費無料制度の対象年齢を中学校卒業までに拡大し、所得制限を廃止することを求める請願	新日本婦人の会 愛知県本部	1 中学校卒業まで拡大を									保留	教子 2009.9.7
平成19年第18号	30人以下学級の実現を求める請願	新日本婦人の会 愛知県本部	1 名古屋市立の小・中・高校に30人以下学級の計画的な実施を 2 各学級には常勤の教員配置を									保留	教子 2009.8.31
平成19年第22号	守山市民病院の縮小再編計画の見直しと充実を求める請願	地域医療を考えた守山市民病院を守る会	2 今後も災害医療活動拠点と位置付け、必要な整備、充実を 3 救急医療体制を充実させる									保留	財福 2009.8.24
平成19年第23号	守山市民病院に関する請願	地域医療を考えた守山市民病院を守る会	守山市民病院に通じる道路を早急に整備し、巡回バスを走らせる									保留	土交 2009.8.28

○=賛成 =反対 =退席 / 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党 社：社民党・ローカルパーティ 気：新会派気魄 ク：民主党クラブ

継続請願 続き

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度					結果	備考(委員会)		
				共	民	自	公	社			気	ク
平成19年第28号	障害児保育の充実を求める請願	名古屋市公立保育園父母の会	1 保育所入所中に障害認定を受けた3歳未満児の障害児保育を							保留	教子2009.9.7	
平成19年第31号	政務調査費の領収書について全面公開を求める請願	瑞穂区住民	政務調査費の領収書を直ちに全面公開する							理事会の協議を待つ	保留	総環2009.5.11
平成20年第1号	75歳以上の高齢者に対する新たな福祉制度を求める請願	愛知県社会保障推進協議会	後期高齢者医療制度の対象者に対し、保険料軽減措置に相当する市独自の新たな福祉制度を								保留	財福2009.8.24
平成20年第2号	すべての障害を持つ子の行き届いた教育の実現を求める請願	障害児教育の充実を願う会	1 市の知的障害特別支援学校新設を								保留	教子2009.8.31
			2 市立の肢体不自由特別支援学校の早急な新設を									
			3 普通学級に在籍する発達障害の子どものための教育条件整備を									
			4 現状の特別支援学級を継続・充実し、障害種別に応じた特別支援学級の設置を									
			5 医療ケアが必要な子どものため、看護師を別枠定数で正規採用を									
			6 小学校・中学校・高等学校の30人以下学級を早急に実現を									
平成20年第7号	後期高齢者医療制度を選択しない165歳以上の障害者に対する医療費助成の継続を求める請願	愛知県障害者(児)の生活と権利を守る連絡協議会	後期高齢者医療制度を選択しない障害者も医療費助成制度の対象に							保留	財福2009.8.24	
平成20年第8号	行き届いた名古屋の学校教育の実現を求める請願	名古屋市学校事務職員労働組合	2 愛知県に働きかけつつ、正規職員の充実を図る								保留	教子2009.8.31
平成20年第17号	障害者授産施設の直営存続と障害者施策の拡充を求める請願	障害者施策の充実をすすめる会	4 自立支援法での契約になじまない障害者施策の体系の整備を								保留	財福2009.8.24
			5 (3)親亡き後の高齢者施策等につなげるシステムの具体化を									
平成20年第18号	介護保険制度の抜本的改善・充実及び後期高齢者医療制度の廃止を求める請願	介護の充実を求める会愛知連絡会	1(4)後期高齢者医療制度の廃止の意見書を								保留	財福2009.8.24
			2 特別養護老人ホーム等の基盤整備を進め、待機者の解消を									
平成20年第19号	子どもたちが健やかに育つために北区内の市立保育園の延長保育実施園の拡充を求める請願	北区 住民	北区内の市立保育園の延長保育未実施園での延長保育実施を早急に								保留	教子2009.9.7
平成20年第21号	障害児保育の充実を求める請願	名古屋市公立保育園父母の会	2 実態に応じて加配保育士をつけ、保育時間を制限しない								保留	教子2009.5.11
平成20年第23号	国民健康保険と高齢者医療の改善を求める請願	名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会	4 後期高齢者医療制度の廃止を国に要望する								保留	財福2009.8.24
平成20年第25号	短歌会館の存続を求める請願	新日本婦人の会中支部	短歌会館を存続させる								保留	経水2009.8.5
平成20年第27号	公的保育制度の堅持を求める請願	天白区 住民	(3)園舎の耐震と老朽化対策を								保留	教子2009.9.7
			(4)水はけが悪い園庭の土の入替えを									
			5 学童保育所 (1)学童保育とトワイライトスクール事業を一体化しない									
			(2)助成対象を小6まで拡大を									
			(3)土曜日も1日分の補助を									
			(4)対象時間を午後6時までとし、時間延長手当てではない助成を									

○ = 賛成 = 反対 = 打切 - = 欠席等 / 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党 社：社民党・ローカルパーティ 気：新会派気魄 ク：民主党クラブ

継続審査 続き

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度							結果	備考 (委員会)
				共	民	自	公	社	気	ク		
	公的保育制度の堅持を求める請願(つづき)		6 保育制度の充実を (1)一時保育実施園を増やす (2)地域ごとに病児・病後児保育の実施園を (3)ニーズに合わせた休日保育実施園の設置を (4)育休あけ・産休あけ入所予約の実施園を増やす (6) ア 障害児認定の年齢枠を撤廃、希望者が入所できる人的配置や財政的支援を								保留	教子 2009. 9.7
平成20年 第29号	名古屋市民御岳休暇村の存続を求める請願	名古屋市民おんたけ休暇村の存続を求める「おんたけを考える会」	1 名古屋市民御岳休暇村の存続を 2 市民ニーズにあわせ、施設の大規模改修を								保留	経水 2009. 8.5
平成20年 第30号	安心して子どもを産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育・学童保育施策の拡充を求める請願	愛知保育団体連絡協議会	4 保育所・学童保育所が役割を果たせるよう、予算を増額する 6 (1)保育所の新設や増設により定員を増やして保育所入所待機児童を解消する (2)保育料を値下げする (3)長時間対応、3歳未満児の受入れ、補助単価の引上げ等、障害児保育を拡充する (4)一時保育、休日保育、病児・病後児保育を拡充し、公立保育所でも実施する								保留	教子 2009. 9.7
平成21年 第1号	若松寮の公立施設としての存続を求める請願	名古屋若松寮を守る会	若松寮に指定管理者制度を導入しない。若松寮を民営化しない。								保留	教子 2009. 9.7
平成21年 第9号	学童保育制度の拡充を求める請願	名古屋学童保育連絡協議会	1 (1)障害のある子ども1人あたりの補助金を現行68万7000円から、国の補助金額142万1000円以上に (2)障害のある子どもに必要な施設・設備を整える施策を実施する								保留	教子 2009. 9.7
平成21年 第10号	妊婦健診費用の補助を求める意見書提出に関する請願	新日本婦人の会愛知県本部	1 妊婦健診14回分の無料化を平成23年度以降も継続する 2 産後の健診1回分を無料にする								保留	教子 2009. 9.7
平成21年 第11号	子育て支援に係る公の施設利用に関する請願	新日本婦人の会愛知県本部	子育てサークルのスポーツセンターや生涯学習センター、女性会館などの使用料を無料に								保留	教子 2009. 8.31
平成21年 第14号	生活保護の母子加算復活を要求する国への意見書提出を求める請願	愛知県生活と健康を守る会連合会	生活保護の母子加算を復活する意見書を								保留	財福 2009. 8.24

陳情新規分 (9月定例会で受理されたもの)

陳情番号	陳情名	陳情者	陳情項目	各会派の態度と結果							結果	備考
				共	民	自	公	社	気	ク		
平成21年 第3号	天白小橋を拡幅された新しい橋に建て替えることを求める陳情	天白区 住民	天白区の天白川にかかっている天白小橋を、拡幅された新しい橋に建て替える								聞き置く	財福 2009. 10.22

○ = 賛成 = 反対 = 打切 / 共: 日本共産党 民: 民主党 自: 自民党 公: 公明党 社: 社民党・ローカルパーティ 気: 新会派気魄 ク: 民主党クラブ

陽子線治療施設の整備を求める請願に反対する討論(12月9日)

がん治療の切り札ではない陽子線治療施設の整備は、市単独で行うものではなく、治療費支援など総合的に再検討すべきもの
山口きよあき 議員



河村市長も再検討を表明

【山口議員】陽子線がん治療施設について、市長は、職員体制や患者数などが当初の試算と大きく異なり、新たな市税投入の恐れもあるので再検討すると表明しました。わが党は、この判断は当然と考えます。

適用可能対象者はがん患者の6.5%。
治療費は保険がきかず300万円も

陽子線がん治療は、苦しめないがん治療として注目されていますが、いちばん患者が多い胃がんなどには使えず、治療対象はがん患者の6.5%です。また患者負担が三百万円にもなる問題は「所得の高低により、治療をあきらめる人が生まれ、医療の格差が広がる」と指摘されています。

切り札ではない。市単独でいいのか

陽子線治療は、がん対策の切り札ではなく、予防や検診も含むがん対策全体の中に正確に位置づけるべきです。また東海3県など広域から患者を集める施設なら、それにふさわしい設置主体がある

粒子線治療施設の分布

(陽子線 重粒子線。点線は建設中)



はずです。がん対策基本法に基づくがん対策推進計画は市でなく都道府県が策定します。愛知県の計画には「がん医療に資する研究の推進」の項目に「粒子線を利用した治療施設の整備」とありません。ここをしっかりと追求すべきです。

必要とする患者への積極的支援を

一方、この治療を必要とする患者市民の存在を忘れてはいけません。誰でもどこでもお金の心配なく最適の治療を受けることはすべての患者の権利です。

財政よりも命が大切と言うのなら、まずこの治療を必要とする市民に難病患者支援として、治療費や交通費を支援しましょう。国へも計画的な施設配置と負担軽減を本気で働きかけましょう。

冷静に検討を

以上、いくつか提案もしました。本市単独での陽子線がん治療施設の整備は、再度、冷静に検討すべきである、と申し上げ、討論を終わります。

全国の施設の治療実績(人)

年度	陽	重				
01	241	30		52	-	-
02	276	30	30	153	-	-
03	333	250	-	218	39	68
04	396	294	5	202	124	76
05	437	360	37	231	154	76
06	549	514	104	190	142	81
07	641	594	135	212	143	78
08	681	567	205	145	134	-
09 予測	-	674	230	264	182	-
備考	3室	3室	2室	2室	2室	1室

世界の粒子線施設(2008年1月)

国	施設数	施設名	数
アメリカ	7	スイス	2
日本	6	カナダ	各 1
ロシア	3	イギリス	
ドイツ	2	イタリア	
フランス	2	スウェーデン	
		中国	
		南アフリカ	

意見書・決議

日本共産党をはじめ各会派から提案された11件の意見書案、および請願採択に伴う意見書案1件、計12件について、議会運営委員会理事会で協議が行われ、日本共産党の提案した意見書案2件も含め、7案件が適切な修正や調整を行って共同提案の合意が得られ、12月9日に議決しました。

意見書案に対する各会派の態度（議会運営委員会に提出された意見書案）

意見書案	原案提出	結果	各会派の態度			
			共産	民主	自民	公明
特定C型肝炎ウイルス感染被害者・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書（案）	民主	可決		修正		
地方議会制度の充実・強化に関する意見書（案）	民主	否決			修正	修正
障害者に対する虐待防止に関する意見書（案）	自民	可決				
食料安全保障のための食料自給率向上に関する意見書（案）	自民	可決	修正			
地方議会制度に関する意見書（案）	自民	否決		修正		修正
さらなる緊急雇用対策の実施に関する意見書（案）	公明	可決	修正			
景気・経済対策の継続的な実施に関する意見書（案）	公明	否決				
地域の暮らしを守るための国の予算執行に関する意見書（案）	公明	否決				
労働者派遣法の抜本改正に関する意見書（案）	共産	可決				修正
失業者支援に関する意見書（案）	共産	否決				
保育所最低基準に関する意見書（案）	共産	可決				修正
改正貸金業法の早期完全施行等に関する意見書（案）	請願採択で	可決				

ゴチック字は可決された意見書 議運に提案された段階での態度 = 賛成 = 反対 = 検討
 が1つでもあれば議案として本会議に上程されません。
 共産：日本共産党 民主：民主党 自民：自民党 公明：公明党

〈採択された意見書〉

特定C型肝炎ウイルス感染被害者・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

平成20年1月に成立した特定C型肝炎ウイルス感染被害者救済特別措置法に基づき、裁判所においてカルテ等により血液製剤の投与事実と感染との因果関係が認定された特定C型肝炎ウイルス感染被害者等は、症状に応じて給付金が支給されることとなった。

しかしながら、保存義務が5年のカルテによる証明は難しく、国は過重な裏づけ証明を患者側に求めているため、90%以上の患者は提訴すること自体が阻害され、特別措置法による救済対象から外されかねない状況にある。

また、B型・薬害肝炎を含むC型肝炎患者は、インターフェロンのすさまじい副作用、肝がんの恐怖にさいなまれ、高い医療費の負担やいわれなき社会的差別・偏見に苦しんでおり、国の責任による救済が痛切に求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、来年1月に施行される肝炎対策基本法に基づく施策の早期実現を図るとともに、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 カルテがないC型肝炎ウイルス感染被害者についても、手術記録、投薬指示書、母子手帳等の書面、医師などの投与事実の証明、または、本人、家族等による証言等も幅広く考慮することにより、特定C型肝炎ウイルス感染被害者と認定し、特別措置法の適用による救済を図ること。
- 2 ウイルス性肝炎患者が最良の治療体制と安心して暮らせる環境を確保するため、ウイルス性肝炎患者の障害者認定、障害者年金制度の拡充を初めとした医療費・生活費の助成措置、インターフェロン治療費補助の改善等の早期実現を図ること。
- 3 ウイルス性肝炎の専門的な治療体制の整備、とりわけ地域格差の解消と肝炎治療法・治療薬の開発促進を図ること。
- 4 ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療と肝炎患者に対する社会的偏見・差別を解消するための啓発、相談支援の強化を図ること。
- 5 薬害再発防止策の構築を図ること。

障害者に対する虐待防止に関する意見書

家庭や施設において、介護が必要な障害者を放置したり、障害者に暴力を振るったりするなどの虐待が全国で発生している。

子どもや高齢者に対する虐待については、児童虐待防止法や高齢者虐待防止法が制定され、一定の改善策が講じられているところであるが、障害者に対する虐待に関しては、現在のところ法律がなく、整備が遅れている状況である。平成18年12月の国連総会において障害者権利条約が採択され、批准国には障害者を保護するためのすべての適切な立法上、行政上、その他の措置を講じることが義務づけられることとなったが、我が国においては本年7月に法案が提出されたものの、衆議院の解散に伴い廃案となっている。

障害者に対する虐待は閉ざされた空間で行われることが多く、顕在化しにくいことから、虐待を早期に発見し、有効な措置を講じることが必要であり、発見者の通報義務や公的機関による立入調査権の明文化など、社会全体として実効性のある虐待防止策の確立が求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、障害者に対する虐待を防止するための法整備を早急に行うよう強く要望する。

食料安全保障のための食料自給率向上に関する意見書

新興国の人口増加や経済発展に伴う食料需要の増大、バイオ燃料需要の急増、異常気象による農業生産の減少などにより、国際的な食料情勢が深刻化している。

我が国においては、食料自給率はここ数年40%近くに低迷し、主要先進国の中で最低水準となっている。また、世界の食料需給が危機に瀕した場合、日本は安定した食料供給に支障が出る可能性が高いと懸念されている。

こうした中、国は「食料自給率向上に向けた国民運動推進事業」を立ち上げ機運を盛り上げているが、食料自給率の低下が続くことになれば、農地面積や農家人口等のような食料供給基盤を揺るがすこととなるため、食料自給率の低下を防ぐことは喫緊の課題であり、さらにこれを確実に上昇させ、食料の安定供給を確保していく必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 食料安全保障の確保を図るため、国民に安定的に食料を供給できるよう、国内農業の生産強化や助成措置、農産物の価格保障や農家の所得補償、農地の減少防止など農業経営の保護を図ること。
- 2 国産農産物の消費を拡大するため、消費拡大につながる国民運動の啓発や次世代を担う子どもへの食育を積極的に推進すること。
- 3 関税など必要な国境措置を維持・強化すること。

さらなる緊急雇用対策の実施に関する意見書

雇用失業情勢は、完全失業率、有効求人倍率ともに依然として厳しい数値を示している。

こうした中、政府は緊急雇用対策を取りまとめたが、既存の施策・予算の活用にとどまっており、雇用・住居・生活支援の相談・手続きができるワンストップ・サービスが試行されるものの、緊急雇用対策として不十分と言わざるを得ない。

年末・年度末に向けてさらなる雇用の悪化も懸念されており、より一層の緊急雇用対策が求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 雇用調整助成金の財源を確保するとともに、運用に当たっては、助成金の支給要件を実態に即して緩和し、助成金支給の拡充を図ること。
- 2 雇用保険の非正規労働者への適用範囲の拡大を図るとともに、厳しい状況に見舞われている非正規労働者向けの対策を行うこと。
- 3 訓練・生活支援給付の恒久化を図ること。
- 4 緊急雇用対策で示されたハローワークのワンストップ・サービス化により本来の職業紹介業務に支障を来さないよう、職員の増員も含めたハローワークの窓口体制の強化を図ること。
- 5 第2の就職氷河期を招かないために、企業と学生のミスマッチ解消のための情報提供体制の充実や企業に対する新規採用枠拡大の要請など、新卒者への就職支援体制を強化すること。

労働者派遣法の抜本改正に関する意見書

厚生労働省が10月2日に発表したところによれば、昨年10月から今年12月までに実施済みまたは実施予定の非正規労働者の雇いどめ等の人数は、全国で約23万9千人に上り、うち愛知県は4万人余を占め全国最多となっている。あわせて、事業縮小や工場閉鎖などを理由とした正規労働者の転籍・解雇も加わり、雇用崩壊というべき深刻な事態にある。

労働者派遣法は1999年の改正で派遣労働が原則自由化され、2003年の改正で製造業への派遣が解禁された。そのため、大企業を中心に正規労働者の非正規労働者への置きかえが進み、厚生労働省の調査では、今日では非正規労働者が日本の労働者の3分の1に急増している。

非正規労働者の増大は、ワーキングプア増大の主な要因となっている。このことは社会全体の活力を失うことになりかねず、若年世代においては、将来の生計の不安定化を招き、国の将来にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、労働者派遣法の抜本改正を行うよう強く要望する。

保育所最低基準に関する意見書

政府の地方分権改革推進委員会は、保育所の最低基準など、地方自治体の仕事の内容や方法を国が定める義務づけの規制緩和を柱とした第3次勧告を提出した。これを受けて厚生労働省は、国が全国一律に定めている認可保育所の面積の最低基準について、東京都など待機児童の深刻な都市部の一部に限り、地方自治体に基準を定める権限を移譲するとの考えを示した。

保育所最低基準（児童福祉施設最低基準）は、「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な」（児童福祉法）最低線を定めたものであるが、敗戦直後の1948年に定められたものであり、専門家や保育関係者からは最低基準の向上を求める指摘も上がっている。

保育所において、子どもが安全に健康で情緒の安定した生活を送るためには、子どもの最善の利益を尊重した保育の質の確保が大前提であり、その基準は全国どの保育所においても満たすべき全国一律の最低基準として、国において規定されなければならない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、待機児童の解消を理由とした規制緩和により子どもの育ちに悪影響を及ぼすことのないよう、保育所最低基準をナショナルミニマムとして確保した上で、待機児童解消のために必要な財源を措置するよう強く要望する。

改正貸金業法の早期完全施行等に関する意見書

バブル崩壊以降の経済危機等を発端として、クレジットカード、消費者金融、商工ローン等による多重債務問題が顕在化し、ピーク時には自己破産件数が20万件を超えた。

そのような中、平成18年に、深刻化する多重債務問題の解決のために、出資法の上限金利の引き下げ、年収の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止などを含む改正貸金業法が成立し、来年6月までに完全施行される予定になっている。また、政府は多重債務者対策本部を設置し、官民が連携して、相談窓口の拡充やセーフティーネット貸し付けの充実などの対策に取り組んできた結果、自己破産者が減少するなど着実に効果を上げている。

一方で、消費者金融の成約率が低下しており、借りたくても借りられない人が増加していることや、資金調達が制限された中小事業者の倒産が増加していることなどを理由に改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める声がある。

しかしながら、改正貸金業法の完全施行の先延ばしや規制の緩和は、再び多重債務者、自己破産者の急増を招きかねない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 地方公共団体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 個人及び中小企業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

(日本共産党提で採択されなかった意見書)

失業者支援に関する意見書(案)

雇用情勢は、失業率も有効求人倍率も過去最悪の水準となる中で、すでに失業し、新たな就職先が見つからないまま失業給付が切れてしまった人が次々と生まれるなど深刻な事態となっている。ところが、政府の「緊急雇用対策」は失業給付が切れる人の数を把握するだけで、失業者支援の緊急対策としては不十分なものである。

45歳未満の失業給付の受給期間は、被保険者期間が5年未満なら失業理由に関係なく90日であり、今年3月末の雇用保険法改正で給付を60日延長できるようになったが、「非正規切り」に遭った労働者が90日の受給後に60日延長されたとしても、最悪の雇用情勢のもとでは“焼け石に水”である。仕事を見つけられないまま失業給付切れに陥る人が、今後も続出するおそれがある中で、雇用保険法第27条が定めている全国的な給付日数の延長を直ちに発動するなど、失業者支援の緊急対策が求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 失業給付の期限切れに対し、全国延長給付を直ちに発動すること。
- 2 求職活動中で生活に困窮しているすべての失業者に生活と住居の支援を行うよう制度の抜本的拡充を図ること。

12月臨時会について

一、11月議会で修正可決された「減税条例」に、市長が拒否権を行使するとして「再議」にかけられました。3分の2以上の賛成で再議しないと否決されるのです。11月議会では、75人のうち自公の38名で修正可決であったため、修正可決のハードルを高くしたものです。修正案が否決されると原案が再上程され過半数で可決になる仕組みです。

またごみ焼却場建設の談合事件に伴う損害賠償事件について市の求める10%の損害賠償が5%に削る判決に対して上告する議案が出されました。

日本共産党市議団は、減税案について、修正は絶対に認めないという河村市長の傲慢な姿勢を批判しつつ、修正案、原案とも、金持ち・大企業優遇の性格は変わらないとしていずれにも反対しました。

一、議案質疑では、減税修正条例の再議に田口一登議員がたち、減税条例の欺瞞性ととも修正案に対する市長の姿勢ををただしました。

損害賠償議案についてはくれまつ議員が談合についての質問を行いました。

一、修正案の再議については、さとう典生議員が、原案については、わしの恵子議員が討論に立ちました。

一、自公は修正案が否決されると河村原案に賛成。公約違反と市長を批判した姿勢はどこにもなく、市長の「解散」圧力に屈服し、翼賛化、新たなオール与党体制が築かれつつあります。

2009年12月臨時会日程

月日	曜	時間	会議	備考
12/18	金	10:00	本会議	開会 減税修正条例の再議 個人質疑
		13:00	委員会	修正条例の質疑
12/21	月	13:00	委員会	修正条例の質疑 意思決定
12/22	火	13:00	本会議	修正条例の 委員長報告、採決 減税原案の再提案
		13:30	委員会	原案の質疑 意思決定
		16:00	本会議	委員長報告、採決

主な議案に対する会派別態度 (12月22日)

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
名古屋市市民税減税の修正条例(自公社の修正に対する再議)								否決	個人市民税の均等割(現行3000円)を2700円から100円にし、所得割(現行6%)を5.4%から5.55%に変更する。法人税は変えない。 *過半数は取ったものの、2/3が取れず否決。
名古屋市市民税減税条例(市長原案)								可決	市民税を個人・法人とも一律10%減額する、金持ち・大企業の優遇・誘致のための減税。
名古屋市市民税減税条例の付帯決議								可決	財源は行革で、福祉等の後退をしない。市民合意で。起債は慎重に。低所得者に配慮を

○ = 賛成 = 継続 = 反対 / 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党 社：社民党・ローカルパーティ 気：新会派気魄 ク：民主党クラブ

減税修正条例の再議の議案質疑(12月18日)

庶民の生活支援より富裕層や大企業を支援するのか。庶民の暮らしを応援することがいま求められている

田口かずと 議員



市民税減税条例に対する再議について

均等割100円がなぜ非常識なのか

【田口議員】市長が再議を求めたことによって、市民税減税のあり方があらためて問われています。

日本共産党市議団は、先の定例会において、独自の修正案を提出しました。私たちの減税案は、生活支援を目的として個人市民税だけを対象とし、税額控除方式で所得制限を設けて高額所得者は減税の対象から除くという、文字通りの「金持ちはずゼロ」の減税です。そして、再議に付されている修正と同様の方式で、均等割を現行の年額3000円から100円に減額することによって、低所得者に手厚い減税となっています。私は、わが党の修正案こそ真の庶民減税を実現するものだと確信しています。

ところが、市長は、「金持ちはずゼロ」の公約に反して、個人・法人とも所得制限なしの一律10%引き下げ方式という、大企業・大金持ちには手厚く、低所得者には薄い自らの減税案にこだわり続けています。修正議決は、大企業・大金持ち優遇という本質では原案と同じですが、均等割の減税率を引き上げて、低所得者に手厚くなるよう配慮されている点にまで、市長が、異議を唱えることは理解できません。

そこで、再議を求められた理由について、2点お尋ねします。

第1は、均等割を原案の年額2700円から100円に修正した部分についてであります。

市長は、記者会見で、「市議会には常識的な判断をしていただきたい」と語ったと報じられています。年間100円という納税額が非常識というのですか。大不況のもとで生活悪化に苦しみ、この

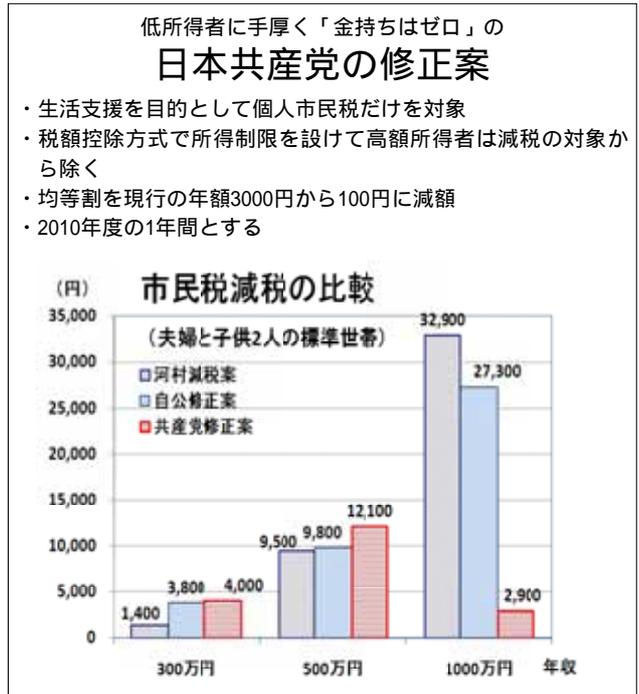
間の庶民増税に苦しんできた低所得者の税負担を、可能な限り軽くすることを非常識というのですか。本条例に掲げている減税の目的の第一は、「市民生活の支援」です。均等割だけの納税者の減税額は、原案では年間たったの300円。これで生活支援という方が非常識じゃありませんか。市長の答弁を求めます。

一律10%にこだわる理由はなにか

第2は、所得割の減税率を原案の10%から7.5%に修正した部分についてであります。

修正議決も、所得制限を設けず、税率を一律に引き下げるものであり、納税額の多い人ほど減税額が多くなるという高額所得者に手厚い減税にはかわりがありません。それにもかかわらず、市長があくまでも一律10%にこだわる理由は、どこにあるのか。

市内で一番の納税者の市民税納税額は2億1500万円だそうです。この方は7.5%の引き下げでは



1612万円の減税ですが、10%の引き下げでは2150万円と、530万円余りも減税額が多くなるのです。

市長が一律10%にこだわる理由は、富裕層により多くの減税の恩恵をほどこすことで、富裕層や大企業の名古屋への誘致をもくろんでいるからではありませんか。市長の答弁を求めて、第1回目の質問を終わります。

なんで名古屋だけ100円でいいんですか(市長)

【市長】なぜ10%にこだわるのかにつきましては、市民の皆さんもお見えになられますけど、住民税市民税につきましては均一税率になっています。もともと。累進課税じゃないんです。6%なんです。金持ちの方も庶民も。それから均等割3000円についても超金持ちの方もものすごく苦労して生活している方もみんな3000円払って日本の国を支えておるんです。まちがえんでください。だから元が6%ですから、私もいろいろ考えたが、やっぱり元が平成19年に自民党と公明党がこうしたんです。民主は反対したんです。単一ですからおんなじように10%になっても国のシステムと同じです。3000円は、日本中の生活に大変苦しい人も、みんな3000円分担しているんです。国を支えるために。市町村を支えるために。なんで名古屋だけ100円になっていいんですか。ええ加減にしとってくださいよ。ほんとに。むちゃくちゃですよ。これ。とんでもないですよ。

庶民生活を支援する減税が必要だ。原案にこだわるのは、富裕層や大企業を支援したいからだ

【田口議員】100円ですが、全国3000円だと市長はおっしゃった。2700円ならいいんですか。金額の多いか少ないかの違いでしょう。市長に言いたい。いま何よりも求められている減税というのは、庶民生活を支援する減税なんです。この間、旧自公政権によって大企業や大資産家にたいしては手厚い減税の一方で庶民には増税による負担増が押し付けられてきました。市民税でも2006年度、市内の納税者数が7万人近く急増しているんです。これは、高齢者非課税措置の廃止や公的年金等控除の縮減など高齢者への課税が強化された影響が大きいわけです。

市長は、「みんなが負担してもらわないかん」と言うんですが、今まで負担しなくてもよかった人まで負担をしなくてはいけなくなった、そして、その負担が増えているのです。ですから、均等割を100円ではなくゼロにして、非課税に戻してもいいぐらいです。それなのに、市長は低所得者への配慮を拒否されるという。その一方で、あくまで10%にこだわって、富裕層や大企業には、さらなる減税の大盤振る舞い。

市長、あなたが原案にこだわる理由は、庶民の生活支援よりも富裕層や大企業を支援したいからではありませんか。お答えください。

ホンなら税率は高いほうがええんか(市長)

【市長】そんなつもりはありません。6%の税率を5.4に変えること自体が条件なしです。まず、あんたんところが言っているのは時限立法なんでしょう。それをハッキリしてくださいよ。(議長から「反問権は認めていません」)。非常に不誠実。共産党が言っていることはちょっとききましたが時限立法にすべきだといっとって、私どもが出し取る、ずーと永久にこのまま税率を下げた庶民の生活を支援するのと全く違うんでしょ。そういうことなんです。まずそこが全然違う。税率を下げるということは、ホンなら税率は高いほうがええんですか。あんた。何をいっとるんですか。いったい。もともと6%の税率を下げるのが何が悪いんだ。あんた。増税のほうがいいのか。ほんなら。これ。

大企業を減税の対象からのぞくことがいま求められている

【田口議員】市長の言うことは全く理解できない。修正議決も大企業大金持ちに手厚いという本質は市長の原案と変わりありません。先の定例会では原案に対して公約違反の金持ち減税じゃないかと会派を超えて批判があったわけですので、高額所得や、大企業を減税の対象からのぞくことがいま求められているということを申し上げて終わります。

議案質疑(12月18日)

清掃工場新築焼却設備工事で落札率が100%と談合が疑われるのに契約を行ったことについて、責任を感じないのか
くれまつ順子 議員



訴えの提起について

談合が疑われるような契約をなぜやったのか

【くれまつ議員】今回の案件は、猪子石工場と五条川工場の契約をめぐる談合事件に関わって名古屋市が請求している損害賠償の額について、一審の判決が不服として控訴するものです。

問題となっている談合事件とは、平成6年から平成10年までの4年半にわたって、タクマ、三菱重工業、川崎重工業、日本鋼管、日立造船の5社が、全国各地で行われていたごみ焼却炉のストーカ炉の入札の大部分で談合を繰り返していたとして、平成11年8月に公正取引委員会が排除勧告をしたものです。この期間の全国のストーカ炉の発注87件のうち、5社が66件を受注し、その受注総額は全体の87%の約9600億円に上っていました。名古屋市が主張するように、談合によって10%の利ザヤを得ていたとすると約1000億円もの暴利をむさぼっていたことになり、許されざる事件です。

そのうち名古屋市にかかわる猪子石工場は平成

9年5月に入札が行われ、落札率100%でタクマが落札、五条川工場は、平成10年7月に入札が行われ、落札率100%で三菱重工業が落札しました。二つの契約金額は、合計で約400億円です。

しかし、平成10年の五条川工場の契約については、公正取引委員会が契約前の9月17日に5社に立ち入り調査を行っており、契約の時点で談合が疑われていたのです。にもかかわらず名古屋市は、入札に参加した業者から事情聴取をただけで、談合の事実を確認できないとして、そのまま五条川工場の契約案件を平成10年の9月定例会に提出してきました。わたしども日本共産党は、「談合の疑いがあるとして公正取引委員会の調査が行われているところとは、契約をすべきではない」として、反対しましたが、賛成多数で可決されてしまいました。

そもそも、落札率が100%で談合が疑われるような契約について、公正取引委員会の立ち入り調査が行われた時点で、仮契約を保留にして、しっかりと独自の調査などを行ってれば、五条川工場の不正な入札をあらためることができたのではないのでしょうか。こうした談合をみのがしてきた行政の責任を明らかにしなければ、損害賠償請求

焼却炉談合で排除勧告 大手5社に公取委

自治体など発注のごみ焼却炉の入札をめぐる、日立造船(大阪市)、NKK(東京)、タクマ(大阪市)、三菱重工業(東京)、川崎重工業(神戸市)のプラントメーカー大手5社が談合を繰り返していたとして、公正取引委員会は13日、独占禁止法違反(不当な取引制限)で排除勧告した。5社は1979年12月にも、ごみ焼却炉の入札をめぐる公取委の警告を受けており、業界の談合体質が批判を受けそうだ。

5社は階段状の炉にごみを落としながら焼却するストーカ炉のメーカー。94-98年度の全国の大型ストーカ炉の発注は計92件。うち71件を5社が受注し、契約総額は約1兆300億円に上った。公取委はその大部分で、談合が行

われていたとみている。

調べによると、日立造船など5社は、98年に入札が行われた東京都の中央地区清掃工場など、94年4月以降、各自治体のストーカ炉建設で指名競争入札などの際、事前に各社の部課長クラスが会合を開き、受注予定者や受注価格を決めるなどしていた。

5社以外にも入札で指名を受けた企業があった場合、5社間で決めた受注予定者などを伝えて談合への協力を求めていたという。

この結果、94-98年度では日立造船が19件、NKKが13件、タクマが13件、三菱重工業が14件、川崎重工業が12件をそれぞれ受注した。

(中日新聞 1999.08.14 朝刊)

する前提がないのではありませんか。環境局長の見解を伺います。

規定に基づき適切な措置を行った(局長)

【環境局長】いずれも一般競争入札により、規定に基づく手続きで適切に入札を行った。

公正取引委員会が立入検査等を実施したのを受け、談合情報対応マニュアルに沿って二度にわたり各社から事情聴取及び誓約書を徴収するなど、適切な措置を行った。その後、公正取引委員会の排除勧告及び審決が出されたのを受け、訴訟の提起をおこない、地裁の判決が出された。

一部勝訴ですが、損害賠償額の認定に不服があり、控訴したい。

大型化路線に無批判に追従してきた姿勢が招いた談合。どう改善するか

【くれまつ議員】さて、全国のストーカ炉の建設の大半を独占してきたのが談合をした5社です。その背景には、焼却炉の大型化路線に無批判に追従してきた自治体の姿勢があります。談合の疑いがあったにもかかわらず、五条川工場の契約を三菱重工と結んだ理由は、このような大型焼却炉を建設することができる企業が限られていたからではありませんか。

一部独占的な企業でなく、多くの業者に受注機

訴 訟 内 容

	猪子石工場	五条川工場
契約日	1997年7月3日	1998年10月7日
契約金額	182億7000万円	205億8000万円
落札率	100%	100%
請求額(10%)	18億2700万円	20億5800万円
請求先	タクマ	三菱重工

五条川工場の入札額
(予定価格196.0億円) 億円

入札回数	1	2	3
川崎重工	219.5	205.0	200.5
クボタ	220.0	205.2	200.8
タクマ	215.0	204.0	200.0
NKK	223.0	204.8	200.3
日立造船	212.0	204.3	200.2
三菱重工	205.5	201.0	196.0

猪子石工場の入札額
(予定価格 174.3億円)

入札回数	1	2	3	4
川崎重工	204.0	180.0	177.5	辞退
クボタ	194.8	181.5	178.7	辞退
タクマ	182.0	179.0	175.0	174.3
NKK	198.7	181.8	178.9	辞退
日立造船	197.0	181.0	178.0	辞退
三菱重工	188.5	180.5	178.5	辞退

会をひろげるとともに、入札制度の改善がもたらされていると思いますが、再発防止にむけた考えを環境局長にお聞きして、私の1回目の質疑を終わります。

全市的な改善を行い、談合防止に努めた(局長)

【環境局長】談合情報があった場合の調査体制の強化、電子入札システムの全面的適用、さらには損害賠償条項を新設するなど全市的な改善がおこなわれ、全市の制度改善に沿い、談合防止に努めてきた。今後も関係局と連携し、一層の防止に努める。

公正な入札を行い、談合情報があったら、しっかりと調査をおこなえ(意見)

【くれまつ議員】答弁をいただきました。まづ、談合情報に対する本市の対応について、適切な措置だという答弁には、納得がいくものではありません。

談合防止の今後に向けたとりくみについて、全市の制度改善も含めて局長から答弁をいただきました。談合情報があったら、しっかりと調査をおこなっていただきたい。今回の本市の談合による損害額は本市の主張では38億円です。相当な金額です。今後このように談合にもとづく損害賠償請求の訴訟をおこさないよう、公正な入札が行われるように要望し、私の質疑を終わります。

「再議」修正に反対する討論(12月22日)

市長の“金持ちゼロ”公約違反を批判していたのに自公修正も金持ち・大企業優遇で変わらない。

さとう典生 議員



【さとう議員】ただいま、議題となっております、市民税減税条例の修正議決にかかわる部分について再議決することに反対の立場から討論します。

市民生活支援は眼中にない市長

委員会審議の中で、河村市長が再議に付した理由は「市外から高額所得者、大企業を誘致するために10%減税する」という点にあることがハッキリしました。

条例目的の「現下の経済状況に対応し、市民生活の支援」という視点がすっぽりと抜けています。その点で、市長の再議手続きには道理がないと言わざるを得ません。

市長案は金持ち・大企業優遇

そもそも、今回の市長の減税案については、11月定例会冒頭の本会議での質疑を通じて、「金持ちゼロ」「庶民減税」という公約に反して、「金持ち優遇・大企業優遇」ということが明らかになり、各会派議員の質問でもその点に批判が集中しました。

庶民減税を提案した日本共産党

そこで、私ども日本共産党市議団は、真に「庶民減税」とするために、年収800万円まで所得制限を導入し、均等割は100円にする。法人市民税は減税対象としない、また、減税は1年単位として景気動向をみて更新する、という案を提案しました。

修正も大企業優遇では全く同じ

それに対し、自民党・公明党・社民党による修正は、個人市民税の均等割部分においては我々の提案と一致しており、低所得者への配慮はされていますが、その他の部分は河村市長が提案した減

税率10%を多少下げて、7.5%にただけであります。

その結果、金額は少し下がるものの、高額納税者優遇という点ではほとんど変わりません。また、法人市民税の減税については市長提案そのものです。

各会派も公約違反を追求していた

先の本会議では、修正提案をした会派の議員も「減税効果の大半は大企業に行く、生活支援のマニフェストの目的に合致しているのか」「『金持ちはゼロ』との市民への約束はいったいどうなったのか」とまで批判をしていました。

ところが、本修正では「金持ち優遇」については、なんら手がふれられていない点、また、財源問題では福祉・市民サービス削減につながる点でも市長の提案と同じ立場です。本会議での発言との落差はあまりにも大きいものがあります。

以上述べてきたように、本修正は、市長に「金持ちゼロ」というマニフェストを守らせるという点では大きく後退したものであり、とうてい賛成できるものではありません。

以上、反対討論とします。

市民税減税条例原案に反対する討論(12月22日)

大企業・富裕層をナゴヤに呼び寄せるためのセールスポイント。こんな公約違反、金持ち優遇の減税は福祉を破壊する
わしの恵子 議員



【わしの議員】市民税、減税条例原案について反対の立場から討論を行います。

「金持ちはゼロ」の公約違反

反対理由の第1は、「金持ちはゼロ」の公約違反です。河村市長の減税案は、庶民の生活を応援する「庶民減税」ではなく、大企業・富裕層をナゴヤに呼び寄せるためのセールスポイントとしての「減税」であることがハッキリしました。市長は、自分の減税案だけが正しいと議会の声も聞こうとせず、「マニフェスト違反」の追及にたいしても「『金持ちはゼロ』は精神だ」と、ごまかしの答弁を繰り返し、自公政権がおこなった地方税率のフラット化がそもそも「金持ち優遇だ」と自分を正当化しました。そして、「市民税10%減税」を個人市民税に限定し、均等割を100円にした、半田市にたいしても、「減税に値しない」と言う始末です。

福祉切り捨て、職員削減で税収減を穴埋め

第2の理由は、減税による税収減について、来年度は148億円ですが、市民の福祉切り捨てや、職員の削減などで穴埋めしようとしていることです。

市長は、「福祉にもムダがある」と何度も言いました。そして「局長もそう思っている」と言い切りました。ところが、どこに無駄があるのか、何を削るのかについては、来年1月上旬にならないと分らないと相変わらずの答弁です。これでは、「必要な福祉は削らない」といっても信用できません。

ねらいは福祉の構造改革

河村市長のねらいは、「市民税10%減税」を口実に、政策的に減収をつくりだし、「聖域なき

行財政改革」を強行する「福祉の構造改革」です。しかし、構造改革路線は、自公政権の退場により、すでに破たんをしています。

各会派が市長の公約違反を厳しく追及

11月定例会では、日本共産党だけでなく、各会派のみなさんが、市長の減税案は、「金持ち減税だ」「財源のために福祉を削るのは問題だ」と、市長の公約違反を厳しく追及されました。

共産党のアンケート「福祉削る減税は反対」が70%

日本共産党が取り組んだアンケートでも、「福祉・市民サービスを削る減税には反対」が70%を超えています。

共産党の修正こそ減税と福祉の両立ができる

市民の声に耳を傾け、その願いに応えようとするなら、市長原案にとうてい賛成できるはずはありません。日本共産党市議団は、景気低迷のなかで、市民生活を支援する庶民減税とするために、法人市民税を外し、均等割を100円にして、所得制限を設けるという提案をしましたが、これこそ減税と福祉の両立ができるものであります。

以上、河村市長の原案にたいする反対討論とします。

名古屋港管理組合議会11月定例会 一般質問 (11月17日)

名古屋港へのアメリカ軍艦の入港はやめさせ、平和な商業港としての発展を

わしの恵子 議員



名古屋港へのアメリカ軍艦の入港について

米軍艦の入港を好ましいと考えるのか

【わしの議員】ニューヨークの国連本部に世界の国々から政府の代表が集まり、核兵器の問題を話し合う、5年に一度の会議、核不拡散条約(NPT)再検討会議まで6か月に迫りました。

この会議に向けてアメリカのオバマ大統領は、「核兵器のない世界を追及する」ことを約束し、国連の安全保障理事会は「核兵器のない世界のための条件を創る」ことを決議しました。そして鳩山首相も国連で、世界でただ一つ、原爆の悲惨さを体験した日本国民の代表として、「核兵器廃絶の先頭に立つ」と、決意を述べました。

また国内の科学者や知識人をつくる「世界平和アピール七人委員会」は、先日、核兵器廃絶や来年名古屋市で開催されるCOP10をテーマにした講演会「核といのちを考える」を開き、被爆国日本の役割や生命の尊さについて熱心に議論が行われました。いまこそ核兵器をなくし、平和で安全な世界を実現する大きなチャンスです。

ところが、名古屋港には愛知万博を契機に、「友好と親善」を理由に、アメリカの軍艦が、05年度を除き04年度から今年度まで毎年1隻ずつ入港しています。

日本共産党市議団は、アメリカの軍艦が入港するたびに、名古屋港管理組合の管理者に対して、入港を許可したことに強く抗議するとともに、緊急申し入れを行ってまいりました。

今年8月24日から28日までの5日間、米太平洋艦隊所属のミサイル巡洋艦チョーシンが、名古屋港に入港し、弥富ふ頭7号岸壁に停泊しましたが、やはり入港直前の21日まで市民に知らされることもありませんでした。

私どもの申し入れに対し、管理組合は、相変わらず「友好・親善」が目的と説明されましたが、友好親善で何を行うのかも明らかではなく、とても素直に受け入れることはできませんでした。

とくに8月は日本国民にとって、広島、長崎の原爆の日、終戦記念日と戦争と平和について深く思いを巡らす特別な月です。

あえてこの時期に軍艦を寄港させることは「友好・親善」とは全くふさわしいものとはいえません。実際、「チョーシン」の乗組員の米軍人をシャトルバスで繁華街、栄のオアシス21へ運び、休息をとらせたと聞いています。沖縄では、先日も米軍によるひき逃げ死亡事件が起こりましたが、後を絶たない米兵の蛮行に、住民が大きな不安をかかえて暮らしています。これでは、「友好・親善」のために名古屋港に寄港すると説明されても納得できるものではありません。

名古屋港への米軍艦の入港

年	入港～出港	艦名	排水トン	長さm	喫水m	艦種	岸壁
2004	3月12日～3月15日	USS BLUE RIDGE	19,200	194.0	9.2	旗艦	w78
2005	なし						
2006	1月30日～2月3日	USS BLUE RIDGE	19,200	194.0	8.8	旗艦	w83
2007	5月19日～5月23日	PAUL HAMILTON	8,400	153.9	10.4	ミサイル巡洋艦	w7
2008	8月25日～8月28日	SHILOH	10,900	172.8	10.1	ミサイル巡洋艦	w7
2009	8月24日～8月28日	CHOSIN	9,852	172.8	10.36	ミサイル巡洋艦	w7



ポールハミルトン入港反対の抗議を行う山口清明議員

さらに、従来、政府は、「米国からの事前協議がない以上、核持ち込みはない」との見解を示してきましたが、「通過」や「寄港」に関しては、事前協議の対象外とする、日米間のいわゆる「核密約」により、核兵器の持ち込みが容認され、事実上空洞化させられていた実態が、公表されたアメリカ政府の公文書やそれをもとにした日本共産党の調査と追及、さらに外務省の元高官による複数の証言などでいっそう明らかになっています。

鳩山政権も日本共産党の調査資料をもとに、アメリカに直接出向き、「核密約」の事実について調査を行うことを表明しています。

「核密約」の存在がここまで明らかになった以上、米軍艦の入港に際し、あらためて文書により核兵器搭載の有無を確認し、「非核の証明」を求めるのは当然です。

こんな状況の中で、高知県では、米海軍から救難艦「セーフガード」の高知港への寄港を打診され、外務省に核兵器の搭載の有無を照会すると、外務省は従来の「事前協議の有無」に言及せず、「米軍艦船には核搭載の能力がない以上、核兵器を搭載していない」という回答をしました。外務大臣がこれまでの答弁を続けるわけにはいかなかったのです。

さて、名古屋港管理組合は、「軍艦も商船も区別しない」として軍艦入港を容認、しながら、米軍艦船については、入港情報の公表は一般船舶と異なり、入港24時間前にしか公表しないという特別扱いをし、核搭載の有無も独自に確認しようともしてきませんでした。これでは港湾管理者として港の安全を守る主体性が全く欠落していると指摘せざるを得ません。

名古屋港が本来の平和な商業港としての役割を果たすためには、新たな情勢の変化のもとで、米軍などの軍艦の利用を拒否し、少なくとも核兵器搭載の有無を確認すべきだと考えます。

そこで、新しく管理者になられた河村市長にお聞きします。

名古屋港が、平和な商業港であるにもかかわらず、「友好・親善」の名のもとに、有事の際の軍事利用を想定した調査や経験を積むことや、8月の「チョーシン」に見られるように、乗組員の休

息や遊興も行われていると言われている米軍艦の入港を受け入れ続けていることに対し、管理者として好ましいことと考えるのか、お尋ねします。

「核兵器のない世界」をめざす立場を発信せよ

6か月後に迫った2010年の核兵器不拡散条約(NPT)の再検討会議に向けて、「核兵器のない世界」をめざす立場を、平和な商業港の管理者として、きっぱりと発信すべきと考えますがいかがでしょうか。

密約などの調査終了まで米軍艦船の寄港は認めるな、非核証明書の提出を

港湾部長に伺います。今後、米軍艦の寄港を打診された場合、どのような態度をとるつもりか、少なくとも、「核兵器搭載の米軍艦船などの寄港・通過を黙認する日米間の密約」などの調査終了まで、米軍艦船寄港は認められないとの見解を示すべきだと思いますが、お答えください。

また、神戸港では外国船が入港する際に、非核証明書の提出を求めるようになってから、米軍艦船は寄港していません。ニュージーランドでもそうです。名古屋港でも、外国船が入港する際に、非核証明書の提出を求め、核搭載の有無を確認し、はっきりしない場合は寄港を認めない立場をとることについて、答弁を求めます。

港湾法の規定に従っている。キューバ危機に比べ、北朝鮮に対し日本はこれでいいのかと深く懸念する(管理者)

【管理者(河村市長)】港湾法の「何人に対しても施設の利用その他港湾の管理運営に関し、不平等な取扱いをしてはならない」と規定があり、そのように取り計らっている。

北朝鮮はとんでもないことであり、それを考えると、アメリカがかつてキューバ危機に取った態度と比較し、日本はこれでいいのかと深く懸念している。核兵器のない社会を目指すことは当然であり、日本は一番強く主張していかなければならない立場にあると思う。

国の動向を注視する。国において核兵器の搭載の有無は確認されている(部長)

【港営部長】日米間の核に係る問題については、国の動向を注視していきたい。また、国は今後も非核三原則を堅持するとしており、米国の艦船並びに他の外国艦船についても、寄港の通知があった場合には国において核兵器の搭載の有無は確認されているとしております。

歴史の流れに逆行している(再質問)

【わしの議員】まったくひどい管理者の答弁です。あなたは、私の質問に全く答えていません。私がお聞きしたのは、「核密約」の問題が明らかになったなかで、アメリカの軍艦が寄港する際には、「核搭載」の疑いのある米軍艦船を名古屋港に寄港させないこと、少なくとも「核密約」の調査終了までは、「寄港は認めない」ということをきっぱり表明すべきだとお聞きしているのです。

港営部長の答弁は、核兵器の搭載の有無について、全くこれまで通りの繰り返しで、納得できません。従来、政府は「米国からの事前協議がない以上、核持ち込みはない」との見解を示してきましたが、「核密約」の問題が明らかになり、これまでの外務省の言い分が通用しなくなったのです。だからこそ、岡田新外務大臣が「核密約」の調査を命じたのではありませんか。これは画期的なことだと思いませんか。また13日のオバマ大統領と鳩山首相の日米首脳会談では、「核兵器のない世界」に向けた合意文書も発表されました。

にもかかわらず、(港営部長)の答弁は、従来と何も変わっていません。そこで伺います。名古屋港の管理者として、民主党政権と異なる、これまでどおりの港営部長答弁でいいとお考えでしょうか。お聞かせください。

核兵器はもっていないと聞く(管理者)

【管理者】私が勉強したところでは、近時、本当に核兵器はもっていない、と勉強の結果ですが、このように聞いている。北朝鮮には厳重な抗議をしてほしいと思う。

管理者としての責任をきちんと果たせ(意見)

【わしの議員】管理者である河村市長。いいですか。「核兵器廃絶」は世界中の国民の願いであります。(そのためには安全保障の強化ではなく、核兵器廃絶の世論を広げることです。北朝鮮においても当然のことです。この13日に開かれた、オバマ大統領と鳩山首相の日米首脳会談では、「核兵器のない世界」に向けた合意文書も発表されました。どうすれば「核のない世界」にできるのか、名古屋港管理者として、あなたも、いまこそ世界に向けて、「核兵器廃絶」を発信すべきです。

名古屋港は軍港ではありません。平和な商業港である名古屋港の管理者として、ふさわしいとはとても言えません。今後、管理者としての責任をきちんと果たすべきだと意見を申し上げ質問を終わります。



名古屋港管理組合議会11月定例会 一般質問 (11月17日)



高潮でコンテナや車が流されないのか / ガーデンふ頭と金城ふ頭の将来は / 貨物の増加策について
山口清明 議員

高潮時の防災対策について

コンテナや自動車の流出対策はどうなっているか

【山口議員】6月議会で名古屋港高潮防波堤の耐震診断についてうかがいました。その後、「伊勢湾高潮災害低減方策検討委員会」が組織され検討が始まりました。しっかりとかつ迅速に検討を進め、必要な対策を進めていただきたいと思います。

この検討会では、高潮によるコンテナや自動車が出流する危険性が指摘されています。空のコンテナはわずか20cmほどの浸水で、自動車も50cmの浸水で浮上し流出するとされています。この危険性が先月の台風18号により三河港で現実になりました。

三河港の岸壁は、基準面(海面)からの高さ4m、そこを4.5mの高潮が襲いました。三河港には高潮防波堤はありません。沖合から岸壁に向かってまともに波と風が押し寄せ、高潮が岸壁を越え、二段積みだったものをふくめて重さ2トンの空コンテナが合計136個が最大約240mも流されました。強風に備えて重ねていたコンテナを平積み、2段積みにしたことがかえって被害を広げました。強

風と高波の両方に備えるにはどうすればよいのでしょうか。特に被害が大きかった8号岸壁では168個中118個もの空コンテナが流出しています。

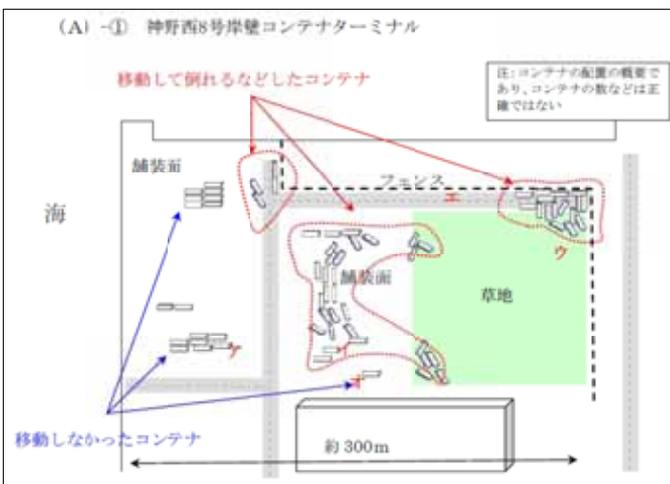
今回の台風は最終的に進路が東にそれたため、名古屋港では高潮による直接の被害はありませんでしたが、もし伊勢湾台風と同じコースだったら考えるとぞっとします。台風の高潮や津波によって、コンテナや輸出用完成自動車を50年前の材木のような街を襲う凶器にはなりません。

コンテナおよび自動車の流出対策はどうされているのか、まずうかがいます。

三河港より高い岸壁でヤードも背後に向け勾配。入港の差し止め時には荷捌き地に車を入れない(部長)

【防災・危機管理担当部長】コンテナターミナルの岸壁天端高は、三河港は三河港基準面(M.P.)+4.0mですが、本港は名古屋港基準面(N.P.)+4.8mです。更にヤード部分は背後に向かって勾配をつけ地盤が高くなっており、伊勢湾台風の最高潮位N.P.+5.31mでも、ヤード内のコンテナが流出する可能性は、極めて低い。

完成自動車の流出対策は、台風接近時に、船舶に対する警戒体制が発令され、入港の差し止めが行われた場合、完成自動車がモータープールから



台風18号の被害を受けた三河港のコンテナターミナル。左が配置図、右が空荷で倒れたコンテナ。下が高潮で流されたコンテナ。



荷さばき地へ搬出されることはありません。荷さばき地に置かれている場合は、メーカーや港運事業者の判断によりモータープールへ引き上げを行っています。また、モータープール周辺の地盤は比較的高いため、自動車が流出する可能性は極めて低いと考える。

関係事業者に対し、今後も最新情報の提供など綿密な連携を図ることにより、減災に努めたい。

防潮堤外側の住宅の高潮による浸水対策が必要ではないか

【山口議員】高潮についてもうひとつ気になったことがあります。今回の台風接近で港区野跡学区にある4つの集合住宅244世帯649人に対し、高潮に備えての避難勧告が発令されました。これらの住宅はいずれも高潮防潮堤の外側にある中高層住宅です。

臨港地区及び隣接した臨海部防災区域に厳しい建築制限があります。たとえば臨海部防災区域内の建築制限では、建物一階の床は名古屋港基準面から1m以上とされています。しかし緩和措置で2階以上に居室があれば、建築が許されています。しかし一階に住んでいる住民にとって建物の2階以上に逃げればよい、ではすみません。港区内のある分譲マンションでは、台風や集中豪雨でこの10年間に3回も一階部分が床上浸水した所もあります。

臨港地区とその隣接地、少なくとも防潮堤の外側においては、一階部分は居住スペースとしてふさわしくないではありませんか。

住民とその財産を高潮被害から守るためには、住宅の外側に防潮堤を築くか、防潮堤の外側の住宅への制限を強化するか、どちらかの対策が必要だと思いますが、港湾管理者としてはどう考えているのか、うかがいます。

1階居室の床高をNP+5.5m以上という指導・規制がある(部長)

【港営部長】臨港地区は、港湾とは無関係な構築物の建設等が規制されており、一般市民の住宅は原則として建てるできません。

臨港地区外で防潮堤外側にある住宅は、防災上

の観点から、名古屋市の条例である名古屋市臨海部防災区域建築条例に基づき、1階居室の床高をNP+5.5m以上とするなど、適正に指導・規制がなされていると聞く。

複合災害や伊勢湾台風を超える規模の台風に対する対策はどうか

【山口議員】さて「伊勢湾高潮災害低減方策検討委員会」における被害想定は、伊勢湾台風規模の台風が伊勢湾台風とまったく同じコースを通ったケースとしていますが、その被害想定で十分なのでしょうか。

地震との複合災害の可能性についても確率はかぎりなく低いとされていますが、今年の夏、台風と地震が静岡県を襲いました。台風18号が日本列島を襲っている頃に南太平洋でも地震が発生し津波の発生も同時に心配する事態も起こりました。研究者の間ではスーパー伊勢湾台風と名づけられた超大型台風の発生を想定した研究もさかんに行われています。

検討会での被害想定について、地震と台風の複合災害や伊勢湾台風を超える規模の台風についても、いまから想定して対策を立てるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

伊勢湾台風級の予測で検討・取りまとめ。伊勢湾台風超級は将来リスクで(部長)

【防災・危機管理担当部長】「伊勢湾高潮災害低減方策検討委員会」では、伊勢湾台風級の台風が来襲することを想定し、堤外地における高潮災害の低減方策について検討を進め、今年度中を目処に取りまとめられる予定です。また、「同検討委員会分科会」では、東海・東南海・南海地震などによる高潮防波堤の沈下とともに、伊勢湾台風級の台風が来襲することを基本条件とし、地震による沈下に対する効果的な対応策について検討を進め、今年度中を目処に取りまとめられる予定です。

検討委員会も伊勢湾台風を超える規模の台風は、確率的に非常に低いと考えているが、将来リスクとして紹介されており、愛知県・名古屋市と連携をとりつつ、対応したい。

発生確率が低いからと先送りできない 課題だ(意見)

【山口議員】高潮対策について「将来リスク」でいいのか。「地球温暖化に起因する海面上昇、台風の強大化」、「発生確率はきわめて低いものの大規模地震直後に高潮に見舞われる複合災害発生」が懸念されるとあります。

「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」は今年3月に、大規模地震発生後に整備水準を超える規模の高潮・洪水が発生した場合の危機管理行動計画を策定しています。

確率が低いことが起きている。コンテナ・自動車の流出対策は今の回答では甘すぎる。三河港の教訓をしっかりと学び万全の対策をとっていただきたい。また住宅の1階部分は浸水しても構わないとしか受け取れない。名古屋市とも対応策をよく検討していただきたい。

交流厚生用地としてのガーデンふ頭 と金城ふ頭について

イタリア村破たんに対する市長の考えは

【山口議員】新しく管理者となられた河村市長に数点うかがいます。

あなたは国会議員時代に、イタリア村問題についても質問しており、私も議事録を読ませていただきました。その詳細を紹介はしませんが、あなたはPFI事業でイタリア村が破綻した問題をどのように考えておられるのか、基本的な認識をまずうかがいます。

民間事業者には本当に心が痛む。管理組合は 一銭も損していない(管理者・河村市長)

【管理者(河村市長)】木造でいいといわれて、お金をつぎ込んで多くの方が商売をされた。それを無残に取り壊す結果になった。また働いていた人もたくさんいた。民間事業者は損をした。しかし、まさかこういう風になるとは夢にも思わなかった。ちゃんと調べてみようと思っている。

管理組合は一銭も損をしたとは、私は思ってい

ない。家賃等が入っていると思う。「税金を払うほうの苦勞と税金で食ってるほうの極樂」、これが一番当たるのがこの現状だと思う。私も中小企業の小さな会社をやってきた人間として、こんなことが許されるのか。苦しんだ民間事業者の皆さんには本当に心が痛むというのが基本的な認識だ。したがって徹底した調査を命じてあるので報告が上がってくると思う。

ガーデンふ頭の将来像をどう考えるか

【山口議員】ガーデンふ頭は、親しまれる港づくりのための貴重な空間です。あなたはガーデンふ頭の将来像、及び開発または保全の手法をどう考えているのか、お聞かせいただきたい。

民間の提案を生かしながらもっと 楽しめる状況にしたい(管理者)

【管理者】神戸港と横浜港のような風にならないかと思う。残念ながら民間主導の早期の事業再生は断念となっているが、できれば民間の提案を生かしながら何とか早く、もっと楽しめる状況にならないかと、思っている。

金城ふ頭とガーデンふ頭をどのように 位置づけるか

【山口議員】あなたはまた、金城ふ頭については「ものづくり文化交流拠点構想」を見直して、JR東海の博物館を軸にもっと集客力のあるゾーンにしたいと発言しています。にぎわいづくりも大切とは思いますが、金城ふ頭とガーデンふ頭を同じような集客ゾーンとして開発すれば、結果的に共倒れになる危惧が拭い去れません。金城ふ頭とガーデンふ頭をどのように位置づけて、バランスよく



発展させていくのか、現時点での構想をお聞かせください。

金城ふ頭は、大きい集客設備で外国人に来てほしい。ガーデンふ頭は近所の人がフラット海を見に来る感じのところにしたい(管理者)

【管理者】金城ふ頭は、大きい集客設備で、とくに中国の観光客の方にきてもらいたい。それで観光業者の皆さんにヒアリングしてみたらどうか。役所の考えることはうまくいかない。どういう施設をどうやって作っていいったらお客さんにきてもらえるか、主に外国人をはじめとし、大規模な面白いものがないかと。

ガーデンふ頭は、名古屋の人には限らないが、ちょっと海が見たいなど、港の持っている一つの情緒を味わえるところにできたらいいなあと思っている。横浜と神戸は港から成り立っており、ここの埋め立てとは違うが、言い訳になっているが、横浜の赤レンガ倉庫、万葉の湯というところにもよく行くが、ああいうようななんとかここをじわっとした、バーみたいなものを含めて近所の人が名古屋ないし愛知県、名古屋港の周りの人がフラット海を見たくなったらいけるようなそんなガーデンふ頭になったらいいかなと思う。

計画策定段階からの市民参加をしっかりと保障し、やすらぎと憩い、癒しの空間に(意見)

【山口議員】金城ふ頭とガーデンふ頭の将来構想ですが、イタリア村の失敗を繰り返さぬよう、市民の声をよく聞くこと、計画策定段階からの市民参加をしっかりと保障していただきたい。港に市民が求めるものは、にぎわいだけではなく、やすらぎと憩い、癒しの空間です。とくにガーデンふ頭は、潮風に吹かれた開放感に満ちた空間として整備することを望みます。

景気回復に頼らない 貨物の積極的増加策について

入港料一元化の検討について

【山口議員】いまだこの港でも昨年来の不況で取

り扱う貨物が減少しています。なかでも名古屋港はたいへん厳しい状況が続いています。そこで取扱い貨物をどうやって増やすのか、いくつかうかがいます。

名古屋港では基幹航路を維持するためとして入港料を引き下げています。多港はどうか。横浜・川崎・東京の京浜3港はスーパー中枢港湾としての連携を強めて、例えば入港料の一元化をはかり3港を一体的に運用する体制をつくろうとしています。同じくスーパー中枢港湾の阪神港でも、大阪湾の4つの港の間で、複数の港に連続して入港する場合に入港料を一元化しています。

スーパー中枢港湾として一体的に指定された複数の港をひとつの港として扱い入港コストの軽減を図る。同時に複数寄港を増やして荷主に近い港での積み下ろしを可能とし、また陸送距離を短縮し環境負荷も減らす、としています。

さて、国は港湾整備の重点化の検討を始めましたが、東西二つのスーパー中枢港湾が単なる入港料の引き下げではなく、入港料の一元化をし、貨物を集めようとしています。スーパー中枢港湾としての伊勢湾の取り組みはどうか。

これまでは事実上、四日市港を名古屋港の災害時のスペア扱いし、二港の役割分担と本格的な連携を怠ってきたのではないのでしょうか。スーパー中枢港湾として今後がんばると言うのなら、伊勢湾として二港の一体的な運用を進める必要はないのか、入港料の一元化は検討しないのでしょうか。

それとも同じスーパー中枢港湾でも伊勢湾はもともチャレンジャー型なので京阪、阪神とは同じ土俵では競争しないと割り切るのか、お答えください。

一元化は寄港コストの削減効果も少なく、貨物物量の増加も期待できない(室長)

【企画調整室長】四日市港との入港料の一元化は、国、四日市港とともに平成18年度に設置した「伊勢湾寄港利便性向上勉強会」のなかで、阪神港を参考に検討を行ってきた。阪神港は、各港湾のコンテナ取扱量が同規模であり、湾内において2港に寄港するコンテナ船の割合が高いため、一元化

は寄港コストの削減につながる。しかし、伊勢湾は、本港と四日市港のコンテナ取扱量に大きな差があり、両港に寄港する割合も低いので阪神港と比べて効果は少ない。

また、一元化しても、双方の港湾の貨物物量が増加せず、再配分により平準化することになれば、本港にとって貨物量の減少による基幹航路の抜港につながり、国際競争力が低下する恐れがある。

今年度の勉強会では阪神港でヒアリング調査を実施したが、一元化による貨物量の増加の効果が確認されず、伊勢湾における導入は、勉強会での調査、検討を踏まえ、慎重に判断していく必要がある。

内航貨物の集荷につながっていないのではないか

【山口議員】横浜港では、ハブ港としての機能を高める、つまり国内各港からの輸出入貨物を集める積み替え港としての機能を高めて、基幹航路の寄港地としての地位確保に取り組んでいます。なかでも内貿コンテナ取扱量はここ数年2桁の伸びとなり、2008年度は28万TEUとなり、この7年間に清水港からは6倍、神戸港から10倍、そして名古屋港からは12倍も貨物のやりとりを増やしています。

背後地の産業、とりわけ自動車産業に極端に依存して、日本一の貿易港だと自慢していたその足元で、貨物が横浜港へ流出しているのではありませんか。ポートセールスや内航船のガンとリーク

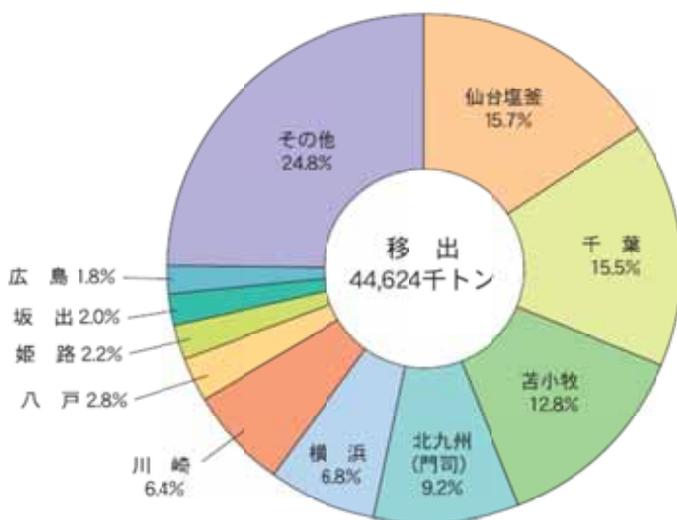
レーン使用料の減免などの努力は認めますが、結果的に貨物を集めることに成功していないのではないか。最近ハブ港という位置づけを聞きませんが、内航貨物を名古屋港に集めるつもりはあるのか、かえって他港に流れているのではありませんか。お答えください。

他港へ流れているものではないと考える(室長)

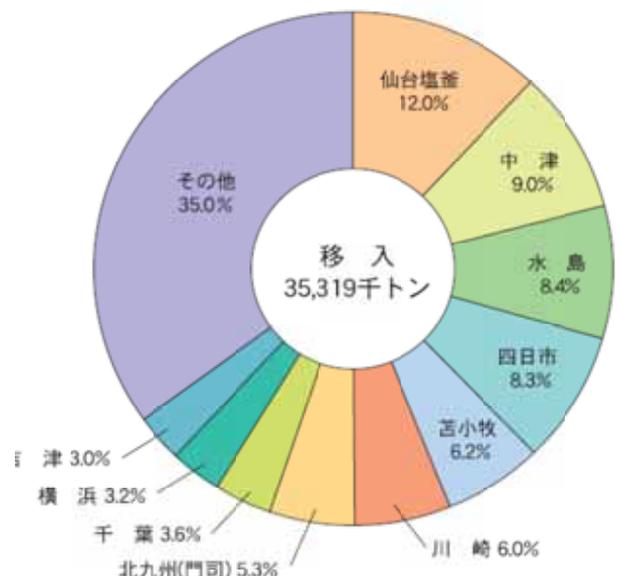
【企画調整室長】本港と横浜港との内貿コンテナ貨物は、両港の貿易量が拡大し、平成20年の本港から横浜港への移出は、約2万3千個で、これは、横浜港の内貿コンテナ個数全体28万個のうち、10%足らずです。このなかには、本港で輸入された後、横浜港まで運ばれ、関東圏で消費される貨物も含まれていると考えられるので、本港から一方的に流出しているということではない。

また、平成20年度全国輸出入コンテナ貨物流動調査によると、愛知県で生産・消費されるコンテナ貨物の約93%が本港を利用しています。これは、5年前の前回調査の約91%に比べ、2ポイント利用率が上昇しています。中部9県全体でも本港の利用率は維持されているので、全体的な傾向として、他港へ流れているものではない。

本港の直背後に進出した海外の大手家具チェーン店は、名古屋を日本の物流拠点として、内航コンテナ輸送を利用している。今後「本港は、日本の真ん中にあるという地理的特性も活かしながら、こうしたモデルの企業誘致を図る。



名古屋港の内港貿易量 (2008年度)



取扱い貨物を増やす今後の手立てについて

【山口議員】横浜ではまた、すぐれた港湾労働者の存在が横浜港の魅力だとPRしていました。優秀な労働力が港のセールスポイントになっているのです。名古屋港ではどうでしょうか。大型の港湾整備や荷役の自動化によるコスト削減で入港船舶を増やすという発想から、働く人々を大切にす港だからこそ安心して寄航できるという方向へ発想を変える必要があると私は思います。

中部圏の産業構造、景気動向に名古屋港の港勢が大きく影響を受けるのは当然です。しかし背後地の特定分野の産業に港の運命をゆだねることは好ましいことではありません。スバ中競争にあおられることなく、かつ自動車産業の業績回復にのみ依存するのでもなく、安定的に名古屋港を発展させていくために、港独自の努力で取扱い貨物を増やすために知恵を絞るときです。取り扱い貨物を増やすために、どういう手立てをとるのか、最後にうかがって一回目の質問を終わります。

自動車や航空機産業を始め、企業誘致と多様な貨物の誘致に努め、取扱貨物を増やしていきたい(室長)

【企画調整室長】輸出貨物の約7割は自動車関連貨物で、背後のものづくり産業の発展とともに港勢を拡大してきた。今後もハイブリット化を始めとする自動車のシステム変化や、新興国の経済発展による需要増が見込め、中部地域の自動車関連産業の重要性は変わらない。他にも国産旅客機のプロジェクトが進められるなど、今後、航空機産業の発展による貨物増加も期待できる。また、東海北陸自動車道、新名神高速道路の高規格道路ネットワークの充実に伴って、背後圏の拡大につながる。

取扱貨物を増やすための具体策としては、物流拠点の形成が重要であり、コンテナターミナル近接地に物流企業の立地を促進するため、飛鳥ふ頭第2貯木場跡地、弥富ふ頭第1貯木場跡地の埋立整備や、企業立地に対する保証金減額制度を既に実施しているほか、「臨海部物流拠点の形成を図る区域」の指定を行うなど、企業誘致の環境をより一層整える。

また、外国船社に対する海外ポートセールスや国内ポートセールスとして中部9県の荷主・物流企业を対象とした企業訪問や名古屋港視察会、愛知・名古屋国際ビジネス・アクセス・センタ(I-BAC)や荷主懇談会等を活用した企業立地に対する各種優遇制度の情報提供等により、企業誘致と多様な貨物の誘致に努め、取扱貨物を増やしていきたい。

名古屋港の集荷戦略とスーパー中樞港湾の構想が食い違うのではないかと(再質問)

【山口議員】取扱貨物の問題です。名古屋港の基本性格に関することでもあるので、専任副管理者に再質問します。

入港料の一元化は伊勢湾についてはメリットがない、との答弁でした。それではスーパー中樞港湾に伊勢湾というサイズで指定を受けたことにあまり意味がない、ということになりはしませんか。

愛知県のコンテナ貨物はほとんど名古屋港で扱っている、中部9県の利用率も維持していると、いうが横浜は松本市など長野県の製造業の貨物を誘致している、滋賀県の貨物も京阪との奪い合いです。それに加えて四日市港に続き、清水港でも大水深バースを建設し、少なくなった貨物を奪いあう状況です。

ハブ港として内航貨物を集めるよりも、物流拠点の整備をすすめて貨物を増やすのは、国のめざすスーパー中樞港湾とはちがう名古屋港独自の戦略構想ですか。ならば京阪や阪神の港と、背伸びして、背比べをするようなスーパー中樞港湾にこだわる必要はありません。大水深バースの整備よりも背後の経済圏に見合ったコンパクトな港湾整備で十分、むしろ多彩な貨物の集荷にこそ力を注ぐべきです。

名古屋港の集荷戦略とスーパー中樞港湾の関係について、どう考えるのか、教えてください。

日本列島の中央に位置する地理的特性と広域道路網の整備進展を踏まえた整備を進めていく(副管理者)

【専任副管理者】本港は、大消費地を抱えた東西港のマーケット立地型とは異なり、我が国産業の集積地の国際競争力の維持・向上を目指したチャ

レンジャー型のスーパー中枢港湾として、中部国際空港との連携など伊勢湾の特性を活かした施策を展開している。

スーパー中枢港湾の指定で重点整備がされ、日本初の白働化荷役システムを導入した高規格ターミナルが稼動するなど、国際競争力が着実に強化されている。

また、スーパー中枢港湾育成プログラムや長期構想「名古屋港の針路」の考え方にあるように背後経済圏の貨物を取扱う港にとどまらず、「日本列島の中央に位置する地理的特性と広域道路網の整備進展を踏まえ、わが国の広範囲をカバーする広域流通拠点の形成」を目指した整備を進めていく必要がある。

現在、新政権がスーパー中枢港湾をさらに選択と集中させる政策を打ち出している中で、本港は貨物量、貿易額等が日本一の港として、これら進めている施策を積極的に訴えていくことが、重要である。

道路輸送に頼るなんて。コストも環境負荷も削減できる港独自の魅力で取り扱い量を増やせ(意見)

【山口議員】空港との連携は、東京湾でも大阪湾でもやっています。伊勢湾の特性を活かすとは何なのか、理解できません。その中部空港も貨物便が減り続けている。

国際競争力を強化したといいますが、国内貨物の集荷競争で負けていないか、と指摘したのです。

もうハブ港をめざすとは言えなくなりました。国内から船が集まらない中枢港湾とはいったい何なのか。

しかも集荷戦略はとたずねたらなんと答えたか。背後経済圏の貨物にとどまらず、名古屋は日本列島の真ん中にあるから広域道路網を整備を踏まえて、広域流通拠点の形成をめざして整備を進める。つまり日本中から排気ガスを吹かして、トラックやトレーラーで貨物を名古屋港へ集めるというのですか。それならば港の整備はあまり必要ないじゃありませんか。むしろ、海上コンテナの安全輸送対策こそ国任せにせず、急ぐべき課題です。

地球環境問題でもCO2を25%減らそうという時代に、環境にやさしい船舶輸送ではなく道路輸送

に港の発展を頼るといのは少しさびしいとは思いませんか。ここでも自動車に依存ですか。

もちろん、ものづくり産業の集積地に見合った適正小簿の港づくりは必要です。

しかし、あなたは港の管理者なのですから、環境の時代らしく、例えば、船舶と鉄道の組み合わせでコストと環境負荷のどちらも削減できる、などの港独自の魅力で取り扱い貨物量を増やすためにもっと知恵を絞ってください。

その努力を重ねて要望して質問を終わります。

各常任委員会の概要(閉会中審査)

10月16日 総務環境委員会 梅原紀美子副委員長 くれまつ順子議員

地域委員会 各区1地域の来年度モデル実施は安易・拙速 膝づめの説明会で住民合意を図るべき

10月16日の総務環境委員会では、河村市長が来年度モデル実施をめざす「地域委員会」について所管事務調査が行われました。

地域団体の課題を明確にし必要性を示せ

河村市長の「二大公約」の一つである地域委員会は、住民自らが予算の使い道を決める新しい住民自治の仕組みとして、提案されています。しかし、区政協力委員会などからは「学区連絡協議会で十分」との意見や反発があり、地域団体の理解が得られるまでモデル実施するなどの請願も提出されています。

くれまつ議員は「学区連絡協議会など既存の地域組織について、具体的に何が問題点で、地域委員会をつくることでどのように解決できるのか」とただすと、当局は「町内会への加入率が低く、担い手が不足している」などと答えました。くれまつ議員は「学区連協で十分という意見に対して、地域委員会の必要性を具体的に示せなければ、市民は納得しない」と述べ、必要性がわかる資料を要求しました。

これには他党議員も「いままでの総括が必要」（民主）、「必要性が不明確」（公明）など同様の意見が出されました。

「まずモデル」ではなく民主的プロセスを

現在、当局は、小学校区または中学校区単位で、1区1地域のモデル実施を検討しており、地域委員会が使える予算も500万円から1500万円と、当初いわれていた額からは大幅に減少されています。

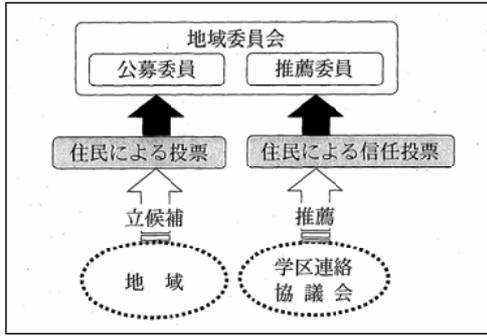
くれまつ議員は、「モデルだから地域単位もミッ

クスで、予算も少ないのか。本格実施の際はどうか」とただすと、当局は「モデルを検証しながら検討する」と答えました。

くれまつ議員は「とりあえずモデル実施で、意欲的な学区にやってもらうというのは安易すぎる。地域委員会の案について学区ごとの説明会を市が開き、膝づめの議論で合意をつくり、段階的にすすめていくべき。意見交換のプロセスそのものが、民主主義発祥にふさわしい」と主張しました。

地域委員会モデル実施の概要

地域の数・範囲		1区1地域を目安に小学校又は中学校区単位
委員の選任方法		公募・推薦併用型(下図)
委員の定数	地域人口	5,000人未満 5,000～15,000人 15,000人以上
	地域人口	7人(うち公募4人) 9人(うち公募5人) 11人(うち公募6人)
	地域人口	5,000人未満 5,000～15,000人 15,000人以上
地域の額	地域人口	500万円 1000万円 1500万円



教育委員「不同意」の人物を経営アドバイザーにするな 市長に申し入れ

10月14日、市長は、教育委員の選任に議会が不同意とした人物を、名古屋市経営アドバイザーに選任する意向であると報じられました。

大手塾経営者は、公教育に営利主義と競争主義を持ち込む恐れがあり、教育委員にも経営アドバイザーにもふさわしくありません。

また、経営アドバイザーは市長の権限に属する事

務がその調査の対象ですが、市長には一定の独立性を持った行政委員会である教育委員会を指揮監督する権限はないとされています。

以上から、10月15日、党市議団は「経営アドバイザーに、議会の同意を得られず教育委員に任命できなかった人物の選任は行わないこと」と、市長に申し入れました。

10月22日 総務環境委員会 梅原紀美子副委員長 くれまつ順子議員

中期戦略
ビジョン(案)

福祉充実の願いに応えていない

市は「中期戦略ビジョン(仮称)中間案」を発表し、11月14日から1月12日にかけて各区一回のタウンミーティングを行います。

今回の「ビジョン(案)」は名古屋市基本構想のもと、「概ね10年先将来を見据えつつ」も2009年度から2012年度までの4年間が計画期間とされています。市民アンケート、市長マニフェスト、長期展望をもとに45の施策にまとめます。市民アンケートでは「課題の重要度」で「介護」1位、「医療」が2位でしたが、ビジョン(案)には福祉削減をすすめる

「行政改革の断行」や「減税」がしっかり盛り込まれています。市民に十分受け入れられていない「地域委員会(仮称)」は「都市運営の視点」の筆頭項目です。また、「名古屋アイデンティティの確立」として「サムライ・ナゴヤを独自の魅力に」と打ち出しています。

くれまつ議員は「2010計画の到達を踏まえ、市民参加で時間をかけて長期計画をつくるべきだ」「市長のマニフェストについても意見を聞くべきだ」と主張しました。

「中期戦略ビジョン(仮称)中間案」より抜粋

目標 「歴史に残る街・ナゴヤ」をめざす

都市運営の視点

1、自立と連携により市民主体の都市へ

- ・「地域委員会(仮称)」による住民自治の推進

- ・抜本的な行財政改革の断行

- ・減税による市民への成果の還元

- ・圏域全体の持続的な発展を目指す中核都市へなど

2、支え合いから生まれる真の豊かさが感じられる都市へ

- ・人権が尊重される差別や偏見のない社会の実現

- ・子どもを産み育てるなら名古屋で

- ・高齢者がげんきに生きる長寿社会づくり

- ・地域における新たな支えあいの名古屋モデル構築

3、感性を揺さぶり人を惹きつける都市へ

- ・市民が共有できる精神的基柱の確立

- ・「サムライ・ナゴヤ」を独自の魅力になど

4、未来につながる環境首都へ

- ・化石燃料から自然エネルギーへの転換

- ・風土に根ざした冷暖房のいらぬまちなど

地域委員会

説明会に参加しましょう

名古屋市は地域委員会(仮称)について市民説明会を開催することを発表しました。河村たかし市長も出席して「地域委員会(仮称)のモデル実施(案)の説明」と質疑応答が行われます。

どの会場も同じ内容でどの区に参加してもかまいません。参加を希望される方は、当日、直接会場へお出かけ下さい。

*11月14日～11月24日 16箇所

声明・申し入れなど

9月議会以後12月臨時議会終了までに市議団が行った申し入れや見解、声明、談話などは次の通りです。

- 1 年末年始の援護対策など、急増するホームレスに対する援護施策の拡充を求める申し入れ(11月4日)
- 2 累進課税をやめた06年地方税法改正に日本共産党は反対した【河村市長の「反問」に答える】(11月30日)
- 3 市民税の「庶民減税」のあり方に関する提案(12月3日)
- 4 「市民税減税」に係る財政資料について【情報提供】(12月4日)
- 5 市民税減税条例の「再議」臨時会を終えての談話(12月22日)

年末年始の援護対策など、景気悪化のなかで急増するホームレスに対する援護施策の拡充を求める申し入れ

2009年11月4日

名古屋市長 河村たかし 様

日本共産党名古屋市議員団
団長 わしの恵子

引き続き不況のなか、派遣労働者の解雇など雇用の悪化になかなか歯止めがかかりません。失業率は史上最悪の水準となり、失業給付が切れたり、雇用保険未加入などで、生活の糧を奪われ、ホームレスになってしまうケースが後を絶ちません。生活保護受給者も増加を続けており、いわゆる「貧困ビジネス」も社会問題化しています。政府は日本の相対的貧困率を15.7%と発表しましたが、貧困問題の解決に向けて、政府・自治体あわせて全力かつ緊急に取り組むことが強く求められています。

このようななか現状は、いまま中村区役所に多くの相談者が訪れており、昨年末の「年越し派遣村」にあらわれたような事態の再現が強く懸念されます。

名古屋市はこれまでも、住居のない人たちに対し、臨時相談窓口を設け、無料宿泊施設を開設するなど年末年始の援護施策を行い、健康回復や就労支援に一定の役割を果たしてきました。この一年間にも、住居を失った方に対する生活保護の積極的な適用や、新たな「総合支援資金」制度の創設などが行われてきました。これまでの援護施策を拡充し、深刻な雇用破壊、生活悪化のなかで、年の瀬を万全の体制で迎えるために下記事項の実現を申し入れます。

記

- 1 臨時相談所の開設日数を年末の2日間から年始を含む10日間程度に拡大すると共に、生活保護担当職員を増員するなど十分な支援体制をとること。
- 2 無料宿泊所「旧船見寮」を年末年始だけでなく3月末まで開設期間を延長すること。
- 3 貧困ビジネスが問題となるなか、名古屋市として、安心できる良質な住まいの提供を援護施策の一環として行うこと。
- 4 緊急雇用創出事業なども活用しながら、名古屋市として越冬対策となりうる緊急の直接雇用を創出すること。
- 5 愛知県や国とも連携して、ハローワークと福祉事務所の機能を備えた総合的なワンストップ相談窓口を設け、年末年始にも開庁させること。
- 6 新型インフルエンザの流行に伴い、必要な受診を促す実効性ある手立てをとること。

累進課税をやめた06年地方税法改正に日本共産党は反対した この場で河村市長の「反問」に答える

2009年11月30日

日本共産党名古屋市議団

27日の本会議個人質問で、大企業・金持ちに厚い「市民税10%減税」が「金持ちはゼロ」のマニフェストに反すると指摘したわが党のさとう典生議員の質問にたいし、答弁に立った河村市長は、「金持ち優遇」というなら2006年度税制改正で一律10%に平準化した現行税制そのものが「金持ち優遇」であると開き直ったうえ、日本共産党がこの税制改正にどのような態度をとったのか、と「反問」した。

わが党議員は本会議の議案外質問の場では、市長の「反問」にたいし答弁しなかった。現在の名古屋市の

運営ルールでは、市長の「反問」は認められていない。市長の「反問」はルール違反である。わが党がその場で市長の「反問」に答えることは、わが党も運営ルールを壊すことになる。市長の「反問権」を認めるか否かは、今後の運営改革の課題である。

そこで今、議会外のこの場で件の「地方税制改正」にたいしわが党がとった態度を明らかにしておきたい。

わが党国会議員団は税源移譲に伴う所得税・住民税の税率変更を含む2006年度の地方税法改正に反対した(2006年3月27日、第164通常国会)。

また、わが党名古屋市議団は2006年の名古屋市6月定例会に提出された2006年地方税改正にともなう「名古屋市税条例の一部改正」に反対した。

以上が、河村市長に対する回答である。

市民税の「庶民減税」のあり方に関する提案

2009年12月3日

民主党名古屋市議員団
団長 吉田伸五 様 (ほか各党)

日本共産党名古屋市議員団
団長 わしの恵子

開催中の名古屋市会11月定例会においては、河村たかし市長から提出された「市政改革ナゴヤ基本条例案」や「市民税減税条例案」について真摯な議論が展開されております。

河村市長の「市民税10%減税」案について、議会側より、同市長の市長選マニフェストの「定率減税(金持ちはゼロ)」の記述に反する「金持ち優遇」であること、その財源捻出のために福祉予算削減のおそれがあることなどが主な問題点として指摘されていると理解しております。

もとより、今日の厳しい経済情勢のもとで、市民、とりわけ低所得層の生活悪化は深刻化しており、家計支援策として「庶民減税」の必要性は議会のおおかたの認識になっているとも受け止めています。

わが党議員団は、市長提案の「市民税10%減税」の問題点を指摘しつつ、低所得層をはじめ勤労世帯の税負担軽減と経済格差の緩和に役立つ真の「庶民減税」の実現を求めてきたところですが、今議会の真摯な討論を踏まえ、改めて「庶民減税」のあり方を提案いたします。

諸賢のご検討をお願いいたします。

記

- (1) 減税の目的を家計支援とし個人市民税に限定すること。また、現下の経済情勢に対応する緊急特例措置とすること。
- (2) 低所得層ほど市民税納税額の中で大きな割合を占める均等割の減税については、10%に相当する300円の一律減額ではなく、思い切った大幅な減額を行うこと。
- (3) 所得割については、高額所得者を減税の対象としない措置をとり、所得再配分の機能を強化すること。
- (4) 減税の財源は福祉予算削減に求めないこと。
- (5) 市民税減税の恩恵を受けない非課税世帯にたいし実効ある支援措置を行うこと。
- (6) 経営難にある中小企業への支援策を充実すること。

「市民税減税」に係る財政資料について【情報提供】

2009年12月14日
日本共産党名古屋市議団
わしの恵子

名古屋市政の争点となっている「市民税減税」のあり方について、市財政当局より資料を入手しました。

11月定例会で可決された「市民税減税」修正案について、河村市長は「100円はいかん」「税負担の公平性に欠け、徴収コスト(2992円)も大幅に下回る」(「読売」12月10日付)と批判したとマスメディアに報道されておりました。ところが、この市長の論点に係る財政当局の資料によりますと

第一に、徴収経費と税収の関係を規定している地方税法第5条は「税目全体の収入と徴収経費を比較し、その税目を課税するかどうかを判断するもの」であって、個々の納税者単位における両者の比較を問題に

しているのではない。

第二に、市財政当局は「個々の納税者単位においても、税額が徴税費用を上回することは望ましいと考えている」とのコメントをつけている。財政当局資料によると、2008年度決算値にもとづく名古屋市の個人市民税の「納税義務者1人当たり賦課事務費」は2993円（「読売」報道の「2992円」とは1円ちがう）となっている。この賦課事務費2993円は、市長提案の減税後の均等割額2700円を上回っている。となると、市長提出の「減税」案も「望ましくない」ということになり、市長の批判は自家撞着におちいつている。

第三に、「2993円」という個人市民税の「納税義務者1人当たり賦課事務費」は2008年度決算値によるものであって固定値ではない。徴収経費は年度によって変動するのである。さらに、この「賦課事務費」は均等割と所得割の双方を含んだ賦課事務費であるから、これをもって均等割税額のみと比較することは妥当ではない。

市長は、財政当局からの指摘を受けて、現在は徴収コストの問題にふれていません。しかし、発言について何ら訂正もせず、別な理由を持ち出して、「100円はいかん」とする市長の批判は、きわめて恣意的なものといわざるをえません。

市民税減税条例の「再議」臨時会を終えての談話

2009年12月22日
日本共産党名古屋市議団 団長
わしの恵子

- 一、約半年間にわたって議論されてきた「市民税10%減税」は、河村市長提出の原案が賛成多数で可決された。日本共産党市議団は河村市長の「減税案」の問題点を明らかにしてきた。その中心点は、第一に、「金持ちはゼロ」の公約に反する大企業・金持ち減税であり、市民生活支援よりも大企業・金持ちの名古屋誘致が目的であること。第二に、「減税」を口実に意図的に税収不足を作りだし「聖域なき行財政改革」と「福祉の構造改革」を強行する狙いがあることである。この問題点を指摘しわが党は市長原案にも、自公修正にも最後まで反対した。
- 二、わが党は市長の「公約違反の大企業・金持ち減税」を「生活支援の庶民減税」に抜本的に切り替える修正案を提出して最後まで奮闘した。わが党の減税案は、高額所得者を対象から除いた文字通りの「金持ちゼロ」であり、今最も支援が求められている所得の低い方、勤労市民に手厚い個人市民税減税である。財源面でも福祉と減税を両立できるものと確信している。
- 三、民主党、自民党、公明党は河村「減税」を批判し、自公は修正までしたが、結局賛成にまわった。「庶民減税」への市民の願いを踏みにじるものである。河村市長の強権政治のもとで、3党が事実上の「オール与党」として翼賛化していくことは議会制民主主義を後退させるものである。
- 四、予算議会に向けて、いよいよ市民の切実な施策を守りくらしを守る取組みが重要になっている。日本共産党は自主的な議会改革や民主主義を守る課題とともに、今後も市民の暮らしを守る立場を堅持して奮闘する決意である。

資料

- 資料1 名古屋市の「地域委員会（仮称）」構想を考える
住民自治の仕組みに関する日本共産党の基本的見解（11月15日）
- 資料2 この不況下、大義のない議会解散に賛成できません（11月23日）
- 資料3 無料低額医療制度についての厚労省レクについて（11月25日）

資料1 住民自治の仕組みに関する日本共産党の基本的見解 —名古屋市の「地域委員会（仮称）」構想を考える—（11月15日）

（1）住民自治の仕組みについての日本共産党の基本的立場と展望

河村たかし名古屋市長の市長選挙マニフェストに盛り込まれた「地域委員会（仮称）」構想をきっかけに、小（中）学区の住民自治の仕組みに関心が高まっています。

全国各地で、住民の意見や要求を自治体の施策に反映させるため、「まちづくり協議会」など様々な名称による住民参加の仕組みが試みられています。それらの仕組みには、実態として行政の末端組織という性格を強く持つものもありますが、住民の投票によって委員を選ぶ準公選制を取り入れ、一定の範囲で地域の予算を決める権限をもち、自治体にたいし地域住民の要望やまちづくり計画を提案する積極的な住民自治のあり方をめざす動きもでています。

住民が地域のことを自ら決定する仕組みは、住民のかかわり方と活用次第で、住民自治を発展させるものです。委員を公募も含めて選出し、十分に地域住民の要望をくみとって民主的な議論がおこなわれ、地域の問題解決のための予算を決定する権限が地域に与えられるなら、住民本位の自治体と住みよい地域をきづく草の根の力になります。町内会・自治会を基礎にして地域課題の把握や解決に向けた議論が活発におこなわれるならば、町内会・自治会の活動を民主的に発展させる契機になるでしょう。予算が保障された学区の活動にNPOやボランティア団体も参加し、住民の要求にこたえる多彩な地域活動が展開できます。

日本共産党が参加する「革新市政の会」は1997年の名古屋市長選挙で、学区単位の「ライフエリア」構想を提案しました。高齢化社会のもとで、高齢者が歩いて暮らせる範囲で福祉・介護、生活物資の購入など必要なサービスを充足できるようにする「やさしいまちづくり」です。学区レベルの住民自治の仕組みは、このような学区の「ライフエリア」づくりの推進役にもなりうるでしょう。

また、学区の住民自治の仕組みは、企業や行政がその地域に悪影響を及ぼす開発行為を行おうとしたとき、これを抑止し、安全・安心の生活環境をつくるうえで積極的な役割を發揮することも期待されます。

どの学区に住んでいても福祉・医療や保育などの基本的な公共サービスを平等に享受できることは市民の権利です。それを保障することが「住民の福祉の増進を図ることを基本」（地方自治法）とする地方自治体（都道府県・市町村）の任務です。学区の住民自治の仕組みや町内会・自治会、各種地域団体には、自治体行政の下請けではなく、行政がそのような基本的な任務をきちんと果たすよう求める立場が必要です。

日本共産党は、そのような民主的な住民自治の仕組みを住民の合意と民主的手続きのもとに実現したいと考えています。

（2）住民自治をゆがめる河村流「構造改革」と「地域委員会（素案）」の問題点

河村市長のマニフェストは「地域委員会（仮称）」について次のように書いています。

「地域に選ばれたボランティア委員による地域委員会（仮称）を設置する。地域委員会では、市民自身が、一定の予算の範囲内で、福祉や防犯、街づくりなど生活に密着した事業を決め、その決定に従って、行政や行政から委託された民間団体が施策を執行する」

このマニフェストを具体化するため、名古屋市が10月7日に発表した「地域委員会（仮称）」のモデル実施内容（案）」は、小学校区または中学校区を単位としてモデル地域を選定し、委員を「投票」で選任し、地域課題を解決するための地域予算を議論して市に提案できる権限を「地域委員会」に持たせるとしています。

いま、この「地域委員会」構想にたいし、従来、市・区政を担ってきた区政協力委員や町内会長・自治会長をはじめ住民から疑問と批判の声があがっています。市民は「住民が主人公」の立場にたったまちづくりや地

域運営に期待しているのに、なぜ河村市長の「地域委員会」構想は批判を受けるのでしょうか。どこに問題があるのでしょうか。

第1は、「地域委員会」構想にこめられた河村市長の「構造改革」論です。

河村市長は、「市民税10%減税」にからんで「減税すると全分野で否応なしで構造改革がはじまる」「私の考える福祉は構造改革を伴う福祉だ」「福祉は措置費による補助金から寄付金への転換を促しながら、(地域で)みんなで助け合う福祉をやる」と発言しました。市職員にたいし「福祉は地域委員会にやってもらう。市役所は地域委員会がやれない名古屋城づくりをやる」という趣旨の発言をしています。

こうした一連の発言から、河村市長が、「市民税10%減税」を引き金に、本来、市が責任をもっておこなうべき福祉・介護などの市民の命と暮らしを守る事業を「地域委員会」に移し、市役所は大型事業を担当するという「新しい構造改革」をねらっていることが浮かび上がってきました。

市長は、「市民税10%減税」をおこなうから、「地域委員会」の活動に必要なお金は減税分を住民に寄付してもらえばよいとも発言しています。これを聞いたある自治会長は「年間1万円程度の減税で、寄付金が集まるわけではない」と批判しています。市長の「公益寄付」論は、市の公的責任の放棄につながります。

これでは、「地域委員会」は、地域の自己決定や「共助の福祉」を口実に、住民を安上がり利用する「構造改革」の受け皿にされてしまいます。

第2は、市長のマニフェストを具体化した「地域委員会(仮称)のモデル実施内容(案)」(10月7日発表)にも検討しなければならない問題が多数あります。

例えば、地域の範囲をどうするかという問題です。小学校区と中学校区とでは地域の課題や住民の構成、地域団体のあり方がちがいます。

また、委員の定数や選挙人を18歳以上の日本国民のうち希望者だけにする「投票」方式など委員の選出方法をどうするのか、学区連絡協議会や区政協力委員会などに交付されてきた補助金と「地域委員会」の地域予算の関係をどうするのか、地域予算を決める過程での住民合意の図り方、区政協力委員会や学区連絡協議会など既存の地域団体との関係、地域委員会と議会・市行政との関係など、モデル実施前に一定の整理と住民合意が求められる課題が山積しています。

委員を住民の選挙で選ぶ方法について区政協力委員などから「地域が混乱する」「立候補する人がいるのか」などの心配が出ています。住民の意思を公正に反映する民主的な方法によって委員が選ばれることはのぞましいことです。委員を選ぶ仕組みを民主的に機能させるためにも、上からの押しつけではなく、住民の議論をすすめ、まちづくりを担う住民の主権者意識を育て、能動的な参加を生み出すことが必要です。

第3は、住民合意の民主的な手続きの問題です。河村市長は、いわば「マニフェスト絶対主義」の立場で、「地域委員会」構想を市民や議会に押しつけ、これが通らなければ議会解散もありうると、強圧的な姿勢をとっています。「日本民主主義発祥の地ナゴヤ」という看板にまったくふさわしくない態度です。

「新しい住民自治の仕組み」を構築するのであれば、これまで住民自治を支えてきた町内会・自治会や各種地域団体の役員をはじめとする市民の議論や市議会での審議をつくす必要があります。

区政協力委員は「市区のおこなう広報公聴活動及び災害対策に協力すること」(名古屋市区政協力委員規則)を第1の職務とする名古屋市独特の非常勤特別公務員ですが、もともと町内会長や自治会長であって、それぞれの地域を代表し先頭に立って地域活動に献身しています。「地域委員会」が住民の立場で有効に機能するためには、区政協力委員会・町内会・自治会の協力は欠かせません。そうした関係者の意見を尊重するべきです。また、市民から選ばれた議員で構成される市議会は、市民の多様な意見を市政に反映させ、名古屋市全体の予算や条例を決め、執行機関(市長)の行政を批判・監視する重要な役割を担っています。

選挙に勝ったからといって、マニフェストの政策を上から押しつけ、これに同意しない議会を恫喝(どうかつ)するという態度は住民合意の民主的な手続きを踏みにじる暴挙であり、ただちに改めるべきです。

(3) 名古屋市の住民自治を発展させるために

これまでの歴史的経過のなかで多くの場合、地域住民組織は行政の末端業務を担わされてきました。町内会と一体となった名古屋市独特の区政協力委員制度もその目的のためにつくられました。

しかし、今日、大都市でも高齢化と貧困化、「限界集落化」がすすむなかで、住民の自治組織が議会と連携し、「住民の福祉の増進を図る」という地方自治体の役割をこれまで以上に果たさせることが求められています。

「地域委員会」(仮称)など学区の住民自治の仕組みと議会とは、本来、対立するものではありません。住民から双方が直接選挙で選ばれた市長と市議会による「チェック・アンド・バランス(抑制と均衡)」の関係のもとで、それぞれの地域で住民自身が積極的に住民の要求をつかみ、政策を提案し、市政に反映させる住民自治の仕組みが期待されているのではないのでしょうか。

新しい住民自治の仕組みをつくり、住民自治を発展させるためには、住民の合意と民主的手続きが不可欠です。仕組みを権力的に上から押しつけるのではなく、市民・議会・行政の民主的な議論と検証をつうじて、新しい住民自治の仕組みを築いていくプロセス(過程)そのものが名古屋市の住民自治を発展させていく過程となるでしょう。

日本共産党は、専門家や住民が参加する「検討委員会」や市議会の「特別委員会」を設け、「地域委員会(仮称)」など住民自治の仕組みのあり方を様々な角度から検討し、審議途中を含めその検討内容を広く市民に公開し、学区ごとの意見交換会を開き市民の意見を集約するなど、十分に議論をつくすことを提言します。

市民参加のもとで、名古屋市の住民自治を発展させる取り組みをともにすすめましょう。

資料2 この不況下、大義のない議会解散に賛成できません(11月23日)

河村たかし市長を支援するグループが、名古屋市会11月定例会に同市長が提出した、「住民分権を確立するための市政改革ナゴヤ基本条例(政治ボランティア条例)」が原案通り可決されなければ、市議会の解散をもとめる直接請求署名運動をはじめるとしています。

地方自治法は名古屋市の場合、約36万5千人の有権者が押印・署名をもって請求するなら、議会解散の賛否を問う住民投票が実施され、賛成が多数であれば、議会は解散され、市会議員選挙が行われることとなります。

河村市長は議会解散になった場合、自らも辞職し、市議選と同時に市長選挙をおこない、再選をめざすと公言しています。

「市政の混乱や空白は避けるべきだ」の市民の声

議会解散の直接請求は、名古屋市政の主権者である名古屋市民の直接民主主義の大事な権利です。これを行するには、適切な時期と争点に道理があることが求められます。

現在の名古屋市の市会議員(定数75人)は2007年4月に選ばれました。任期は4年ですから、2011年4月が改選時期です。議会解散とは、市会議員を任期途中で失職させることです。

市議会と市会議員は、市民の多様な声を市政に反映させ、名古屋市の予算や条例を決め、市長の行政を批判・監視する大事な役割を担っています。市長は名古屋市を代表し、もっとも大事な予算をつくり、市役所や区役所などの行政組織を動かして福祉・教育や公共事業などの市民サービスをおこない、日々、市民の生活と営業をささえるきわめて重要な任務をもっています。市議選と市長選を行うことは、市長と議員の不在期間をつくり出し、市政の決定や執行に重大な支障をきたすことは明らかです。

選挙は市民の税金でおこなわれます。2009年4月の市長選挙の費用は5億1284万円でした。前回の市議選(県議選と同時)の経費は5億7984万円でした。

この不況下で、市民の暮らしはきびしさを増しています。ハローワーク前には失業者が列をつくり、区役所では生活保護の相談が増え、中小企業は倒産の危機に直面しています。保育所不足からお母さんは子育てに四苦八苦し、家族介護・老老介護の悲劇が続いています。議会も行政も、市民の生活と営業を守るために全力をあげてがんばるときです。日本共産党名古屋市議団は、河村市長にたいし9月17日には福祉・医療・介護など市民生活応援の重点要求を申し入れ、11月4日にはホームレスの緊急越冬対策の実施を要請しました。

いま、市民から「市政の混乱や空白は避けるべきだ」「選挙に税金を使うなら生活支援にむけてほしい」という声がおきています。市長や議会は市民の切実な暮らしの声に耳を傾けることが求められています。

議会解散にふさわしい理由がない

議会・議員にかんする直接請求には、議員の解職請求と議会の解散請求の2種類あります。議員の解職請求は個々の議員にたいしておこなわれます。議会の解散請求は、議会解散によって議員全員の選挙を求めること

です。

議会解散は市政を左右する重大なことですから、道理のある理由が求められます。議会に重大な不祥事がおき、議会の機能がはたせなくなった場合、議会を解散し、議員を選び直すことがあります。例えば、東京都議会の「黒い霧」解散がその例です。1965年に都議会議長選挙などをめぐる贈収賄事件で自民都議17名が逮捕・起訴され、都議会の“底無し汚職”が明るみでした。そこで、日本共産党をふくむ都民の都議会議員運動がおこり、ついに都議会は「自主解散」しました。

しかし、今回、名古屋市の働かなくなるような大きな不祥事があったわけではありません。議会は市長・行政の批判・監視役であり、市長の暴走をおさえることは議会の正当な役割です。それなのに、今回の河村市長のように、市長の提出した条例が否決もしくは修正されたから議会を解散させるというのは民主主義破壊の暴挙です。市民に議会解散の直接請求権があっても、その行使は慎重でなければなりません。

河村市長の側には「否決、否決、否決で市長は何もできない」という意見があります。これは事実ではありません。河村市長のもとでおこなわれた6月と9月の市議会には64件の議案が出ました。そのうち61件が可決されています。否決2件、継続審査が1件です。可決率は95%で、ほとんどの議案は通っています。

市長のもっとも大事な仕事は予算をつくり、議会に提案することです。河村市長がつくった6月と9月の補正予算はいずれも議会でも可決されています。河村市長の給与を800万円に減らす条例も可決されています。

否決されたのは、市長の特別の政務秘書をつくる議案と、大手進学塾の経営者を名古屋市の教育委員にすえる議案です。現在、市長の秘書課職員は総勢36人いますが、市長は「一般職秘書では政治家と酒を飲んで人間的な付き合いができない」と言い、年間給与1200万円の特別秘書をつくらうとしました。また、名古屋市の教育委員に大手進学塾の経営者を迎えることは公教育に競争主義と営利主義をもちこむおそれがあり、市長と党の民主党を含めて反対されました。このような理不尽な議案を否決し市長に反省を求めることは、市長の批判・監視役である議会の正当な努めではないでしょうか。

議会は市長から提出された議案を市民の立場から十分に慎重審議し適正な決定をおこなうことが求められます。市長は、議会の賛成で決定されたものを誠実に実行し、否決されたら問題点をよく検討し、今度の市政の発展に生かすことが大事です。

日本の地方自治の仕組みは、首長（知事・市町村長）と議会のチェック・アンド・バランス（抑制と均衡）の関係でなっています。双方が住民から直接選挙で選ばれ、それぞれ権限をもち、対等平等です。首長は議会に予算案や条例案を提出しますが、可決もあれば否決もあります。否決されるたびに、首長が乗り出して議会を解散させていたら、市政は大混乱し市民の被害ははかり知れません。

まず、問われるべきは市長の公約違反

こんどの11月定例市議会に市長が提出した「住民分権を確立するための市政改革ナゴヤ基本条例」案は、「市民税10%減税」・「地域委員会」・「議会の改革」というそれぞれ性格も内容もちがうものを「住民分権の3本柱」とこじつけて一つの条例に押し込み、議会解散の運動をかまえて、「のむか、のまないか」と議会にせまる乱暴きわまる態度です。

そのうえ、「3本柱」のそれぞれが公約違反や市民の大きな批判を受けているという重大な問題があります。まず、市長の公約違反や暴走の是非が問われるべきです。

【市民税10%減税】河村市長の最大公約である「市民税10%減税」は、大企業や金持ちに減税の恩恵が厚く、低所得者や中小企業に薄い内容です。“金持ち減税”は市長選挙の「定率減税（金持ちはゼロ）」というマニフェスト（公約）に明らかに反しています。

しかも、「減税」財源を福祉など予算一律削減でまかなおうとしています。市長は「福祉は削らない」と弁解しながらも、予算一律削減方針を撤回しません。それは「減税」による税収減を引き金に「聖域なき行財政改革」を断行することで、「福祉の構造改革」（市長発言）＝福祉の民間化・民営化をいっしょに強行しようとしているからです。「減税」を売り物に大企業や富裕層を名古屋に誘致するねらいがあるからです。市長は最近、米国の駐日大使に「税金が安いので、米国企業に名古屋に来るように宣伝して」と発言しています。

「公約違反の金持ち減税のために福祉の削減は許せない」と市民の批判が広がっています。

【地域委員会】住民の投票で委員を決める「地域委員会」も住民からきびしく批判されています。河村市長が、本来なら民主主義に役立つ住民自治の仕組みを「福祉の構造改革」に利用しようとしているからです。

市長は、自らの行政責任をタナに上げて保育所不足による入所待機や児童虐待、不登校問題に地域委員会が

対応するよう求めています。河村市長は自著の『名古屋から革命をおこす』のなかで「保育園が足りない問題は、その地域で空いているアパートの部屋でも使用してこじんまりやればええ。あとは地域委員会という格好で、みんなが見ていくシステムを作れば、十分に園を運営していくことは可能だがね」と書いています。市長は市立保育園の直営を縮小し経営を民間に委託する、公立保育園縮小・解体計画を推進しています。

住民から「保育・福祉・医療など行政が本来やるべきことを地域住民に押し付けるもの。住民自治をゆがめる」との批判がおき、学区の地域活動を担ってきた区政協力委員が「地域委員会」の上からの押し付けに反発しています。

【議会の改革】議会の定数問題も市長選挙のマニフェストとちがいます。河村市長は市長選挙マニフェストで「定数は10%削減」とうたっていました。ところが、議会に出してきたのは「現行の半減」（現行75人）です。「10%削減」は7～8人減らすことということですが、「半減」は38人程度に減らすことということになります。これも重大なマニフェスト（公約）違反ではないでしょうか。

そもそも議会は市長から自律した機関です。市長の側から、議会定数や報酬のあり方を条例で押し付ける態度は、地方自治法の趣旨にそむき議会の自律権をおかし、市長の強権政治体制につながります。

議会が市長の提出議案を否決するなら解散するぞと、どう喝しながら、公約違反など重大な問題点のある議案を丸飲みするように議会にせまるという河村市長の乱暴な市政運営は、「自治体に対するクーデター」といわざるをえません。

「庶民減税」「住民自治」「議会改革」 日本共産党は提案しています

日本共産党市議団は、「減税」は不況下で生活悪化に苦しむ低所得者にこそ厚い「庶民減税」であるべきで、その財源は福祉予算削減に求めないこと、不要不急の大型事業の延期・中止や議会の政務調査費の節減や費用弁償の廃止など議会冗費（じょうひ＝ムダな費用）の根絶で確保すること、「地域委員会」は地域の住民自治・民主主義の仕組みにふさわしく住民が議論をつくし上から押し付けないこと、「議会改革」は議会自身の改革議論をすべて市民公開でおこない、高額な議員報酬の適正化、政務調査費の用途全面公表と支給額の削減、費用弁償の廃止を提案しています。

議員定数、こう考えます

憲法は地方自治体に議会をもうけることを規定し、地方自治法は人口規模で議員定数の上限を決めています。名古屋市の上限定数は88ですが、現行は75に減らしています。議員定数の問題は、なによりも市民の参政権の問題です。市民は1票を投じることで議員を選び、それぞれの声を市政に反映させます。議員定数の削減は、市民の大切な参政権をせばめ、市民と市政のパイプを細くすることになります。

市長は「地域委員会をつくるから市議会はスリムでいい」と言いますが、「地域委員会」のような住民自治の仕組みと、予算や条例を決定し行政を監視する議会とは権限も役割もことなります。

市長は議員定数を半減させ、1選挙区で1人しか当選できない小選挙区をつくと公言しています。新聞報道によると、各区の市議定数を県議定数と同じにすると報道されています。市内の県議選では東、中、熱田の3区が定数1の小選挙区、千種区・中川区など9区が定数2、その他は定数3で、市内の県議定数33のうち民主党と自民党が30を独占しています。日本共産党は議席ゼロです。小選挙区では、一人しか当選しないため、ぼう大な「死票」が発生し、多数の民意が切り捨てられてしまいます。

日本共産党は、民意切り捨て、民主主義を形骸化する定数大幅削減には反対です。

「政治ボランティア化」 労働者の議会参加をはばむおそれ

河村市長は「政治の職業化が集権化」を招き、「住民の政治参加」をはばんでいると決めつけ、「政治・議員のボランティア化」を主張します。条例に「政治の職業化による集権化の進展」を明記していますが、「政治の職業化」とはどういうことなのか、だれにどういう権限が「集権化」されているのか、事実にもとづく具体的な検証や説明はありません。市政運営と市民生活のルールである条例という法的強制力で、河村市長の特異な“政治信条”を市民に押し付けることは大問題ではないでしょうか。

市長は「政治のボランティア化」（無償化）を主張しています。日本共産党は政治家・議員が利権を求めず、市民にたいし献身的に働くことは重要な責務と考えています。同時に、議員は住民の要求にもとづいて地方自治を発展させていく任務をもっており、議会内の活動にとどまらず、日常不断に住民との結びつきを強め、調

査研究や政策学習に励み、住民と自治体のパイプ役を果たさなければなりません。そのためには生計費や調査活動費が必要なことは事実です。住民が納得する適正な報酬は民主主義と住民意思の反映にとって必要です。この立場から日本共産党は、「庶民に比べ高額」と批判される特権的な高額報酬の適正化を求めています。

河村市長が条例で議員の「ボランティア化」を方向づけすることは、さまざまな問題を生みます。議員がボランティアとして活動できる人に事実上限られていけば、一定の資産のある人以外の者は議員になることは困難になります。資産収入や事業収入のない労働者が議員になる道がはばまれ、「資産家の議会」に逆戻りする危険があることを率直に指摘しなければなりません。

日本共産党は暮らしを守り市民に開かれた議会づくりに全力をあげます

いま、議会に民主改革が求められていることは事実です。日本共産党を除く「オール与党」市政のもとで与党と行政がなれ合い、市長提案を無批判に通す「なれ合い議会」や、議員が企業・団体献金や選挙での支援関係を通じて企業・団体とゆ着し利権を求める姿を市民がきびしく批判するのはまったく当然です。

日本世論調査会が2006年12月におこなった地方自治に関する調査によると、議会に対する不満は「議会活動が住民に伝わらない」53.3%、「行政のチェック機能を果たしていない」33.2%となっています。議会が情報を徹底的に住民に公開し、首長・行政にたいする批判・監視の役割を強めることが求められています。

しかし、河村市長の「議会改革」はそうした民主的改革に逆行するものです。市民の議会批判を利用し、議会の屈服させ、解散することは、市長の強権政治と「翼賛」議会をつくることにほかなりません。

日本共産党市議団は民主的な議会をつくるため、市民運動のみなさんと力を合わせて奮闘してきました。行政と議会がなれ合う仕組みとなってきた市議会の「部会」の廃止、委員会の市民傍聴、政務調査費の領収書公開と減額など、議会改革の数々の成果をあげてきました。

日本共産党は今回の市長の提案を契機に動き始めた市議会自身の「改革」の動きについても、市民の目が届かない密室で議論するのではなく、議論の全過程を市民公開でおこなうよう求めています。市民参加の議会改革 これこそ市民に期待にこたえる議会改革の道だと確信します。

資料3 無料低額医療制度に関する厚労省レク (11月25日)

- ・実施日：11月25日(水)
- ・日程：＜厚生労働省＞10：45～11：30 無料低額診療事業について（衆院第1議員会館・佐々木室にて）
- ・参加者：市議団（尾関）、佐々木憲昭衆院議員秘書（村高芳樹）、井上哲史参院議員秘書（坂間和史）
名南会より2人参加

概要

無料低額診療事業について、厚生労働省は「抑制」する方向の通達を数年前に出しましたが、昨年の小池晃議員の質問主意書への回答で、新たに申請を受理するかどうかは「自治事務」なので「自治体の判断」にまかせるとしています。名古屋市でも、医療機関が申請準備をしていますが、市当局は厚生労働省のはっきりした見解を確かめたい、ついには厚労省が認めないとまで言って、申請受理をしていません。その実態を厚労省に聞きました

厚生労働省内部でも福祉や保険事業、税制など、全体の見直し作業をしているが、無料低額宿泊所などの問題もあって、まだいつ頃までにまとまるとは言えない。

他の自治体からも、申請に関する問い合わせがないことはないが月に1～2件。「抑制方向と自治体の判断」で答えている。

この制度は国民皆保険制度が確立する以前の制度であったので今の方向があるが、全体の見直しをしている。名古屋市が厚労省の意向で止めているということは理解できない。「自治事務だから自治体の判断です」といっている。市長会などから生活保護のも負担を出し、さらにこの制度でも税の減免をするのは二重負担になるから改善をともしわれており、それも含めた見直しをしている。

全国の無料低額診療を行う医療機関の推移は、256、262、260、260、263、新たに事業を開始した医療機関数は、8、9、1、3、6。やめる医療機関もあり、ほぼ横ばい。

名古屋市の言い分と厚労省の担当者との言い分が食い違っていた。

住民が主人公の市政に 力を合わせてがんばります



(北区)
梅原紀美子
915-2705



(西区)
わしの恵子
532-7965



(昭和区)
さとう典生
853-2801



(中川区)
江上博之
363-1450



(港区)
山口清明
651-1002



(守山区)
くれまつ順子
793-8894



(緑区)
かとう典子
892-5190



(天白区)
田口かずと
808-8384

ご意見・ご相談はお気軽にどうぞ
日本共産党名古屋市議員団

〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内
052(972)2071 fax 052(972)4190
e-mail dan@n-jcp.jp

名古屋市政資料 (165)

2009年12月28日

ホームページをご覧ください

<http://www.n-jcp.jp/>